

## 第九章 鴨綠江流域における女真村落の發展

— 温下衛にツイマ —

世祖中期から成宗十四年頃に到る時期に始まり、慶興付近に住む女真人が鴨綠江上流地方に移住し、温下衛（温火衛・温河衛）と呼ばれる村落を形成し、これ以後鴨綠江上流域での女真村落が増加した。本章では温下衛の出現時期、構成した部族、範囲および鴨綠江上流地方に女真村落が拡大した理由について考

察した。

### 第一節 温下衛の出現と發展

温下衛の名が朝鮮の史書に現われるのは曰李朝成宗實錄卷二一五、十九年四月己酉の條に「平安道節度使李秉正馳啓、温下衛等人叩闕、則何以接」と見えるのがはじめである。李秉正の馳啓の数月後、予告の如く温下衛からの最初の朝鮮來朝希望者が現われた。それは曰李朝成宗實錄卷二一七、十九年六月壬

寅に次のように記される。

平安道節度使李秉正馳啓曰（中略）温下衛  
會長金劉里哈等十五人、請上京齋拜。

文中の金劉里哈はこれが最初の朝鮮入国ではない。  
彼はこれより五年前、満浦鎮対岸の皇城平に  
移住—たいと希望—朝鮮國辺境を訪れてゐる。温下  
衛の形成過程を示す一文であるので、日李朝成宗実録四  
卷一五四、十四年五月辛丑の條を次に示—ておきたい。

平安道節度使李克均馳啓、野人金劉里介、

率部落、欲徙居皇城之野、藩衛本国、以輸

誠疑、何以處之。命議領敦寧以上、鄭昌孫  
 ·沈澮·盧恩慎議、劉里介本居慶興城底、  
 為兀狄哈所破、移住沈者羅老古基。今聞國  
 家、受建州衛歸順、率其部落、欲居皇城、  
 憑恃國家之威、安心住治。(中略)若劉里  
 介更來請居、令邊特語之曰、汝等之欲居此  
 地、非徒安生之計、欲為國家效力、誠亦可  
 嘉、然此地與慶陽堡相近、曠無人居、歲月  
 已久、今汝等率部落四十餘戶、忽來居此、  
 中朝必有謫責、事須奏聞。

右の史料によれば成宗十四年五月に来た金

、恐らく満浦鎮

劉里介は、(1)もと慶興の住人であり、(2)後に

兀狄哈に破られ、(3)沈者羅老古基に移住した

が、(4)部落四十餘戸を率いて皇城に移住した

いと述べたことになつてゐる。そこで金劉里

介の言う右の四項について逐條たしかめてみると、

(1) 金劉里介は慶興の住人と稱した

が、<sup>が</sup>李朝世祖實錄四卷三、二年正月己亥の条

に、

以(中略)金劉里加・朴撒哈塔等(為)阿

乙、加毛、端等處副萬戶。

と記されるから、彼はもと阿乙加毛端の住人であつた。阿乙加毛端は日魯山君日記に三年

三月己巳所收の李思哲の調査に、

慶興鎮東指四十里江内阿乙阿毛丹住女真司

直金倉大回等、子一名不知、弟伊里右四等

子一名不知。

と記される如く慶興鎮東方四十里の地で、

様な女真氏族の雜居地であつたから、金劉里

介の「本居慶興城底」という発言もほぼ當つ

てゐる。曰李朝世祖實録口卷二二、六年閏十

一月乙丑に、

以へ中略へ副萬戸金主成哥へ爲へ大護軍、

へ中略へ萬戸金毛多吾上護軍、副護軍金劄

禿・金劉里介・金奪哈等萬戸。

と記されるから、彼は朝鮮の萬戸を授職して

おり、この頃から金主成哥とも面識があつた

と察せられる。

金劉里介は何時頃慶興付近から沈者羅老屯

に移住したのであるうか。彼が慶興付近に居

住していたことを示す最後の記事は、前掲の

四李朝世祖実録四卷三、二年正月己亥に丁以

へ中略し金劉里加へ為し阿乙加毛端等處副萬

戸しと記されるものであり、移住後の初出の

記事は前掲四李朝成宗実録四卷一五四、十四

年五月辛丑に丁劉里介へ中略し移住沈者羅老

古基しと記されるものであるから、彼はほぼ

世祖六年末から成宗十四年までに移住を終え

ていたことなる。

(2) 金劉里介は元狄哈に破られて移住したと



稱 | ているが、こゝはたとえは口李朝成宗実

録  
に、

成宗三年正月戊午（上略）一、慶源・慶興

避仇來住骨着等、各於所在、官厚餉之、隨

人口多少、給米豆有差。

成宗四年十一月己亥（上略）命領議政申叔

舟、問金之下里曰、聞骨着元狄哈與嫌真元

狄哈為仇、來居我江邊者甚多。

と見えるよくな事實を指すのであろう。成宗

三四年頃、慶興付近の女真人と嫌真（尼麻車

〽兀狄哈との間に抗争があり、このため難を  
 避け、移住する女真人も多かった。そして曰  
 李朝成宗実録曰卷五二、六年二月乙酉の条に、  
 永安北道節度使魚有沼馳啓、兀狄哈三百餘  
 人、分三處、屯豆滿江北阿乙可毛端平。遂  
 渡江、侵掠汝吾里居野人家而去。  
 と見える如く、兀狄哈三百餘人が阿乙可毛端  
 に來屯した。阿乙可毛端は金劉里介のいた阿  
 乙加毛端で、<sup>彼等は</sup>いた他部族の侵入を避けて、  
 遠く鴨綠江流域に移住し、

たと察せらる。

(3) 金劉里介が慶興付近から移住した最初の

土地は沈者羅老古基といつた。沈者羅老は沈

指揮とも稱され、永樂二十二年四月十七日、

建州衛が奉州古城から溲猪江流域に移住した

さい、一部族を率いて鴨緑江流域の小甫里口

子村岸に移住した。曰李朝世宗實録卷二四

六年四月辛未。小甫里口子は、李仁榮氏に

よつて慈城郡上仇非に比定されてゐる。① たた

し沈者羅老は、その後小甫里口子上仇非

から桑木仇非に移住した。このことは

日李朝成宗実録口卷二五三、二十二年五月甲

辰の條に、

西北面都元帥李克均書啓（中略）彼人沈者

羅、居滿浦上土越邊地名桑木仇非、癸丑年

問罪時、大軍直至桑木仇非而還。

と見える如くである。上土岨が今の麻田嶺で

上土鎮が今の從浦鎮であることは、瀬野馬熊

氏の所説に見えるが、昭和八年陸地測量部作

成の滿洲十萬分一図に懷仁七号しによれば、

満浦鎮上流約三十料、雲峰洞（旧城洞）と照

牙洞との中間に桑木坪といふ地名が残つてい

る。仇非といふ語尾をもつ地名は鴨緑江流域

に廣く分布してゐる。仇非の朝鮮音は<sup>キムピ</sup>と

あるが、日増訂清文鑑には<sup>キムピ</sup>なる語に鼻

窟と漢譯するほどにして凹<sup>ウ</sup>たる所を<sup>ウ</sup>とい

うしと解説し、日清文彙書には<sup>ウ</sup>凡物之裡

子凹處しと記してゐる。仇非は恐らく河川の

變曲部が侵蝕作用をおこし、一方に大きく湾

入した部分をも指す女真語であつて、桑木仇

非の一帶がやや広い沃野であつたところから、  
 仇非が坪に転じ桑木坪と呼ばれたものと察せ  
 られる。前掲文中「癸丑年間罪時」と見える  
 のは宣徳八年の戦役を指すが、同年崔閏徳の  
 軍のみは他軍と行動を別にし、婆猪江方面に  
 向かわず東北方の桑木仇非に向つた。

沈者羅老古基

は桑木仇非

で

はなく小浦里口を指すらしい。といふのは

曰李朝文宗実録口卷九、元年八月甲戌の條に

自桑木仇非至于沈者羅老・林加羅古家基址

則海西衛指揮李滿者、率管下一千餘人來止  
 と記し、桑木仇非と沈者羅老家基址とを区  
 別して、いるわらびある。沈氏一族ははじめ小  
 甫里に子を中心として村落を形成したが、の  
 ち桑木仇非に移住し、これにかわつて海西衛  
 の李滿者がこの地に移り住み、その後金劉里  
 介が慶興から來住したのである。  
 (4) 金劉里介は皇城平に移住したいと述べ  
 いる。皇城平は高句麗古墳群のある通溝平野<sup>③</sup>  
 を指すが、彼がこの地に來住したかどうかは

確かでないが、朝鮮との関係の發展と保護を顧つて、かように希望したものと察せられる。

第一節 補注

① 李仁榮「朝鮮初廢四郡地理考」曰青丘學叢

正二九号、一一八頁。

② 瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」上、曰東洋學

報正一三卷一号、三五頁。

③ 通溝に「いはは池内宏曰通溝正日滿文化

協会、一九三八年、参照。



第二節 温下衛の出自

温下衛の歴史は、温下衛が再移住をおこなった中宗初年頃を境とし、前後二期に分けることが出来る。まず前期すなわち成宗・燕山君時代における温下衛の主要な首長四人について、その出自を述べ、温下衛の構造を考えた。

(1) 金劉里哈、金劉里哈は鴨緑江辺移住前には阿乙加毛端に住んでいた。女真萬戸であつ

たが、幹采里・兀良哈・骨着などの部族  
 にも所属してない。成宗十九年六月、彼は  
 はじめて温下衛の酋長を名乗って朝鮮の門戸  
 を叩き、平安道を通って上京したいと請うて  
 朝鮮国に拒絶されていく（日李朝成宗実録四  
 卷二一七、十九年六月壬寅）。当時の朝鮮国  
 にあっては、女真の上京路とては咸鏡道方  
 面のそれのみが開かれ、平安道のそれは閉鎖  
 されていた。平安道の道路は、明国使節の往  
 来も多かつたから、明国への遠慮から女真と

の交流も公知となすことははばかられたので  
 ある。金劉里哈は成宗十九年十二月にも、自  
 己の牛馬布等を支拂つて、朝鮮被擄人を買い  
 取り、朝鮮国に送り、朝鮮国への方向帰順  
 と平安道よりの入国を請うていゝ（曰李朝  
 成宗実録 凶卷ニ二三、十九年十二月甲午）  
 朝鮮国は青紅繻布を送り、勞に報い、ただし  
 平安道からの入国は拒絶し、永安道（咸鏡道  
 ）後門から入国するよう説得して帰らせた。  
 金劉里哈は成宗二十二年五月に、建州左

右衛門の騎歩兵各二百が鴨緑江を下つたと満浦  
 僉節制使に報じ（曰李朝成宗実録口卷二五三）  
 二十二年五月庚子、成宗二十三年十二月に  
 も満浦鎮に來て、この方面からの上京を請う  
 たが、満浦鎮僉節制使金允濟は米塩を給した  
 のみで歸らせた（曰李朝成宗実録口卷二七二）  
 二十三年十二月癸丑、成宗二十四年三月に  
 も金劉里哈の子、指揮無澄巨が満浦をおとす  
 り、僉節制使金允濟から衣類を與えられた（  
 曰李朝成宗実録口卷二七五、二十四年三月丙

成) 金劉里哈は当時七十歳すぎの老人であつたといふ。

(2) 金主成可 金主成可は日李朝世祖實録曰

卷二二、六年閏十一月乙丑の條に「以中略

」副萬戶金主成哥(爲)大護軍(中略)以童

関赴征也」と記されるのが最初の朝鮮來國を

示すものである。彼が大護軍に任せられたの

は、朝鮮國の毛憐衛出兵のさいに童関に従軍

した功によるから、彼は毛憐衛人にも建州女

直にも所屬しない人物であつた。日燕山君日

記曰卷ニ三、三年五月己巳の條に見えり童子  
 清禮齋去事目しに「其語温下衛酋長曰、汝等  
 久居慶興城底、世蒙國恩、非他彼人之比」と  
 見えるかり、彼もまた慶興付近に住む野人女  
 直であつたと考えられる。  
 金主成可が温下衛人として朝鮮國に現われ  
 たのは成宗二十二年二月で、このとき彼は建  
 州左衛と元狄哈とが滿浦鎮から朝鮮入寇を計  
 つていると朝鮮國に伝えた（曰李朝成宗實錄  
 曰卷ニ五〇、二十二年二月戊午）。この事は

平安道觀察使から政府に馳啓された。成宗二

十二年十一月、金主成可の子の虚虚乃等が満

浦鎮に来り、建州三衛人の来寇を警告し、曰

李朝成宗實録四卷二五九、二十二年十一月己

亥、成宗二十三年四月には金主成可が建州

女直の動きを西北面都元帥李克均に傳え、曰

李朝成宗實録四卷二六四、二十三年四月壬寅

、成宗二十三年七月、金主成可等は満浦鎮

に来り、建州女直の昌城来寇の事情を報じ、曰

李朝成宗實録四卷二六七、二十三年七月辛卯

一、成宗二十四年三月にも金主成可等は満浦  
 に現れ、僉節制使金克濟から衣類を與えられ  
 た（曰李朝成宗實錄 卮卷二七五、二十四年三  
 月丙戌）。金主成可の住地は不明であるが、恐  
 らく満浦鎮から遠からぬ鴨綠江沿岸であつた  
 と思われる。成宗二十三年四月、金主成可は  
 「吾等は至誠帰順するも未だひとたびも上京  
 せず」と不平を述べてゐるが（曰李朝成宗實  
 錄 卮卷二六四、二十三年四月壬寅）、彼が建  
 州女直の勤静を「ばしは朝鮮國にしらせたの



は、かくするこゝによつて朝鮮國の歎心を買  
 い、恩賞と保護を受けようとしたためと察せ  
 られる。

(3) 朴高里 成宗二十二年六月、平安道觀察

使柳輕は、温下衛大卿朴高里等が、前に殺さ

れた鋤正哈の所持品の返還を請うて来たので

もし更に來請した際には如何にすべきやと

政府に指圖を仰いでいる(曰李朝成宗實錄也

一 卷二五四、二十二年六月辛未) 大卿は大

人といふ程の意味であらう。この朴高里も、

二水が最初の来国ではない。曰李朝世祖實録  
 凸卷三、二年正月己亥の條に「以（中略）朴  
 高里・色目不花・朴阿堂吉等會春等處副萬戶  
 」と見える如く、彼は會春の副萬戶であつた。  
 會春は恐らく會伊春ぞ曰魯山君日記凸の李思  
 哲の調査に「慶興鎮（中略）北指三十里江外  
 會伊春住女真護軍朴波伊大」と見え、村落は  
 朴姓と金姓の者によつて占められる（曰魯山  
 君日記凸卷一三、三年三月己巳）。曰李朝成  
 宗實録凸卷八一、八年六月甲辰に「會春接骨

着司直愁里無應阿、隨居彼人也吾奉しと見え

るわら合着には骨着元狄哈も住んでいたらしい。

かし朴姓は骨着元狄哈に、はなにから、朴

高里は骨着元狄哈ではなく、名も知られぬ所

謂野人女直であつたと察せられる。

(4) 李時驢 未 燕山君三年九月、朝鮮国政府

は童清禮を建州衛に差遣し、宣諭したか、こ

れを知つた温下衛の李時驢未という者が、自

己の衛が二百餘戸の大村落であるにかかわら

ず、宣諭官の差遣のなかつたことに不平を述

べた一條が、日燕山君日記四卷二八、三年十一月辛亥に次のように記される。これが温下衛人としての李時驢未の名の現われる最初である。

平安道觀察使鄭敬祖馳啓、建州衛野人沈吾乙只與温下衛野人李時驢未切族、而時驢未乃兼司僕李玉三四寸親、二人相語云、吾族類繁盛、幾至二百餘戶、頃者朝鮮宣諭官之來、三衛並蒙恩賜而我輩獨未蒙恩。

ここに李時驢未といふ人物が、どのようにな

出自を持つ人物であるかについて考えねばな

らないが、彼は朝鮮の兼司僕の李玉という人

物の三四寸の親であったと記されている。李

玉は世祖六年閏十一月に李多弄哈とともに副

司正として來朝した人物で（曰李朝世祖實錄

四卷ニニ、六年閏十一月丙寅）、曰李朝世祖

實錄四卷三四、十年十月甲午に骨着兀狄哈

李玉來獻土物」と記される如く、骨着兀狄哈

の出身者であった。彼の父親が李多弄哈と呼

ばれる人物であったことは、曰李朝世祖實錄

四卷四二、十三年五月戊子に、

上欲通諭諸種野人而難其人、召問野人多弄、

哈子李玉及姪李山玉等。玉欲由陸路、山玉

欲由水路往、命皆超資授諭野人書。

と記される如くであるが、李多弄哈も朝鮮に

帰順した骨着元狄哈であつたことは、曰李朝

世祖實録四卷三一、九年十二月辛亥に「投化

骨着元狄哈李多弄哈等五人來獻土物」と記さ

れる如くである。従つて李玉の三・四寸の親

である李時驢未も、骨着元狄哈の出身であつ

たにちがいにない。このことを示すのは日魯山  
 君日記の三年三月己巳の條の李思哲の調査で  
 あつて、それには次のように記される。

慶興鎮（中略）北指十里江内、江陽住骨着

上護軍李多弄可、千戶者邑同介子二等、子

豆應夫里四等、弟李留應臣、侍衛三等、弟

司正李多陽可三等、子山玉、次子獨松、已

上四等、姪護軍李時羅末三等、子豆所應可、

次子都郎可、已上四等、弟時將可三等、右

里回家内、壯丁十名。

右の家系を先の所説により補足しつゝ図示すれば次のようになる。従つて李玉と李時羅

李者邑同介 | 多弄可 |

豆應夫里  
玉

留應巨

親であつて

多應可 |

山玉  
獨松

李時驢未(

李時羅未

豆所應可  
都郎可

が骨着元狄

時將可

哈であるこ

とに間違ひ



ない。

以上に論じたところの結論を示せば、温下  
 衛を構成したのは、もと慶興付近に居住した  
 女真人と慶興付近の骨着兀狄哈の一部である。  
 恐らく世祖末年から成宗初年にかけて尼麻車  
 兀狄哈からの圧力があつた、慶興周辺の最も弱  
 少で、強力な部族組織による支援の得られぬ女  
 真人が、まず鴨緑江中流域に難を避け、ついで  
 骨着兀狄哈の中でも弱体な一族が、後を追  
 つて移住したのである。移住地は満浦鎮対岸

から桑木坪・小南里口子討岸の鴨緑江流域に  
 添って廣く分布したものと察せられる。

温下衛の戸数は沈者羅老古基にいた成宗十  
 四年頃に四十餘戸であったが（曰李朝成宗寶  
 録）卷一五四、十四年五月辛丑、燕山君三  
 年頃には二百餘戸に増加している（曰燕山君  
 日記）卷二八、三年十一月辛亥。こゝにた  
 戸口数の増加も、温下衛の閭延・茂昌地方へ  
 の擴大うながす一因となったと考えられる。

第三節 温下衛の擴大

温下衛人の一部は

後期すなわち中宗年間

に入つて閣延

・茂昌越辺地方に移り住むようになった。

なわち日李朝中宗實錄四卷二八、十二年六月

壬子の條には、温下衛野人金主成介が閣延越

辺の未彦川に來住したことを報じた一節が次

のよりに記されてゐる。

咸鏡平安道兩道觀察使馳啓、温下衛野人金

主成介、來居閣延越邊未彦川事。命政府兵

曹及知邊事宰相等會議、(中略)虜人起居我

境、漸至滋蔓、非国之利、但金主成介來居  
 地面、道路形勢、非防禦所及。雖驅迫、未  
 必從令、來居已至六年之久、賊路迂直、彼  
 必審知之。

「來居はすでに六年の久しきに至る」と記  
 されるから、移住は中宗六年頃になされた

と考えられる。閻延の位置は、津田左右吉氏は

今の厚昌郡厚昌面富興洞付近に比定し、<sup>①</sup>瀬野

馬熊氏は今の中江鎮を以て閻延郡治とする異

説を立てたが、<sup>②</sup>李仁榮氏は元永胄日記・李汝

節手本等の新史料をもとにして中江鎮説の不  
 当を論じ、現在の下長洞の土城址を以て往年  
 の閻延新城址と比定している<sup>③</sup>。筆者も李仁榮  
 説に従いたい。

閻延の末彦川は恐らく閻延の対岸ではなく、  
 閻延からは茂昌寄りの上章洞あたりであつた  
 この地に金主成哈は移住して来たと思われる  
 といふのは日李朝中宗實録巻四九、十八年  
 十二月戊戌の條に「但其三水至茂昌六日程、  
 自茂昌至金主成哈部落二日程」と見えるから

である。茂昌から二日程を上章洞地方に  
 する。同書十八年十二月丙辰の條に「閻延金阿  
 宋可等十屯、茂昌金主成哈等屯、則首謀罪魁  
 固當數罪先逐」と見えるから、金主成哈の村  
 落は茂昌に近かつたのである。

金主成哈の移住の原因は、中宗十二年十二  
 月、金主成哈の子等が満浦鎮に來り満浦僉使  
 に來住の許可を求めた語に「我等被建州衛侵  
 掠、移居茂昌越邊。家皆瀕江、未知許居與否  
 來告」と見えるから、建州女直との衝突が原

因であつた。温下衛人はしばしば建州女直の  
 動静を朝鮮に傳えていた。わら建州女直の敵意  
 を受けることもあつた。ろうし、温下衛人は女  
 真社会でも少数教下層氏族の者が大部分であつ  
 たから、建州三衛人からは温下衛人を待た  
 ざと奴隷の如きし扱ひを受けたり（曰燕山  
 君日記凶卷四三、八年三月癸未）、兩者には  
 強い反目があり、その上に双方とも人口が増  
 加したため、温火衛の初面と建州衛の初面と  
 は境を連ねて混處し、虜居は極めて繁き（曰

李朝中宗實錄口卷四九、十八年十二月丁未、  
 上、有様であつたから、兩者の生活圏の接点で  
 は狩獵区域をめぐるあらゆるそいも生じていたと  
 察せられる。この邊に温下衛が~~再~~移住を餘儀な  
 くされた理由があつたと思われる。

金主成可は中宗十二年六月、茂昌付近に居  
 を構え、~~たが~~子息の中二人が、彼と同居し、長  
 子と~~女子~~と他の一人の子は茂昌越辺に別居し  
 た。この地には別に九戸があり、西方一日程  
 に金卓時等二十余戸の村落があり、温火衛全



体と一又は百余戸に過ぎなかつたといふ可

李朝中宗實錄四卷三一、十二年十二月乙丑。

一、わし李時驢末の言によれば、燕山君三年頃

の戸数が二百余戸であつたといふから、曰燕

山君日記四卷二八、三年十一月辛亥、金主

成下の言はおかしい。恐らく温下衛の實体が

彼にも把握し難かつたのである。

しかし闔延・茂昌における女真人村落は、

金主成可の移住後次第に増加した。この方面

における村落の成長のさまを平安道の軍官金

仁孫は次のように傳えてゐる。

曰李朝中宗實錄正卷三六、十四年六月甲戌

（上略）彼人金阿宋可等、本居富寧者、移

居閭延城底、城内種菜、城外墾田、種粟并

皆茂盛、其造家甚牢、四面設木柵、又設東

西兩門、有同久遠部落凡十七戶也。（中略

）且其各戶多積箱籠、問其由則答曰、會寧

居人等三百餘人、將欲來居、先輸財物、置

此、朝廷終何禁止。仁孫等更諭曰、汝等不

即還去、則朝廷自有問罪之擧、悔之何及。

彼人等高聲佯應曰、當如教令云。非獨此處。  
 沿江上下彼人來居者、總計九十二戶、壯者  
 無慮四百餘名、此人等來居已久、甚非國家  
 之利。

また中宗十七年三月、參贊官崔世節は閔延  
 ・茂昌地方における女真村落の増加のさまを  
 次のように述べている。崔世節は中宗十二年

六月頃、滿浦鎮僉節制使に任せられた者であ

る(日)李朝中宗實錄四卷二八、十二年六月壬

申。

曰李朝中宗實錄曰卷四四十七年三月甲寅  
 參贊官崔世節曰（中略）臣在滿浦時、野人  
 之來居閭延茂昌者、僅三十餘戶。今聞部落  
 漸至繁盛。繁盛則上土滿浦等鎮、將有朝夕  
 之變。（中略）（特進官尹熙平所言本來居  
 住者、即溫下衛也。溫下衛本無酋長、但部  
 落散居矣。閭延茂昌新所來居者、即金朱成  
 哈也。自此人來居以後、六鎮野人、或四五  
 家三四家、年年移居其處。大抵六鎮、以野  
 人為藩籬。恐六鎮將為虛疎也。

六鎮の女真が毎年閏延・茂昌に移住するた

め、六鎮地方は過疎化するであらうと言つて

いる。また特進官安潤徳は、何の資料によつ

たのかわかりないが、閏延・茂昌への女真人

移住者は、數月之間、九百餘戸、移居於此、

皆貪其山川土地之利也」と稱し、マありヘ曰李

朝中宗寶録口卷四四、十七年五月乙亥、左

議政南哀等は閏延・茂昌の事を議し、三衛

人の前後來居せる者は歲ごとに二百餘戸であ

り、移住者は今も相つぎついでには西北の患

となろうと述べている（曰李朝中宗實錄卷四六）

七年十一月甲寅。そ一曰李朝中宗實錄卷四

卷四九、十八年十一月癸酉の條に示される領

事南哀の言に「閭延茂昌野人、挈妻牽牛而來

居、漸至滋蔓」と見えるのは、來居者が一時

的狩獵が目的ではなく永住の爲であることを示

している。

閭延・茂昌への入居者は、會寧や鍾城など

六鎮の女真人が多かつたことは、曰李朝中宗

實錄卷四九、十八年十二月丁未の條に見え

る満浦僉使李誠彦の次の上疏によつても察せ  
らる。

但茂昌邑城越邊、會寧野人金伊郎哈・金合

多・金下古・金三馬、鍾城野人金者通介等

五家來居。命咸鏡將士、勿屠殺其家。温火

衛朴阿陽介等六家、同居於此。勢難分辨。

寧失温火之人、勿害六鎮野人幸甚。金主成

哈等部落、居其次。實是罪魁。誅討必自此

始、則庶可大獲矣。

右史料によれば六鎮からの移住者のすべ

が温下衛を稱したのでもないことかしかるが

咸鏡道の六鎮からの新参者と温下衛人とを

りませめて鴨緑江邊移住者は閔延、茂昌のみな

らず満浦鎮對岸地方にまごひろがった。

それは曰李朝中宗實録の卷四十七、十八年閏四

月辛丑朔の條に記される備邊司堂上高荆山等

の啓に、

臣等聞、温火衛野人來居我土者、勢甚滋蔓

而咸鏡六鎮野人皆將相率移來矣。前者滿浦

鎮越邊來居者、初則五六餘家、火其廬舍驅



逐後又來居者、今幾至二十餘戶。其勢自三  
 水至義州等鎮必多移來而遍處矣。終為邊閭  
 莫大之患。

と見える如くである。かような女真村落の

擴大に對應するため、朝鮮國政府は國家の意

志として女真への出兵を決定し、中宗十九年

正月六日、平安道兵使李之芳の率いる平安道

軍は、入征の範圍を閔延の金巨大屯までとし

て、<sup>滿</sup>浦鎮を出發し、巡邊使曹閔孫の率いる咸

鏡南道軍は、入征の範圍を金主成哈屯までと

し、正月六日三水郡を出發し、董頭坪等の女  
 真村落を焼いた。その経緯は別稿に述べたの  
 で、ここでは省略する。

この出兵はしばらくは効果はあったが、朝鮮  
 軍が退くと鴨緑江上流地方への女真移住

民は、その後、毎年増えつづけた。曰李朝中

宗寶録 四卷五一、十九年六月戊午の條の平安

道兵使曹閏孫の啓本に「驅逐後、野人復入閭

延等處、耕田作廬」と見え、曰李朝中宗寶録

四卷一〇二、三十九年四月甲申の條の特進官

馬孟善の言に、

自三水至閻延・茂昌之間、野人之來居者、

至於四五千。自朔州至滿浦近處來居野人、

亦不下三四千人。古者溪洞之間、胡人或六

七家在聚而居。今則滋蔓至於如此。

と見え、曰李朝明宗實錄四卷三二、二十一年

正月癸卯・同年十一月甲子の條の備邊司の啓

によれば、この頃西海坪へ慈城洞口南方七料

一地方もまた女真人耕種の地となつたから、

出兵の實効はなかつたといふべきである。

一かし中宗二十年以後、温下衛に關する記  
 録は急に減少する。これは北征の結果、再征  
 を警戒した温下衛人が朝鮮への接近を避けた  
 為であらう。しかし温下衛は滅亡したのでは  
 なく明代末期に至るまで存続していた。それ  
 は日李朝宣祖實錄四卷二三、二十二年七月丁  
 巳の條に、又ルハ午の興起のさまを傳えて  
 毛麟率建州衛、已服從。温火衛未服從、自相  
 攻撃。老乙可赤桀驚之狀、據此可知しと記さ  
 れ、また宣祖二十八年（萬曆二十三年）十二

月、又ルハ午の幕營に旅した武官南部主簿申  
 忠一の書啓に、

一、上年南道生變時、古未介酋長金歪斗、  
 領兵入寇云。歪斗父周昌哈、向化於我國、  
 賜姓名金秋曾。兼司僕。在京時、仕八九年。  
 托以其父歸見事。還其故土。仍不出來云。  
 自奴酋家去古未介六日程云。(中略)

一、温火衛都會長童姜求里之孫甫下下。奴  
 酋妹夫也。奴酋聞遼東及蒙古聚兵之奇、使  
 甫下下領兵千餘、一同守城。今則罷去云。

甫下下守城時、所領坡山・時番・乞可・厚  
 地・所樞・應古等六部落、皆屬温火衛云。  
 一、温火衛、馬老部落酋長童打夫領兵、與  
 甫下下、往在奴回城。留七朔。今始罷歸云。  
 一、温火衛、西自梨坡部落、東至古未介部  
 落云。  
 と見えるからである。右史料によれば、明末  
 の温下衛は西は梨坡部落から東は古未介部落  
 にまで分布していたといふ。梨坡は申忠一の  
 可建州圖録に七一、梨坡、胡人歸順時、由

此路往来。自滿浦距梨坡三十餘里、部落十

八座。酋長童汝乙古云しと記される。梨坡

は恐らく曰清内府一統輿地秘圖にいう「正。

Binaの地に当り、滿浦鎮北方約二十料の高子溝

付近に当ると思われる。

古未介は恐らく茂昌東方の古未平であろう。

曰李朝世宗實錄 卷九八、二十四年十二月戊

子に「左參贊皇甫仁啓、咸吉道甲山郡、近無

賊變。故自惠山口子至茂昌郡古未平江邊、居

民布野、往耕江外之田者頗多しとあり、世宗

二十五年九月辛未に上命都體察使皇  
 甫仁、自甲山三水、至于平安道之境古未平、  
 と記される如く、古未平は茂昌郡に屬し、平  
 安道と咸鏡南道との境界付近に存した。この  
 古未平は温下衛と深い關係があつた。中宗十  
 九年正月、一千八百の兵を率いて温下衛の燒  
 棄に向つた北道巡邊使曹閔孫は、三水を加  
 乙波知、古未坪、厚州、同仇非、奉浦洞を經  
 て董頭坪に到り、奉浦、古未坪を經て帰還し  
 た。日李朝中宗實錄四卷五〇、十九年正月甲



午)。その間朝鮮軍は古未坪に於いて朴阿陽

哈の子羅陽哈等五名を捕捉した。朴阿陽哈は

日李朝中宗實錄四卷四九、十八年十二月丁未

の條、の滿浦僉使李誠彦の上疏に「茂昌邑城越

邊、會寧野人金伊郎哈(中略)等五家來居。

(中略)温火衛朴阿陽介等六家、同居於此(

中略)金主成哈等部落、居其次しと記される

ように温下衛人である。そしてこれらの温下

衛人の住む古未坪は、加乙波知と厚州との中

間に存した。

その古未平にツいては瀬野馬熊氏が朝鮮

廢四郡考の中び曰寶録地理志茂昌郡の部を

闋すると、それにはツ四境東距咸吉道三水郡

古未平一百三十一里と出ている。古未平の

名は厚州古邑の東、蓮坪洞の對岸、十二道溝

の南方に見出され、輿地勝覽咸鏡道三水郡の

部にはツ此以下、係鴨綠江外之地と一々古

未洞と出たり、厚昌郡邑誌にはツ賊路と

して蓮城越邊古味洞と見え居る。陸

地測量部五萬分一圖には三聖屯と書いて、コ

メドシと振假名してある。凹と述べられている。

三田村泰助氏は曰建州圖録口にいう「西梨坡

部落、東至古末介部落云々の古末介を以て興

地秘圖に記すハルフンムケに比定し、今の湯

河の方面を指すとされたが、<sup>④</sup>わたくしは古末

介は瀨野馬熊氏の指摘された地に比定した方

がよいと思う。曰建州圖録口の他の個所に「

上年南道生變時、古末介酋長金歪斗、領兵入

寇云々と見えるが、南道とは咸鏡南道の謂て

あろうから、これによつても古末介は、やは

リ咸鏡南道寄りの地に見出す方が多量である  
うと思う。

かように中宗年間、鴨綠江中流域から閔延  
・茂昌に移住した温下衛人は、中宗十九年の  
朝鮮軍出兵により暫時退避したが、いくばく  
もなく旧居に帰り、その後この方面の移住  
民は増え続けた。朝鮮出兵の影響を受けて朝  
鮮国との接触の機会は少なくなつたが、温下  
衛は明末に到るまで存続し、村落の占守地域  
も梨坡部落から古末平まで擴大し、これにと

もな い 勢 力 も 強 く な り、 甫 下 下 の 如 く 又 ル ハ  
 午 の 妹 夫 に ま ぞ な る 者 も 現 わ れ た の ぞ あ る。

第 三 節 補 注

① 津 田 左 右 吉 曰 朝 鮮 歴 史 地 理 四 第 二 卷、 三

五 八 頁。

② 瀬 野 馬 熊 曰 朝 鮮 廢 四 郡 考、 曰 東 洋 学 報 四

十 三 の 一、 三、 四、 大 正 十 二 年 刊。

③ 李 仁 榮 曰 鮮 初 廢 四 郡 地 理 考、 曰 青 丘 学 叢

四 二 九、 三 〇。 曰 廢 四 郡 問 題 管 見、 曰 震

檀学報 一三。 兩論文とも曰韓国満洲関

係史の研究 曰韓国文化叢書、第十三輯、

一九五四年、乙酉文化社刊、に収録され

てゐる。

④

三田村泰助「ムクン・タタンの制の研究」

曰明代滿蒙史研究 一、一九六三年十月、三

四一—四八三頁。 「ムクン・タタンの制の

研究」曰立命館文学 四第二二三号、一九

六四年一月、一一—五三頁。 「朝鮮側史料

より見た清初の疆域」曰朝鮮学報 四第二十一、二輯、

第四節 移住の原因と衛名の由来  
 鴨緑江沿辺に移住した女真人の多くは咸鏡  
 北道六鎮の出身者であったが、彼等の移住の  
 原因は毛皮貿易の活況とかかわりるところが大  
 きかつたと考えられる。すなわち世祖末年か  
 ら成宗年間にかけて毛皮貿易がさかんとなる  
 と、狩獵地をめぐって尼麻車兀狄哈と骨者兀  
 狄哈や他の女真族との間に争がおき、弱少の  
 部族は狩獵地を締出された。たまたま毛皮貿  
 易は活潑化する時代であったから、旧地を追

獐

ぬれた人々は鴨緑江方面にまで移住し、毛皮  
 動物を得ることもなつたのであろう。この方  
 面には黒貂は産出しなかつたが、黄貂・狐・鹿  
 栗鼠等の<sup>ハ</sup>動物や人蔘のゆたかな産地であら  
 した。成宗十三（成化十八）年頃から満浦鎮で  
 朝鮮との交易も可能となつており、また遠き  
 をいとぬぬは開原・撫順での交易も期待でき  
 たから、新移住地での生活は容易であつたと  
 察せられる。咸興北道の六鎮地方では時代の  
 下降とともに人口も増加し、過剰の人口は鴨



緑江辺に移住し、この方面に女真村落が次第  
 に拡大する事となつた。

しかし彼等のすべてが温下衛人を稱したのでは

ない。たとえば温下衛金主成可の村落につい

て曰李朝中宗實錄 白卷三一、十二年十二月乙

丑に「主成可は二子を率いて同居し、長子・

次子及び我は別ち各居す。并に他人およそ九

戸が來居す。西南一日程を距てて金卓時の所

居あり。二十餘戸に過ぎず」と見える如く、

金主成可の村落は肉親の數戸を除いて、他は  
 血縁關係のない人びとが混住した複雑な村落  
 であつた。また曰李朝中宗實錄 卍卷三六、十  
 四年六月丙子に「閔延江邊の來居者は、ただ  
 に金主成可の族親のみならず、他部落も相率  
 いて來居し、九十餘戸の多きに至ると見え  
 曰李朝中宗實錄 卍卷四四、十七年三月甲寅に  
 「温下衛はもと酋長なし。ただ部落が散居す。  
 閔延・茂昌の新入居者はすなわち金朱成哈也  
 二の人の來居して以後、六鎮野人は或は四五

家三四家が年年移居すしと見える如く、金主  
 成哈の移住後、六鎮の各地から、數戸を以て  
 來住したため、永年の間に人口が増加した  
 のであつた。従つて鴨緑江上中流沿岸の村落  
 は地域全体として、みれば地縁的であつた。従  
 つて温下衛の村落の首長に過ぎなかつた金  
 主成可や金劉里可は、彼等の移住後に形成さ  
 れた鴨緑江諸部落の成員全体に對し、首長と  
 しての政治的權威を備えてはゐなかつた。  
 これを主張し得る基礎も實力も持たなかつた。

かように實力も權威もそなえなひ者が、何  
 故に衛を稱したるのであろうか。そもそも温  
 下衛の名は何に由来するのであろうか。  
 温下衛の名は温河衛が正しく、これが  
 明の史書に謂う温河衛であるとする説がある  
 が、この説はあやまりであるうと思ふ。すな  
 わち温河衛の名がはじめ大明實録に現  
 れるのは、宣宗實録卷五八、宣徳四年九月丁  
 未の條に「温河衛指揮阿哈出（中略）等來朝貢  
 馬及方物」と記されるものであつて、この温

河衛は宣徳四年（朝鮮世宗十一年）にすでに  
 成立していた。しかるに金劉里哈の温下衛が  
 現われるのは成宗十九年（弘治元年）であつ  
 て、それ以前に金劉里哈が温河衛を稱したこ  
 とはないから、明の史書にいう温河衛と温下  
 衛とは無関係と言わねばならない。そして鴨  
 緑江邊の温下衛は、朝鮮の史書では「温下衛  
 し」と記されること最も多く、次に温火衛しが  
 多く、「温河衛し」は一件しか現われない。こ  
 の理由からも温下衛人は「温下衛しを稱した

のどあつまつ温河衛と稱したことはなく、  
従つて明の史書の温河衛とは無縁であると思  
われる。

温下衛の名が何に由来するのかわ確證となる

ものはない。或は骨着兀狄哈の衛名である喜

樂温河衛から出たものかもしれないが、温下

衛を最初に名乗つた金劉里哈は骨着兀狄哈出

身者とは言えないからこの説には疑問が残る。

温河衛は彼等独自の考案によるといふほかな

い。

彼等は「温下衛」を名乗つて明国に朝貢し  
 た形跡はない。温下衛は明国に對するよりも  
 朝鮮國に對する名乗りであつたと考えられる。  
 では何故かよくな明国にも認められない衛名  
 を名乗る必要があつたのであろうか。これは  
 恐らく温下衛人は、その出身が卑しく、有力  
 な衛の被護もない下層民であつて、しかも移  
 住地に近い満浦鎮からの朝鮮入朝を強く希望  
 していた。しかし無資格の個人では一顧も興  
 えられぬところから、故意にかような名稱を

名乗リ、朝鮮國の注意を喚起して厚遇を得ようとしたものと察せられる。

彼等がしばしば建州衛の動向を朝鮮國に通

報したのには、朝鮮との貿易関係の永続を望ん

だからであらう。ただし朝鮮國は平安道が上

上國使臣往來之地として李朝成宗実録卷二

一七、十九年六月壬寅にであることを考慮し

て下衛人の平安道よりの來國を拒絶したため

相互の往來もなく除職のこともなかつた。そ

して中宗年間に至り、鴨綠江辺に有力な女真



村落の成長を恐れた朝鮮国政府が、女真人を  
 駆逐したため、温下衛と朝鮮国との往来は途  
 絶した。

温下衛は清朝初期に至つてヌルハチの新国  
 家に吸収された。日滿洲實録にいうシヤン  
 ギヤン・アイマンのヤルギヤン・ゴロ、およ  
 び清太祖實録の鴨緑江部は、温下衛そのもの  
 ではないにしても、温下衛をも含む鴨緑江沿  
 岸の村落であつて、一五九一年、清の太祖又  
 ルハチによつて容易に征服されたのは、この

村落群が全体の統治者を持たない地縁的集団であつたためと推察される。

第十章 狩獵地域の拡大と朝鮮の出兵

第一項 朝鮮の東京城出兵

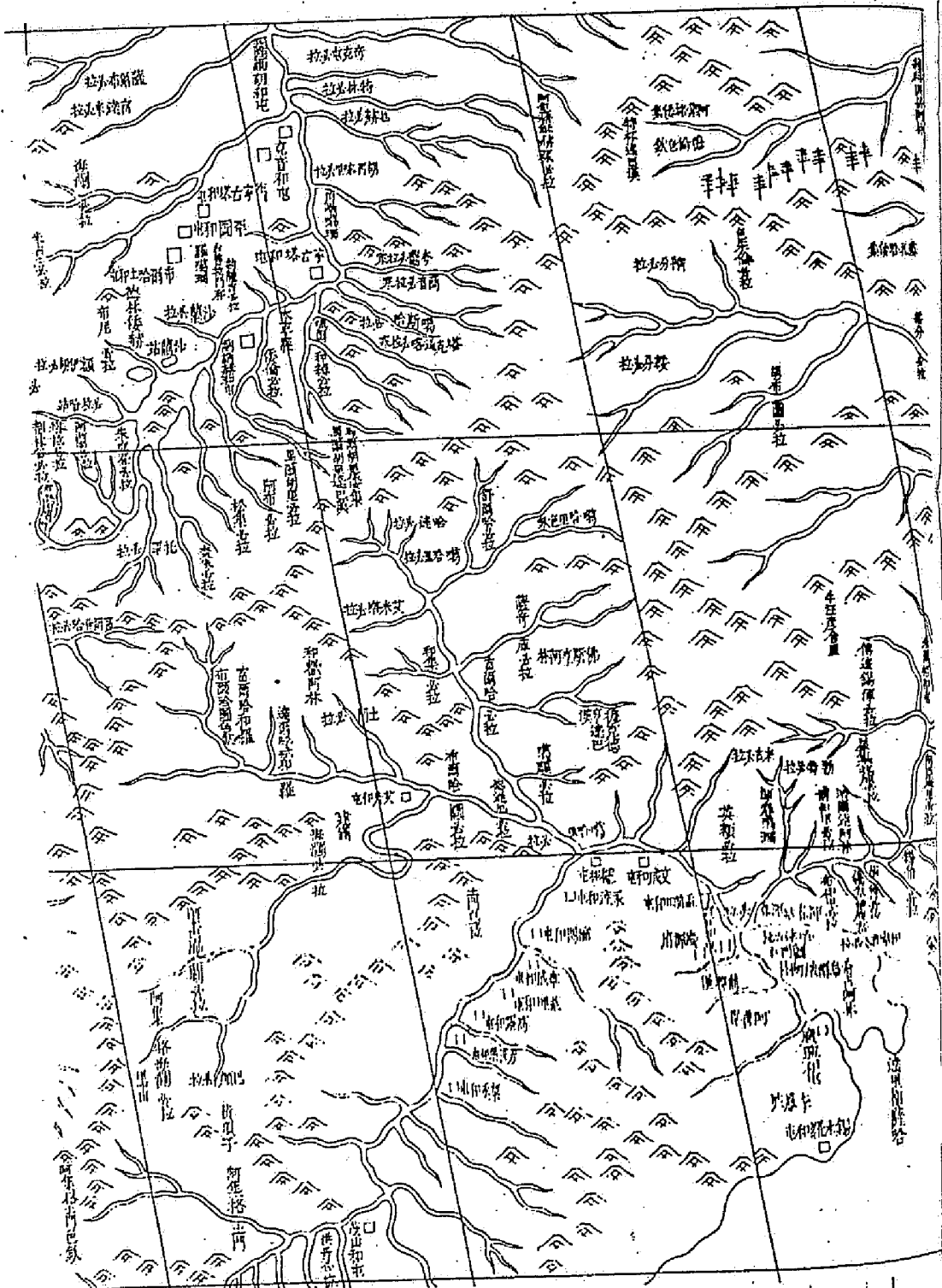
第一節 東京城

東京城は中国黒龍江省寧安縣の南方、鏡泊湖の西方に在る。現在は寒村で、北方の寧安縣や牡丹江市の方が繁栄しているが、渤海時代にはここに上京龍泉府が存し、栄えた都市であった。地図によると鏡泊湖の北岸には溶岩の流出跡とおぼしき岩石が横がっている。

鏡泊湖は恐らく火山が陥没して成った火山湖で、寧安盆地は火山灰の堆積した台地である。<sup>①</sup>地味が肥沃で耕作に便利な上に牡丹江が<sup>②</sup>。  
 ①。地味が肥沃で耕作に便利な上に牡丹江が  
 ②。粗朴な生産方法でも  
 ③。收穫は多かった。古くは石器時代から清朝時代まで、この地方にはツングース系諸族が土着していたが、東京城といえは渤海国の上京<sup>③</sup>と一帯の方が有名で、過去の学界の研究もここに集中した視がある。

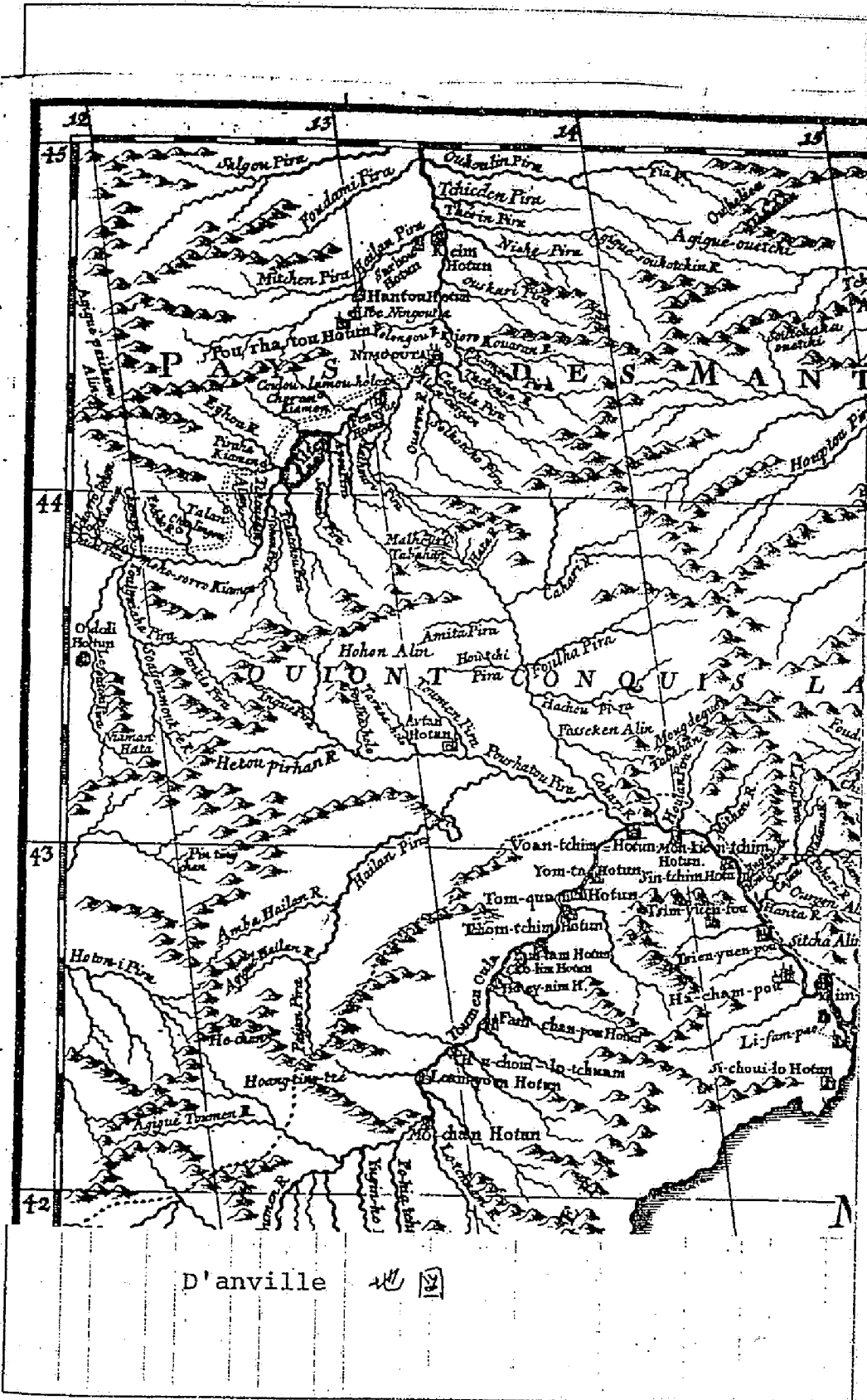
元明時代のこの地方に関する記録はすくなく

八排東二



清內府一統輿地秘圖

三



字  
佛  
原  
圖  
用  
紙

い。たとえば日遼東志の第九卷には、開原お  
よびその近所の都市を起点として四方に通じ  
る道路と城站の名が記される。そのうち納丹  
府（今の納丹佛勒）を起点とする陸路として  
那木刺站 善出 阿速納合 潭州 古州（  
北接韓糸里） 舊開原 毛憐  
と記される。二の一文について箭内亘氏は大  
正二年、那木刺站は那木富集、善出は色出富  
集、阿速合は未詳、潭州は綏芬府の西南、古  
州は今の寧古塔付近、舊開原は依蘭府付近、

V

毛憐は穆稜河駅に比定する説をのべられた。<sup>(4)</sup>  
 ついで大正五年および同八年、池内宏氏は古  
 州（谷州・具州）が現在の寧古塔に当り、潭  
 州（探州・耽州）が敦化に当ると論じた。<sup>(5)</sup> 和  
 田清氏は昭和十九年に發表された「開原古州  
 及び毛憐」<sup>(6)</sup>に於いて、元代の開元が三姓地方  
 になく東寧衛であり、その正西に当るとい  
 う谷州（古州・具州）も寧安（寧古塔）ではな  
 く今の東京城であつて、これを古州というの  
 は、そこが渤海上京龍泉府の故址で元代の東



祥州に当るからである、と説かれた。

明代末期の東京城地方にフイマは、大正二

年五月稻葉岩吉氏⑦が、同地方が兀哲部ヲジの佛納フネ

赫ヘ托ト克ク索ソ路ロに属してリたと示唆し、昭和三十

四年、田中克己氏が「明末の野人女直にフイ

マ⑧を發表され、東京城地方にフイマは、北

は牡丹江流域では寧古塔まではたしかにフル

カ部ウエジに属した。富集は如何なる地域をも占拠

しなかつた。すなわち実在しなかつた、とし

てウエジ部抹殺論となえられた。しかし同

氏の結論は當を得ないと思われる。フリデー  
 九六七年今西春秋氏は「Jusen 国域考」を發表  
 し、明末清初の女真族の領域を考察したが、  
 東京城地方にフリデーは論及されていない。清  
 初のウエジ部にはニングタ氏のほかにナムド  
 ル氏・スイフン氏・ニマ千ヤ氏の三氏がある  
 が、その領域は、嘗て稻葉氏はいずれも興凱  
 湖南方の綏芬河流域に比定された。<sup>⑩</sup>今西氏は  
 稻葉説に補正を加えつつも大筋において同  
 意見で、如上のウエジ部三氏をいずれも綏芬

河流域に比定してゐる。

### 第一節補注

① 三の地方の地形については、花井重次「東部滿洲の火山地形」地理学評論四十五卷十二號、昭和十四年、参照。

② 石器時代遺跡發掘調査には次のような報告書がある。

駒井和愛「寧安県付近三靈屯の石器時代遺蹟」日考古学雜誌四二四卷一號。

駒井和愛・三上次男「三靈屯の石器」  
 日考古史一九六〇・四。  
 古学雜誌 二六卷八号。

黒龍江省博物館「黒龍江寧安牛場新石器時代遺址清理」  
 日考古史一九六〇・四。

王亞洲「吉林汪清縣百草溝遺址発掘簡報」  
 日考古史一九六一・八。

③ 勸海国上京龍泉府の遺址としての東京城の発掘調査は、夙に明治四十三年、白鳥庫吉氏によつてなされた。同氏の将来された遺品は大正十二年の震災で焼失し、華文方

塙一個が東大考古学研究室に残つていると  
 いう。その後大正十五年に此の地を調査し  
 た鳥山喜一氏が、若干の蓮華文瓦瑠・文字  
 瓦片等を学界に紹介した。「渤海国都上京  
 龍泉府の遺址に就いて」昭和三年十二月八  
 日京都史学研究会大会講演手記補「日滿  
 鮮文化史観」刀江書院（昭和十年六月）は  
 その報告書である。昭和二年には鳥居龍蔵  
 氏「滿蒙の探査」萬里閣書房 昭和三年  
 二月）が發表され、昭和六年にはポソノフ

氏の調査報告（東亞考古学会編『東京城』  
 参照）が出され、その結果ますますこの遺  
 址が渤海の上京であることがあきらかとな  
 り、昭和八年、東亞考古学会により発掘調  
 査がなされ、<sup>昭和十四年に</sup>発掘報告書『東京城』が出版  
 された。如上のほか、東京城については次  
 の調査研究論文がある。

原田淑人『東京城名義考』日池内博士還暦  
 記念東洋史論集Ⅱ 昭和十五年。

鳥山喜一『渤海東京考』日史学論叢Ⅱ第七

輯、京城帝大文学会編、昭和十三年。

瀧川政次郎「東京城出土の鷓尾」に就いて  
 日滿蒙 一八年四号、昭和十二年。同「東  
 京城出土の版位」に就いて「日歴史教育」一  
 一卷一〇号、昭和十二年。

村田治郎「渤海国上京城跡」に「建築学研究」  
 一〇一〇号、昭和十七年。

三上次男「瓦璫紋様を通じて観たる渤海文  
 化の一形式」に「史学雑誌」五十六卷九号、昭  
 和二一年九月、「渤海の瓦」(一)(二)に「日座右

寶正一〇卷一一・一二号、昭和二二年。ト  
 渤海国上京龍泉府址の第二回發掘に就リマ  
 シ日歴史学研究ト三卷一号 昭和九年。ト  
 東京城のシヤーマンとゴリド人のシヤーマ  
 ント日古代東北アジア史研究ト吉川弘文館  
 昭和四十一年。

朱榮憲日渤海文化ト雄山閣、一九七九年。

④ 箭内互ト元明時代の滿洲交通路ト日滿洲  
 歴史地理ト第二卷 大正二年五月。

⑤ 池内宏ト鮮初の東北境と女真との關係ト



日滿鮮地理歴史研究報告 ㊦第二、大正五年一月。㊦公嶮鎮と蘇下江㊦日東洋學報 ㊦九卷一號 大正八年一月。

⑥ 和田清㊦開原古州及び毛憐㊦日北亞細亞學報 ㊦三 昭和十九年十月。

⑦ 稻葉岩吉㊦清初の疆域㊦日菴洲歴史地理 ㊦第二卷。

⑧ 田中克己㊦明末の野人女直 ㊦日東洋學報 ㊦第四二卷二號、昭和三十四年九月。

⑨ 今西春秋㊦JUSEN 國域考㊦日東方學紀要

⑩ 田二、天理大学おやさと研究所、一九六七年。  
 稻葉岩吉「前掲書」。

第二節 造山事件

成宗の東京城出兵の発端は、成宗二十二年正月十二日夜、元狄哈千余人が永安北道造山堡を囲み軍士三人を射殺し、万戸および軍人二六人を傷つけ、男女七名、馬牛を奪い去り、慶興府使羅嗣宗等十余人が戦死した事件に始

まる（曰李朝成宗実録四卷二四九、二十二年  
 正月丙申）。事件の発生が夜間であつたため  
 來寇者とその人数について守備軍も正確には  
 把握してゐなかつたことは、大司憲李季全の  
 啓に「然造山之賊、或云尼麻車、或云七姓兀  
 狄哈・九姓兀狄哈。今不的知し（曰李朝成宗  
 実録四卷二五一、二十二年三月庚辰）」とあり、  
 李秉正等の議に「招寇者、雖骨着、來寇者必  
 尼麻車・都骨之類し（曰李朝成宗実録四卷二  
 五〇、二十二年二月壬子）」といふ発言がみら

れることによつて理解することができると。

わたくしは造山堡への來寇者は都骨兀狄哈であつたと思ふ。その理由の一は、朝鮮軍の東京城出兵後、成宗二十三年正月頃、尼麻車兀狄哈が朝鮮軍の東京城出兵を憤り、兵を興し都骨兀狄哈を撃ち四日間戦つたと、永安北道節度使成俊が馳啓してゐることである（曰李朝成宗實録口卷二六一、二十三年正月庚寅）。恐らく尼麻車は都骨に造山入寇の責を問うたのであらう。理由の二は造山堡事件のさ

い賊に捕えられ、賊の村落から逃げ帰った達  
 生が、宣政殿において成宗の問に答えて次の  
 ように言っているからである（可李朝成宗實  
 録正卷二五五、二十二年七月丁亥）。

賊下馬縛臣、或杖或射。驅迫而去。半死而  
 行。賊疑我軍追至。每於止処。必分屯出一  
 人、着甲候望、至夜深乃已。如是者五六日。  
 賊二三人、持炊飯器、先馳至宿処、宰殺擄  
 去牛馬、和米肉作粥。賊等繼至而食。昼行  
 十二日、夜行八日、乃到都骨也。

しかしなから成宗二十二年二月の李秉正の  
 議に「招寇者、雖骨者、來寇者必尼麻車・都  
 骨之類。今不問來寇之賊、先問引誘之虜不可  
 し（曰李朝成宗實錄四卷二五〇、二十二年二  
 月壬子）」とあり、同年三月の李季全の啓に「  
 近日賊犯造山。國家以爲尼麻車所爲」（曰李  
 朝成宗實錄四卷二五一、二十二年三月庚辰）  
 とあり、同年七月の許琮の啓に「都骨本不犯  
 辺。恐是尼麻車指導而然也」（曰李朝成宗實  
 錄四卷二五五、二十二年七月丁亥）と見え

ように、朝鮮国では尼麻車兀狄哈を來寇者と  
 して擬するようになった。尼麻車兀狄哈に何  
 故嫌疑がかけられるようになったかには多く  
 の理由があろうが、恐らく国初以來多年にわ  
 たり辺境の騷擾事件の因をなしてきたからで  
 あろう。

都骨兀狄哈が何故此の方面にまで活動の場  
 をひろげるようになったのであろうか。それ  
 は恐らく世祖末年から成宗初年に到る頃貂皮  
 貿易がさかんとなり、これにうながされて女

真各部は狩獵地を東西に拡大させた為である。彼等が何故造山堡に危害を加えたのか不明であるが、恐らく骨着兀狄哈と狩獵地のことから争を生じ、骨着兀狄哈村落と見あやまつて來襲したか、或はこの付近で狩獵活動中に朝鮮国人の掠奪を思いたつたのであろう。

北征の議は何時頃おこつたのであろうか。

成宗二十二年二月の吏曹判書李克均等の議に「況尼麻車遠在三日程、雖見我聲勢、未必疑懼。莫若治器械、鍊將士、待彼謀懈、一拳而



全勝也し（曰李朝成宗實錄四卷二五〇、二十  
 二年二月壬子）とあり、同月丁巳の条の兵曹  
 判書李克墩等の啓に「造山之賊、不可不討し  
 とあり、同月甲子の条の永安道觀察使許琮の  
 馳啓に「今若依前、徒務刷還而一不懲艾、則  
 國家威武不揚。非徒兀狄哈、近居彼人等、將  
 生侮慢之心」と見えるから、二十二年二月頃  
 には生まれてゐる。許琮の  
 啓をうけた成宗も「國家受辱於凶醜。其  
 輿師問罪、不得不爾」（同月丁卯）と稱して

いるから、出兵に大綱として承認を与えていたと言えよう。

成宗が出兵の時期を十月と定めたのは同年四月である。すなわち日李朝成宗実録世卷二五二、二十二年四月丙辰の条に「上曰、逐寒之時、難以興師。但此兩月中、用何月乎。琮曰、正月則彼人欲寇竊多聚兵。莫若今年十月也。上曰然則十月望時可也」と見える。そして同年四月、永安道觀察使許琮が北征都元帥に、司憲府大司憲李季全および永安北道節度

使成俊が副元帥に任ぜられた（日李朝成宗実録四卷二五二、二十二年四月癸亥・壬申）。

出兵に反対がなかつたわけではない。たとえば弘文館副提学金克儉等は上疏して、

今二万之兵、輜重倭從無慮六万一千五十有餘。若供入征七日、則費万有一千四百十二斛。若供徵集往來、則不下十萬。此十萬之粟、可備十年水旱也。爭恨小故、困鹿俱竭。使辺民失其命脈。得乎失乎。

と稱して反対し（日李朝成宗実録四卷二五二、

二十二年四月辛未)、侍読官李均(同書、四月癸酉)、弘文館副提学金克儉等(同書、四月甲戌)も反対し、弘文館副提学金諶等も、初信向化之言、欲征尼麻車。及見被擄者之招、似是都骨。不審尼麻車爲賊耶、都骨爲賊耶。尼麻車賊也、則征都骨不可。都骨爲賊也、則征尼麻車不可。

と稱して反対したが(羣朝成宗實録四卷二五三、二十二年五月乙巳)、成宗の翻意をうながすに致つていない。

朝鮮の軍人と財産に被害があり人馬が奪われ  
 れたとはいへ、この程度の來寇事件なら開國  
 以來幾度も發生してゐるが、此の期に及んで  
 成宗は何故出兵を決意したのであるうか。出  
 兵の趣旨は成宗の親製教書に次のように示さ  
 れてゐる（曰李朝成宗實錄四卷二五三、二十  
 二年五月丙戌）。

當今出師問罪之義、殆不深究蠢。茲北虜匪  
 茹入寇、侮慢大國、肆行蜂蠆之毒、極逞豺  
 狼之志、無覺犯我、屠將戮卒、此豈天心之

所樂、王法之不誅者耶。肆興師旅、聲罪致討、固非如貪土地、好戰勝強、驅無辜之民於死地者也。

北虜が大國を侮り豺狼の志を逞し、我國を犯し將兵を殺したるので罪を問うて致討するのだと稱している。『豈天心之所樂』の文字も見えるが、その天下觀は中国の伝統的なそれと軌を一にするものといえよう。『固非如貪土地』と言っているから、領土拡張の意圖に出たものではなく、國家の威信を外表に示す

かような天下觀が實際の軍事行動に結びつき、  
 ための行動であつた。成宗時代に到り出兵事件にま  
 げて發展してゐることは、李氏朝鮮における民族  
 主義運動昂揚の示標と受取る事ができる。

### 第三節 出兵の準備

國家の意志として出兵が決定したのは成宗  
 二十二年二月であつたが、四月には動員軍數  
 の大綱が定まつた。日李朝成宗實錄正卷二五  
 二、二十二年四月壬戌の条の成宗の旨に「

軍士一萬五千足矣。但只定此數、而或有故未  
 得從軍則軍數益少。二萬人抄定爲可しとあり、  
 二萬人が適当であらうとされてゐる。

しかし出兵軍の道案内をつとめ得るほど、  
 尼麻車の

村落の位置を正確に知る者は、朝鮮國にはな  
 かつた。當時としては諸種兀狄哈部落、皆

在速平江之辺。尼麻車扼其上流。如南訥・巨

節・弓乙末車等種、沿江而居。尼麻車最近、

三四日可到し（日李朝成宗實錄世卷二五〇、

二十二年二月甲子）とか、元狄哈、有五姓



焉、有三姓焉。皆在速平江之辺。尼麻車最强  
 し（曰李朝成宗實録四卷二五二、二十二年四  
 月丙辰）とあり、自穩城而登、四日可到鬱地。  
 鬱地距尼麻車元狄哈所居一息餘程し（曰同書  
 四四月壬申）といつた程度の知識しかなく、  
 わすかに庚午年（世宗三十二年・文宗零年）  
 李澄玉に従つて豆滿江を渡り、所老加茂の速  
 捕に向かつた李念義が、  
 或遊獵徐行三宿、後至一林藪。林藪間可三  
 十里許。非高峻之山而西北有平野。尼麻車

兀狄哈散居其下。我等不由林藪、由平野行、  
 四日朝、到尼麻車所居処、捕所老加茂一宿、  
 後還到慶源。此間道路無險阻処云（日李朝  
 成宗實録四卷二五三、二十二年五月丁亥）  
 と稱してゐるのがややくい證言ではある  
 が、四十年前以前の記憶であるので傍證するて  
 だてはない。

こうして出兵目標の正確な把握のため、尼  
 麻車部落の偵察の議がおこり、兼司僕尹成罔  
 ・高崇礼がその任に選ばれ、女真人阿良介兄

弟を道案内とし、成宗二十二年七月四日、出  
 発した。彼等の報告は日李朝成宗実録四卷二  
 五五、二十二年七月丙申と同書卷二五八、二  
 十二年十月庚申の二所に記されている。前者  
 は成宗の間に尹成罔が答えた記録であり、後  
 者は都元帥許琮の書啓である。後者の方がく  
 わしいので次に全文を掲げておきたい。文中  
 の金長孫は惠山僉節制使で成後の軍官である。

その一、金長孫・尹成罔・高崇禮は阿良介  
 兄弟と共に今七月初四日入送し、初七日、  
 会寧に帰れり。彼等言う、初四日二更（午  
 後十時）穩城より江（豆滿江）を越ゆ。江  
 辺に留まり装を治し、三更（夜十二時）に  
 出發し西に向う。国師堂岨に到り天明らか  
 となる。岨を見るに高峻ならず。左右は廣  
 くひらけ三百余人が並進すべし。これより  
 西北に白い加通・南羅の二小岨を越ゆ。二  
 の二岨はこれを平地にくらぶれば稍高し。

故にこれを岨という。ただの陂陀（平地）のみ。その廣さは四五百歩ばかり。南羅岨より河順水を渉る。水は三たび曲流し大野を經、加訖羅水と合す。その野は長さ七八里ばかり廣さは一ニ息ばかり。河順水より小原を越え一磧（石河原）に至る。路ははなはだ狭し。上に石山あり、高峻にして越ゆべからず。下に江水あり。その狭き処は七八十歩ばかり。馬を並べて行くべからず。江辺の大野は広平なり。も一氷の合せは夏

なし。且阿良介の言う、今雨により漲溢す。  
 もし水落ちなば渡るべしと。磧路より北  
 に向い巖石下を過ぎ大野を經、高原を踰え  
 日暮に巨乙加介古城に至る。城は大野中に  
 在り。城隅に馬迹あり。これを尋ねればニ  
 馬が河を渡り北行して来た久しからず。恐  
 らくは元狄哈の暗を冒して前行せしならん。  
 初更へ午後八時頃、また小磧路に至る。  
 狭くわすか五六十歩ばかり。其の磧下に江  
 あり。水は深くして渡り難し。氷は未だ合

せず。然して積右の山に石なく且低く、以て  
 軍を進むべし。二更頃、甫乙阿伊峴に至る。  
 峴は高險ならず。こゝより西北行し鬱地嶺下  
 に至る。阿良介が我等に謂ひて曰く、「こゝよ  
 り鬱地嶺上に至るまで二十余里。路に三嶺あ  
 り。路は險ならず。樹木森鬱ありと雖も人馬  
 は布列して通行すべし。元狄哈の所居は平行  
 無礙。故に嶺上に在ればその廬舎は歴歴（は  
 つきり）と見るべし。且その所居は遠近ひと  
 しからず。近き者は一息ばかり、遠き者は二

三息ばかり。汝等は往見せずとも拳事の時  
 は我が当に先踏すべし。吾が証すべけん。  
 且さきの馬迹は必ず人の騎行せるなり。も  
 し我等の来るを知りなば或は路に邀えん。  
 我等の身は惜しむに足らざるも、後日の成  
 功は未だ必ずべからず。我等は當に還るべ  
 しと。答えて曰く、丁將帥の命を受けたる  
 此り。もし命に違ひにわかには帰らば必ず大  
 責を受く。須く嶺を踰え賊巢を探見して還  
 らんと。阿良介は堅く前言を執り従わす。



やむを得ず三更に回程す。昧爽、前に言ひ  
 一巖石下に着き、日暮れ、国师堂嶋に到り、  
 二更に江邊に到り三更に越江すしと。

以上が許琮の書啓中の金長孫等の報告であ  
 る。いま彼等の行程をたゞれば、夜十時、穩  
 城を出た彼等は西に向い、豆滿江を渡つて西  
 進し、海蘭河と豆滿江との合流点付近に出た  
 と思われる。国师堂嶋はその付近の岡であろ  
 う。二二で西北に折れ、加通・南羅の二嶋を  
 経て河順水に出た。加通嶋・南羅嶋は恐らく

海蘭河と豆滿江の合流点付近の安山とその北  
 方の山であらう。河順水は三だ曲流して加訖  
 羅水に合してゐるといふ。乾隆内府輿圖に  
 によると、海蘭河の最下流を噶哈里必拉とい  
 う、この河に北方から合流する河が噶順必拉  
 である。加訖羅水は噶哈里必拉に、河順水は  
 噶順必拉に当ると思われる。河順水が加訖羅  
 水に合流してゐるといふ金長孫の報告は乾隆  
 内府輿圖によつて限り矛盾はないが、現在  
 の地圖では河順水（噶順必拉）の名は消えて

あり、日乾隆内府輿圖の河順水に相当する河が嘎呀河・噶哈里河・艾河と呼ばれてゐる。①嘎呀河は地圖上で東西に三四度曲流してゐるから、これが昔は河順水とよばれていたのである。

彼等は河順水を渡つた。河は南北に流れてゐるから、彼等は河の西に出たと思われれる。現在の地圖では嘎呀河という地名は二ヶ所に見えるが、彼等は北の嘎呀河付近で渡河し、流氷を離れ、西北行し、なだらかな岡を建み、

開板溝付近で再び嘎呀河の流れに遭遇したも  
 のであらう。ア河順水から小原を越え一積に  
 出たしとあるのがこのことを示している。つ  
 ぎに彼等はア石原の路から北に向い、巖石の  
 下を通り大野をへ高原をこえ、日暮に巨乙加  
 介古城に着き、初更ごろ石河原に出、二更ご  
 ろ甫乙阿伊峴に着いたしという。巨乙加介古  
 城と甫乙阿伊峴とは何処であらうか。

後説の如く成宗二十二年十月十五日に豆滿  
 江を渡った朝鮮軍は、九日の行程を経て同月

二十三日、東京城付近に到着した。豆満江の渡河点から東京城まで約一八〇料であるとすれば、一日平均二十料の速度で進軍したことになる。そして北征軍は五日目の十九日に浦乙岨に到着している。浦乙岨は金長孫のいう浦乙阿伊岨であろう。ニニは全行程の約九分の五の地点、すなわち出発点から約百料の彼方にある筈である。いまその地を地圖上で求めると、多少の誤差はあるが駱駝拉子付近に当る。ニニが浦乙阿伊岨だと誤りなけ

れば、金長孫が日暮に巨乙加介古城を出てこ  
 こに到着したのが二更（夜十時）だから、巨  
 乙加介古城はこれよりほぼ四時間行程の南方  
 となる。従つて巨乙加介古城は天橋嶺か或は  
 その南の双河鎮・蛤蟆塘の平野、恐らく後者  
 のあたりに存したと思う。そしてここが古籍  
 にいう潭州・探州<sup>②</sup>であつたにちがいない。

甫乙阿伊峴（駱駝拉子）を出發した金長孫  
 等は約二時間で鬱地嶺の麓に着いている。鬱  
 地（朝鮮音 *ul-ji*）とは滿洲語 *uji* の音訳であ

うう。Meji は森林の意であるが「鬱地は六十  
 余里。大木は櫛の如く鬱密として空をおおう  
 しへ日李朝成宗実録四卷二五九、二十二年十  
 一月戊子」とあるから、<sup>③</sup> 広地域をしめる原  
 始林地帯であつた。鬱地の頂上から尼麻車部  
 落まで一息といひ、或は「鬱地を越え元狄哈  
 部落より二息餘のところ」に陣を張るしへ日李  
 朝成宗実録四卷二五九、二十二年十一月丁丑  
 しと見えるから、鬱地の北端は尼麻車部落の  
 近くまで伸びていた。金長孫のいう鬱地嶺の

麓とは何処かわからないうが、老爺嶺付近であ  
らうと察せられる。彼等はここを引き返した。

### 第三節補注

① 明治三十年製図、陸地測量部百万分の一  
地図。並に昭和七年製陸地測量部、五十万  
分の一地図に白頭山也。

② 潭州・探州については、池内宏氏が「公  
嶮鎮と蘇下江」(『東洋学報』九ノ一)にお  
いて、今の勒福成河上の敦化に比定され、



和田清氏もこれに従われ、以来、異説は見  
 らない。——か——池内宏氏も「鮮初の東北境  
 と女真との関係」可滿鮮史研究 近世篇四  
 (中央公論美術出版、昭和四七年、一一七  
 —一一八頁) において紹介された日李朝太  
 宗實録四卷一九、十年二月己未の条の記事  
 に「今來入侵兀狄哈、乃探州葛多介、具州  
 金文乃等也」と記されるように、探州すな  
 わち潭州には葛多介すなわち巨見帖哈・巨  
 乙加介・巨乙加哈が居住した。いま金長孫

等の報告書を見れば、河順水から小原を越え、た一行は、日暮に巨乙加介古城に着いてゐる。巨乙加介古城とは葛多介の旧住の古城の意で探州・潭州に相違なく、この地は敦化方面ではなく現在の双河鎮平野に当ると思われる。

③ 日李朝成宗実録 正卷二五九、二十二年十一月戊子に、鬱地につりて次のように記される。

李全曰、臣等初聞、鬱地僅十里許。二十一日四更、始入縱馬促行。二十二日申時乃出。

始知鬱地六十余里矣。大木如櫛，鬱密蔽空。小路僅通，木枝駁翳路，弓韉矢服，必為木枝所罾，使一百五十名，持斧先入，芟夷其大木，則雖斫之，必附他木，不能落地，竟不見天日，至一處，百步許無木，始見天日。

鷹揚・虎奮等

と稱し、

左副承旨權景禧が成宗に復した都元帥調兵入征の節次によれば

第四節 東京城出兵

成宗二十二年（一四九一）十月十四日、都

元帥許琮の率いる北征軍は穩城に到着し、豆

満江の三箇所に浮橋を作り、十五日、渡河し

尼麻車部落に向かった。先鋒には李居仁・洪

貞老等九都將が任じ、一都將には各十五隊將

が所属し、一隊將は各二十五人を領したから

總計は三千七百名餘となる。その次は都元帥

許琮の率いる中軍で、李季全が左臣將、田霖

が右臣將に任じ、おのおの兵を率いて従った。

五季朝成宗実録の

卷二五八、二十二年

十月丙寅の条の

その次に五衛および三援將が設けられた。三援將はすなわち成俊が前援將となり鬱地を過ぎて屯兵し、中援將には李統が任じ鬱地上に屯兵し、後援將には韓忠仁が任じ鬱地下に屯兵すといふ布陣であつた(曰李朝成宗実録曰卷二五八、二十二年十月庚申)。許琮は馳啓で諸道軍士二萬、擇精兵四千、分爲九都將、而爲先鋒、又爲左右亞將與臣爲先鋒、繼援以余軍爲五衛、又爲三援將と稱し、こゝから、許琮の中軍も先鋒となり尼麻車部落に進入し、

十五日分の食糧を持ち、



三援將は鬱地にて待機する予定であつたと察せられる。諸道軍士二萬とは恐らく輜重をも入れた数で、將兵数は一萬名ほどではなかつたろうか。これに會寧・鍾城・慶源等の幹系里・元良哈部の女真人百七十余名が加わり、軍容をととのての出兵であつた。その行軍の途次を日李朝成実録（宗）五九、二十二年十一月壬午所收の北征都元帥從事官李粹彦の書状によつて簡略に記すと次のようになる。

十五日 豆滿江渡河。諸河川の半は凍結し、

天理大學 資料部 刊

(日本朝成宗実録也)

卷二五九、二十二年

十一月丁丑所收の永

安逆体祭使盧思

慎の啓によれば、元

狄哈將冲阿郎介

と同類人六十一名か

よび朝鮮軍士五十

余名が先導し、

十月十七日に鬱地洞

口に着き尼麻車の

八名と逢ったことになつてゐる。

半ばは水。

十八日 夜、山間におりて止宿中の元狄哈八

人を発見す。三人を斬首、四人は逃走、一名

を捕う。

十九日、浦乙岬に到着。

前援將成俊を鬱地嶺上に、中援將李統

・後援將韓忠仁を鬱地南辺洞口に、前

衛將李昭・右衛將許熙を三岐に屯

せしむ。

斥候の

二十二日 鬱地を踰え洞口に至る。金長孫等

(盧思慎の啓によれば十九日に懽討地を越え、元狄哈を距つ二息余程に結陣し、翌日尼麻車、元狄哈百余人と交戦したといふ)。

が元狄哈百余騎と交戦す。元良哈の阿郎介負傷す。この日、賊巢一息はかりの地に陣を結び宿す。↑

二十三日 賊の村落に到る。賊は山野に逃散す。諸將を諸部落に分遣し、家屋を焼き男女名一名を斬獲し、馬三匹を得。賊の部落に結陣し宿す。

二十四日 軍をかえす。賊の部落二十余里はかりに宿營す。

二十五日 行軍。左臣將李季全がしんがり

五冊大正十三年印刷



つとめた。宿營した処から五六里ばかりの川林阨塞の地で賊二百騎ばかりの追撃を受け、接戦やや久しくして賊は逃げ、我軍は四五里追撃し四級を斬獲した。午時、行軍して鬱地に入り林間に宿る。

二十八日 沙便坪に結陣し止宿す。賊は敗戦後、今に到るまで一たひも現れず。

十一月二日 豆滿江を渡河し帰還す。

朝鮮軍は金長孫等に先導されたのであるか

ら、その行程は鬱地までは先の偵察隊のそれと同じであつたと思われる。後に会寧府使具詮は、自らが一部將として参加した北征を回顧して、

二十五日早朝、還至麻乙古里之地。有兩川、真要害之地。賊已先掘川之東西、高山險阻、欲橫擊大軍、驍騎百余衝突。

と記してゐるが、（日）李朝成宗實錄（乙）卷二八六、二十五年正月丁酉、この麻乙古里の地は、

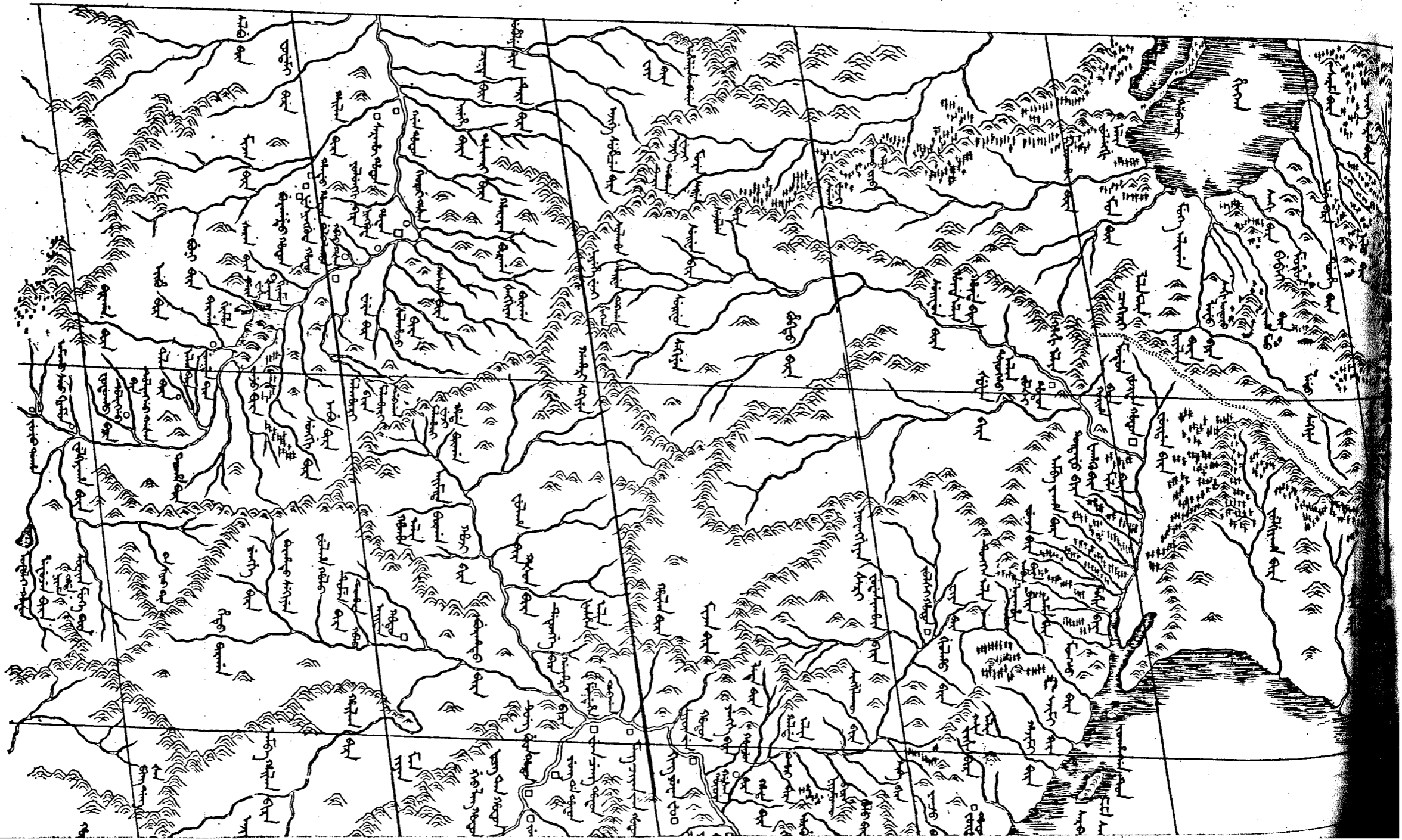
乾隆内府輿圖（乙）の馬爾胡里達巴漢（*Malhiri Dabagan*）

てあり、日盛京・吉林・黒龍江等処標注戦蹟  
 輿圖にいう瑪勒呼哩嶺である。明治三十年  
 製の陸地測量部地圖に馬爾呼里河と記される  
 二の河は、老爺嶺付近に発源し、北流し東京  
 城の東北で牡丹江にそそぐ。二の麻乙古里の  
 地に朝鮮軍が帰つて来たのは成宗二十二年十  
 月二十五日早朝であるが、従事官李粹彦は同  
 日のこととして、

二十四日還軍。距賊巢二十餘里許下營。二  
 十五日行軍。左亞將李季全桿後而來、距止

宿處五六里許。川林阨塞之地。賊人二百許  
 騎追迫。後軍接戰良之。曰李朝成宗實錄  
 卷二五九、二十二年十一月壬午。

と記してゐる。麻乙古里は賊巢（尼麻車部落）  
 へから三十里ばかりの南であつたから、往路  
 と復路にこの河を渡つた朝鮮軍の足跡が東京  
 城に達したことは確實である。このことから  
 も阿速江衛すなわち尼麻車兀狄哈の村落が東  
 京城に在つたとを証明する事ができる。



## 第五節 結 語

この出兵にはどのような効果があったのであろうか。戦後、北征副元帥李季全は女真人の斬首九級と弓矢・韃服を成宗に献じた(曰李朝成宗実録四卷二五九、二十二年十一月丁亥)。恐らくこれが戦利品のすべてであらうが、二万に及ぶ出兵軍数に比して得る所は付なはだ少ない。しかし成宗は北征都元帥許瑤への下諭で(曰李朝成宗実録四卷二五九、二十二年十一月壬午)。

我師只斬九級、未成大捷。然張皇師旅、耀武揚威、焚蹂室廬、蕩然無遺。又於邀截之時、善於殿後、虜多箭傷。卿乃全師而還。予甚嘉悅。

と稱して嘉悦の意を表し、都承旨鄭敬祖を永安道にやり北征軍士を宣慰せしめ、曰李朝成宗實録四卷二五九、二十二年十一月甲申、十二月には忠勳府におりて北征副元帥李季全および諸將軍に賜宴した。曰李朝成宗實録四卷二六〇、二十二年十二月戊申。翌成宗二

十三年四月、北征都元帥許瑄が來京復命し（  
 曰李朝成宗實錄曰為二六四、二十三年四月己  
 未）、四月二十九日（己巳）、許瑄が回軍國  
 を進め陸閑・嚴貴孫・黃衡等の功を奏するに  
 及び、北征の軍功を議し、尹弼商等の議に従  
 い都元帥・副元帥は一等超資。その他の從征  
 軍士にも加階せしめることとした。台諫が反  
 對したため五月八日更議され、都副元帥には  
 唐表裏と代加とが下賜され、その他の將卒は  
 功に依り、一等は超一資、資窮の者には代



加を賜い、二等以下のあらゆる從征人および  
 從事官には一資を加え、資の窮せる者には代  
 加を賜わつた。

出兵軍数に比し朝鮮軍の得るところは少な  
 かつたが、朝鮮軍の被害はどのようであつた  
 ろうか。前掲の許琮への下諭で成宗は「郷乃  
 全師而還」といい、李季全への言葉の中でも  
 「縱末大捷、完師而還、予甚喜焉」といふ。李朝  
 成宗実録五卷二五九、二十二年十一月戊子）  
 と稱してゐるが、このことはどうであらうか。

成宗二十三年三月、持平の閔暉が啓して北  
 征時、人馬物故甚多。而元帥啓以全師。其欺  
 罔不已甚乎。軍還陳餒死者不可勝數。且諸道  
 啓本稱未還者亦多しとて元帥を責すよう請  
 うていふ(曰李朝成宗實録口卷二六三、二十  
 三年三月戊寅)。また曰李朝成宗實録口卷二  
 六五、二十三年五月乙亥の糸の司憲府大司憲  
 金升卿等の劄子にて北征之挙、斬獲之少、士  
 馬之斃、果如憲府所啓しとあり、五月乙卯の  
 糸の司憲府大司憲金升卿等の上劄子にて其初

入征之時、信任候之言、不審措置、輕齎深入、  
 比及師還、糧餉已絶、未至国境、僵仆相續、  
 其渡江死亡、実難枚算、良可寒心と稱へる  
 いるから、帰途糧餉が不足し、多数の死者が  
 あつたと察せられる。こゝに於ては、たゞの觀鳥からすれ  
 ば出兵は失敗であつたと言えよう。

この出兵にはどのような効果があつたのであろうか。成宗は許琮への下諭で  
 了未成大捷、然張皇師旅、耀武揚威しと稱へ、  
 外表に武威を輝かしたと稱讚してゐるが、こ

のニとはどうであらうか。曰李朝成宗実録四  
 卷ニ六九、二十三年九月朔己巳の条に見える  
 永安北道節度使卞宗仁の馳啓では、尼麻車で  
 は今年もまた必ず朝鮮の出兵のおこなわれ  
 のを警戒し、人々は山に依り結廬し、また都  
 骨に移住しようとする者のあつたことを傳え  
 ているから、出兵によつて、尼麻車元狄哈の  
 朝鮮への警戒心を増したとは言えよう。そし  
 て人心・生活ともに不安定となつた尼麻車人  
 の中には、所老のように個人として朝鮮に帰

順する者もあつたが（曰李朝成宗實録四卷二  
 六五、二十三年五月壬午・卷二六六、二十三  
 年六月己酉）、朝鮮辺境の女真村落に來り、賤  
 畜を掠奪して行く者もあつた（曰李朝成宗實  
 録四卷二六二、二十三年二月戊辰・卷二六五、  
 二十三年五月庚辰）。成宗二十三年三月、尼  
 麻車の酋長兀都古が刻木を以て信として遣人來  
 言し、解怨效順を請うたのも（曰李朝成宗實  
 録四卷二六三、二十三年三月癸未）、朝鮮と  
 の關係改善によつて人心の安定を得ようとし

たためと察せられる。永安北道節度使成俊は  
 使人を以て兀都古に親來するよう語らせたが、  
 吾乙都介（兀都古）は承知せず、「我固欲納  
 歟。但我未曾往來朝鮮」と稱した。吾乙都介  
 の父也多好は朝鮮の中樞職を受けた者であつ  
 たが、招諭に應じ部落の四十人を率い、鎮を  
 距つ半日程に來たといふ（曰李朝成宗實錄正  
 卷二六八、二十三年八月癸卯）。鎮とは恐ら  
 く穩城を指すのであろう。吾乙都介は翌成宗  
 二十四年四月にも效順來歟の意を伝えて來た

尼麻車ニマシャの村落  
すなわち東京城  
は明国の領土内  
に存した。

か（日本李朝成宗実録五卷二七六、二十四年四月戊午）、しかし遂に同酋長の朝鮮來國は實現せず、尼麻車元狄哈と朝鮮國との間の正式の國交は開かれず、明代末期に到っている。従つて外表しを辺境から遠ざけたという点では、出兵にはそれなりの効果はあつたといえるであらう。

↓注意すべきは、この度の出兵について明國の意向に対する考慮の払われた形跡が全くなく、朝鮮國による中國領土内への無断出兵で

ある点である。朝鮮国は何故無断出兵したの  
 であらうか。その理由として考えられること  
 は、恐らくその地が女真人の地であるという  
 考え方はあつても、明国の領土であるといふ  
 考え方が薄れていて、明国の諒承を得るとい  
 うことに想い及ぼなかつたためであらうか。  
 恐らくそうではなからう。成宗は嘗て  
 東八站沿辺の築城の事に關連して「普天之下、  
 莫非王土、率土之濱、莫非王臣。何地非朝廷  
 之地、何民非朝廷之民。朝廷為我小邦築城。」



皇恩説不能尽しと稱したことがある（曰李朝  
 成宗實錄四卷一二九、十二年五月丙申）。成  
 宗は彼地が明国の領土内であることを承知し  
 ていたにかかわらず、朝鮮国は自主独立の国  
 であつて、自国の軍隊を動かして夷狄の地を  
 征するに、他国の承認を要しないといふ強い  
 意識に支えられていたのではあるまいか。い  
 ずれにせよ明国の諒解も得ず、明国の大地に  
 大軍を以て出兵することを國家の意志として  
 決定し実行してゐることは、千古未曾有のこ

とであり、これによつて尼麻車兀狄哈との外  
 交關係は跡絶えたが、しかし貿易關係には影  
 響は現われずにいる。朝鮮東北境における貂  
 皮貿易は引続きおこなわれていることから見  
 れば、それだけ朝鮮国内の需要が強かつたと  
 いうことと、貿易は女真の部族の首長を通じて  
 組織的におこなわれていたものではなく、いわは女真の民間人により  
 おこなわれていたもので、女真の普通の人にも一  
 攫千金の機會のあつたことを示している。

第二項 朝鮮の閔延・茂昌出兵と女真村落  
の拡大  
はじめに

成化初年へ朝鮮世祖朝末期へから毛皮貿易  
がさかんになると、朝鮮東北辺では狩獵地を  
めぐつて争いがおき、弱少な骨着兀狄哈の一  
部は新たな狩獵地を求めて鴨綠江沿辺に移住  
し温下衛と呼ばれる村落を形成したことは先  
に述べた。

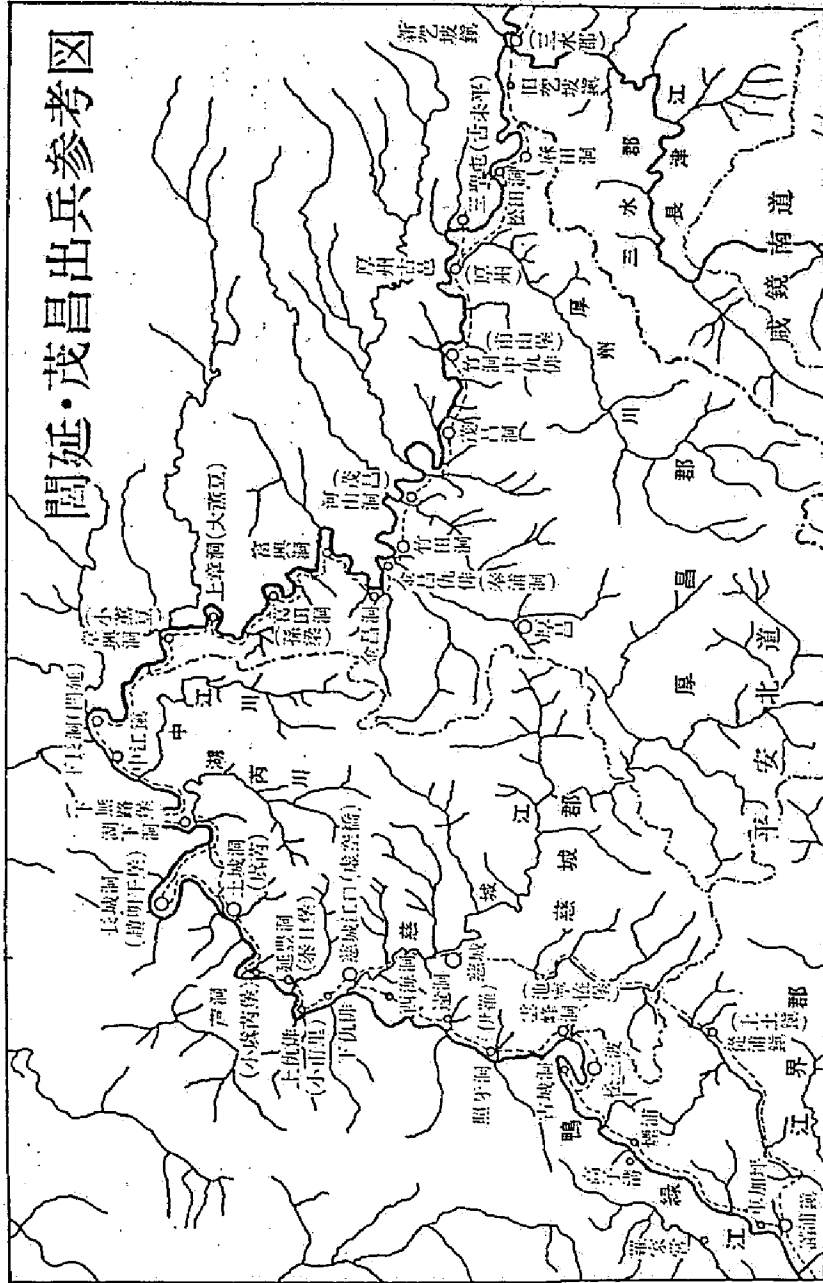
中宗時代に入ると女真村落が鴨綠江の上中流

の広い地域に拡大し、女真人の狩獵活動が活  
 発化したので、朝鮮国ではこの地域の確保が  
 重大な関心事となり、中宗十九年正月、  
 李之芳の率いる平安道軍は閔延へ、曹閔孫の  
 軍は茂昌へ出兵した。また咸鏡北道方面にお  
 いては朝鮮軍の軍糧が枯渇し、疲弊した軍民が逃亡し  
 て過疎化を招き、朝鮮の勢力が後退する一方、  
 貿易の活況により女真社会の繁栄化が次第に  
 進化した。次にまず朝鮮国が閔延・茂昌へ出  
 兵するに到った経過を論じたい。

### 第一節 閻延・茂昌への女真人の入居

中宗時代は女真の村落が鴨緑江上中流域に拡大し、同地域における女真人の狩獵活動が活潑化した時期に当たっていた。この時期に鴨緑江上流域に移住した女真人の出自は多様で

閩延・茂昌出兵参考図



閩延・茂昌出兵参考図

あるが、その一に温河衛人があつた。温河衛の首長は金主成可といい、もと咸興地方の骨者兀狄哈部族である。温河衛の本貫、衛名の由来、生活圏等については本書第二章

で論じたので省略するが、温河衛人は成宗十四年頃、慶興から桑木仇非地方に移住し、中宗六年頃、閔延・茂昌地方に定住した。中宗十二年頃の温河衛の總戸数は百戸に過ぎない。そして全戸を支配する酋長は存せず、金主成可は一代表者にすぎなかつた。

閭延・茂昌地方への入居者には骨着兀狄哈  
 のほかに咸鏡道からの女真人があった。中宗  
 十四年六月には、もと富寧にいた金阿宋可等  
 十七戸が閭延に堅牢な家屋を構えて耕田した  
 し、会寧の居民三百余人もこの地に移住しよ  
 うと貨物を送つていた（日李朝中宗實録四卷  
 三六、十四年六月甲戌）。左議政申用漑が「  
 特に金主成可の親族のみならず、他部落も相  
 率いて來居すし」といつたように、閭延・茂昌  
 への入居者には会寧近傍の兀良哈・斡朵里の



者も多かつたし、入居者は年とともに増えていた（日李朝中宗実録四卷三六、十四年六月丙子）。

閔延・茂昌地方への女真人の流入は朝鮮国政府にとつて重大問題となりつゝあつた。中宗十七年、かつて満浦僉使の職にあつた崔世節は、満浦在任時、閔延・茂昌の入居者は三十余戸に過ぎなかつたが、金主成可の來居後、咸鏡北道六鎮の野人が毎年四・五家、或は三・四家と來住し、六鎮はこのために過疎化した。

たと述べ、来住者の増加を憂慮して閭延・茂昌の早期駆逐を進言した（曰李朝中宗実録四卷四四、十七年三月甲寅）。また特進官安潤徳は閭延・茂昌地方への移住者が数か月内に九百戸にのぼったとして防備の急務を説り、おりへ曰李朝中宗実録四卷四四、十七年五月乙亥）、中宗十七年十一月、左議政南養等は閭延・茂昌への入居者は毎年二百余戸であり、移住者は今も相繼いでおり、遂には西北の患となろうと述べている（曰李朝中宗実録四卷

四六、十七年十一月甲寅。  
 そもそも閔延<sup>①</sup>は平安道の最北端に位置し、  
 毛皮や小動物のほかに見るべき産物はなにか、  
 国境保守の要地であったから朝鮮国政府は国  
 初以来この地に着目し、太宗十六年、小董豆  
 以西を割いて閔延郡とし、世宗十七年には都  
 護府に昇格せしめるなど、閔延確保のため多  
 大の力を割いた。しかるに魯山君時代に至り、  
 当地方守備軍士が疲弊し家産を売り尽くして  
 逃亡したため革罷の議がおこり、魯山君三年

すなりち世祖元年、閩延・茂昌・虞芮の防備を撤去し人民を龜城に移住せしめた。革罷後の閩延には慈城郡からときどき探察の兵が出されたに過ぎない。

茂昌<sup>②</sup>はもと閩延府上無路堡であつたが、世宗十八年、万戸が設置され、世宗二十二年に茂昌縣、世宗二十四年に茂昌郡となつた。しかし魯山君末年、閩延撤退とともに茂昌郡の人民も龜城府に移されて空地となり、以後の防禦は江界を以て界となす（曰李朝中宗實錄

四為三九、十五年五月庚寅ハシ状態がツブ  
 いた。成宗時代に入り秋冬には平安北道の軍官  
 を遣り巡行偵察せしめていたが、末年にはそ  
 の慣行もおこなわれなくなり中宗時代に到つ  
 ている（日李朝中宗実録四卷三八、十五年正  
 月壬寅）。

女真人が閔延・茂昌地方に入居するようにな  
 ったのは、一は明代中期以後、東北アジア  
 に毛皮貿易が繁盛した結果、人々が興地まで  
 入って毛皮動物を捕獲するようになったこと

一は毛皮貿易の繁盛の結果、女真人の生活が豊かになり人口が増加したニと、一は閩延・茂昌地方が長期にわたり空閑地であつた上に、地味が豊饒で貂その他の野生動物が多産したニと、などの理由によるものであろう。

### 第一節補注

① 閩延は可東国輿地勝覽四卷五五、江界都護府の条に、

閩延廢府。東至茂昌多落仇非四十五里。

南至慈城新路峴一百五里、西至慶芮下無  
路北六十五里。北至鴨綠江四里。本鏡吉  
道甲山府之間延村。本朝、太宗十六年、  
以距郡懸遠、割小董豆以西、為閭延郡本  
道。世宗十七年、陞為都護府。乃置鎮為  
僉節制使。世祖元年、空其地、移其民于  
龜城府。

と見え、曰李朝太宗實錄四卷三一、十六  
年七月甲寅の条に  
改永吉道汝安府為閭延郡、始置知郡事。

と見える如く、太宗十六年に郡が設置され、翌太宗十七年、平安道江界都護府に編入された。その後、世宗十一年五月、漢城府尹沈道源を閔延軍に遣り新邑城を相せしめ、世宗十三年十一月、旧城を距つ三百余歩の地に新城が築設された。曰李朝世宗實録白卷一五四、平安道地理誌閔延郡の条に「邑城、石土相半、周回一百七十九歩」と見えるのは、新築の閔延城を描写したものであろう。この閔延郡



②  
 の位置については李仁榮氏の研究があり、  
 今の下長洞に遺存する石城址を以て閩延  
 城址に比定してゐる。李仁榮「鮮初唐四  
 郡地理考」日青丘学叢刊二九・三〇、昭  
 和十二年八月、昭和十四年十月、参照。  
 茂昌については日東国輿地勝覽巻五五、  
 江界都護府の条に、  
 茂昌廢郡。東至咸鏡道甲山府磨尚味一百  
 六十里。南至慈城郡竹田峴八十八里。西  
 至閩延府所温梁一百三十三里。北至鴨緑

江二里。本閭延府上無路堡。世宗十八年、置萬戶。二十二年、以堡去閭延隔遠、聲援不及、割閭延府出哈・孫梁・厚州・甫山等地民戶、置茂昌泉。二十四年、陞為郡。世祖元年、空其地、移其民于龜城府。とあり、日李朝世宗實錄曰卷一五四、平

安道地理誌に、

茂昌郡知郡事一人、兼江界道中翼兵馬。

本閭延郡上無路堡。世宗二十二年、以堡距閭延阻隔、聲援不及、割閭延孫梁厚州等

地民戸、置県。改今名。二十四年、陞爲郡、爲江界府所領。

と見える。すなわち茂昌郡はもと閩廷郡の上無路堡であつたが、世宗二十二年、県が置かれ、茂昌県となり、二十四年、郡となり江界府の所屬となつた。茂昌郡治の位置についてはこれまでも研究があり、可大東輿地圖では今の茂昌洞を以て古茂昌郡治跡としており、瀨野馬熊氏は竹田洞を以て茂昌郡治としたが、李仁

栄氏は今の河山堡の石城址を以て茂昌郡  
治びあると一々いゝる。

瀬野馬熊の朝鮮廢四郡考、日東洋学報四  
第十三卷一・三・四号、一九二三年。李  
仁栄の鮮初廢四郡地理考、日青丘学叢四  
第三〇号、昭和十四年十月、一一八一—  
五七頁。

## 第二節 出兵の準備

閩延・茂昌地方への女真人入居のことが朝

鮮国に知れたのは、中宗十二年十二月、金主  
 成可の子等が満浦鎮へ来て閭延入居の事を  
 通告したからである（曰李朝中宗実録四卷三  
 一、十二年十二月乙丑）。通告とその後の報  
 告により女真人入居の事実が明らかになると  
 朝鮮国政府は中宗十四年六月、まずこの地方  
 に探察の兵を出し実情調査に当らせ、女真人  
 に退去するよう伝えさせた（曰李朝中宗実録  
 四卷三六、十四年六月甲戌・丙子）。しかし  
 女真人等は退去の勧告に応じなかつたので、

十五年正月、中宗は一道の軍兵を以て撃退す  
 ることを重臣等に会議せしめた（日李朝中宗  
 實録日卷三八、十五年正月壬寅）。領事南袞  
 は募兵に要する十五日分の軍糧が沿辺の各官  
 衙に收藏されておらず、二千の兵馬への供給  
 がむずかしい。今春はまず内備を整え外攘を  
 後にし、糧儲を貯えたのち來秋を待つて募兵  
 を議し、そ水までの一時の措置として平安道  
 節度使等に令し、女真人に退去するよう説諭  
 せしめるよう進言してゐる（日李朝中宗實録

四卷三八、十五年二月壬申。同年五月にも  
 閏延駈逐のことが廟議に付されたが、特進官  
 尹熙平は、駈逐は無名の挙であり女真人は放  
 逐されてもすぐに帰つて来るので、駈逐は無  
 益であるとして反対した（日李朝中宗実録口  
 卷三九、十五年五月庚寅）。

中宗十七年三月、前に滿浦僉使であつた崔  
 世節が閏延・茂昌の女真人の駈逐を上言する  
 に及び、この件は再燃した。六鎮野人が毎年  
 ニニに來住し、すみやかに駈逐せざれば上土

・満浦には目ならずして変移がある、と崔  
 世節は言つてゐる（日李朝中宗実録四卷四四  
 十七年三月甲寅）。十七年九月、備辺司提調  
 張順孫も閣延駈逐に及びて收議するよう請う  
 たが、中宗は平安・黃海兩道に水災雨雹が  
 づいたので今は拳兵の時に非ず、輕拳すべ  
 からずとの決意を示し、從事官を平安・咸鏡兩  
 道に遣り、今年は拳師せずとの国王の意志を  
 伝えさせた（日李朝中宗実録四卷四六、十七  
 年九月乙酉）。同年十一月、左議政南袞が議



啓し、明年春秋冬の交に拳兵し、閔延・茂昌を駆逐するよう請うたが、中宗はやはり兵端は輕拳すべからずとの態度をくずさなかつた（日李朝中宗実録 四卷四六、十七年十一月甲寅）。

中宗十八年に至り、閔延・茂昌への出兵は国王の意志として決定したが、そこに至るまで論議は紆余曲折している。すなわちこの年の閏四月、まず備辺司堂上高荆山が三水から義州に至る鴨緑江沿辺の女真人來居者の増加

にフリエ議啓した。高荆山は辺関への影響に  
 ついて指摘したにとどまっていたが（曰李朝中宗  
 實録四卷四七、十八年閏四月辛丑朔）、同月  
 滿浦僉使李誠彦は上疏し、閔延・茂昌は驅逐  
 せざるべからず、との判断を示した（曰李朝  
 中宗實録四卷四七、十八年閏四月壬子）。李  
 誠彦は翌五月にも五千の兵を以て三道に分ち  
 趙明干等処の三十六家を驅逐するよう要請し  
 た（曰李朝中宗實録四卷四八、十八年五月丁  
 亥）。中宗は重臣等と收議したのち、野人情

況探察のためさきに平安道に遣つていた敬差  
 官李芄の報告を待ち、あらためて收議するこ  
 ととした。たがし中宗は、朝議がひとたび拳  
 兵駈逐と定まれば、後では改め難いから慎重  
 に対処せよと示唆している（曰李朝中宗実録  
 正卷四八、十八年五月壬申）。

江辺事情探察のため北辺に遣られた敬差官  
 李芄は、五月、平安道節度使李之芽と会い、  
 閔延・茂昌の形勢圖を上進し（曰李朝中宗実  
 録正卷四八、十八年五月壬申）、九月、平安

道の軍馬を用いて駆逐しても余力あり、とい  
 う李之芳の見解を伝えて来た（曰李朝中宗実  
 録四卷四九、九月丁亥）。そして同九月、平  
 安道節度使李之芳の狀啓にもとづき廟議とな  
 り、鄭光弼・南袞等が閔延・茂昌の駆逐を重  
 ねて請うたので、中宗も遂に衆議に従い出兵  
 を決意した。中宗がこれまでの慎重な態度を  
 変えたのは、李之芳の狀啓により今年の平安  
 道江辺の農事が豊稔であると判断したためと  
 察せられる。そして廟議により節度使李之芳

・虞候許光弼を以て閩延駆逐の大任に當てる  
 ことに決し、備辺司郎官沈思遠に命じ、この  
 ことを北辺の李之芳等に伝達せしめた（曰李  
 朝中宗実録正卷四九、十八年九月丁亥・戊子  
 ）。  
 咸鏡南道茂昌方面の女真部落に對しては曹  
 閔孫を咸鏡南道巡辺使に任じ、咸鏡南道節度  
 使潘碩枰とともに平安道軍と期日を約し、共  
 同して駆逐を担当させることとした（曰李朝  
 中宗実録正卷四九、十八年十月癸亥）。  
 驅逐

すべき村落の範圍は、平安道方面にあっては、  
 当初は池寧恠など、女真部落の下端のみとさ  
 れていたが、平安道觀察使金碗が閔延の駆逐  
 を強く主張したため、平安北道軍は池寧恠か  
 ら閔延まで、咸鏡南道軍は茂昌から駆逐する  
 ことと定まった（曰李朝中宗實錄卷四九、  
 十八年十月乙丑）。  
 出兵決定にさりし、酷暑中を半月間にわた  
 り北辺に転戦する朝鮮軍人の苦悩について考  
 慮した為政者は、中宗をのぞいては朝鮮国政

府の重臣中にはいなかたと思われ。十八  
 年十一月九日、咸鏡南道に出兵する曹閔孫と  
 ともに中宗に拝謁した南袞は、正月五六日に  
 發軍すれば望時には帰還できようと言つてい  
 る。寒氣に対する認識が全く示されていない  
 (日)李朝中宗實錄五卷四九、十八年十一月乙  
 亥)。十二月、咸鏡南道三水に到達した曹閔  
 孫から報告があり、茂昌から本鎮(三水)ま  
 で雪は一尺に至り、雪はなお多降す。馬草も  
 得がたく、恐らく中途に狼狽の患ありと記し

兵六百名の加送を請うた（曰李朝中宗實錄曰  
 卷四九、十八年十二月戊戌）。中宗は「かし  
 降雪の中を進む軍人に深い同情を示し、  
 「在  
 前の敗軍は必ず糧の少ななるによるしからと、  
 備辺司に軍糧の加増を命じた（曰李朝中宗實  
 錄四卷四九、十八年十二月己亥）。

中宗十八年十二月十日、中宗は備辺司郎官  
 李公樞を平安北道に遣り、一、平安道の發兵  
 時期は、咸鏡南道軍のそれと同じく正月六日  
 と定める。一、入征の範圍は、咸鏡南道は金



主成哈屯に至るまじと、平安道軍は閩延の  
 金巨大屯まじとする。女真部落駆逐の後、平  
 安・咸鏡兩軍は金主成哈屯に相会したのち歸  
 還すべしと先に伝えたが、相会のため待留す  
 れば糧も尽き意外の変も生ずるので、駆逐後  
 待留して還師するや否やは相議して為せ、と  
 伝えさせた（日李朝中宗實錄上卷四九、十八  
 年十二月丙午）。平安道兵使李之芳はこれに  
 回啓し、平安道軍が先に出發し、咸鏡南道軍  
 がややおくれて出陣すれば如何かと問い、攻

擊目標も咸鏡南道軍は金主成哈屯・金巨大屯  
 とし、平安道軍は正月十一日に閔延の金阿宋  
 可屯に到着し、同時入征せば穩便なりと言つ  
 てゐる（曰李朝中宗實錄正卷四九、十八年十  
 二月丙辰）。

第三節 第一次閔延出兵と三屯駆逐

平安道兵使李之芳の率ゐる五千余の平安道  
 軍は、中宗十九年正月六日、蔽しい寒氣をう

いて滿浦鎮を出發した。李之芳は狀啓の中で  
 「去十二月二十日後、連日酷寒、軍馬凍傷入  
 來。本月初六日出疆後、士馬多致疲困」(一)曰  
 李朝中宗實錄(四)卷五〇、十九年二月丁酉」と  
 記しており、辛苦のさまをうかがうことがで  
 きる。出發後の李之芳軍の行動は、可李朝中  
 宗實錄(四)卷五〇、十九年正月壬辰の條に記さ  
 れる備辺司郎官李公樞の書啓にくわしいので  
 この書啓に即し足跡の概略を記すにととする。  
 正月六日、波湯洞に居住する女真人朴也郎

哈等十余人が歳謁のため満浦に来ていたので、  
 李之芳は也郎哈等をもたない鴨緑江沿いに三  
 十里ほど進み、越辺の斜乙外洞に着き童他時  
 哈を詔諭し、たまたま満浦に向かつていた童  
 尚時・金舎知に酒食を与え陣中に慰留した。  
 波湯洞<sup>①</sup>は松三波付近、斜乙外洞は平安北道江  
 界郡文玉面煙浦洞对岸の高子溝付近であらう。  
 七日。厳しい寒氣におかされ凍傷または疲  
 勞した傷病兵および馬匹をえらび、満浦鎮に  
 護送せしめた。三十里を歩き、止宿す。

八日。波湯洞に朴也郎哈の家族を招諭した。出境後三日目となり、兵士も馬も凍傷し沿途に倒れる者が多かったので、歩行の困難なる者を選び池寧恠<sup>②</sup>の旧路により上土鎮へ従浦鎮へに護送せしめた。この日、李之芳等は雲頭里へ平安北道西海面遠洞付近へに到った。

九日。行くこと二十余里にして虚空橋越辺に到った。虚空橋<sup>③</sup>は慈城江口であろうから、その越辺とは大木地台に当たろう。

十日。平安道兵使李之芳は左衛将李茵へ前

黃州牧使)、中衛將韓珪(前江界府使)、右  
 衛將柳泓(前定州牧使)の三將に令し、騎歩  
 二千余人を領し、虚空橋に留屯せしめた。ここ  
 から五里程先には小甫里洞、大小難、時哈洞  
 等の賊路があり、三衛野人の出入往來の要路  
 に当るので、賊の不意の出入により本軍の退  
 路を絶たれることを恐れ、三軍を割いて留屯  
 せしめたのである。  
 李之芳自身は、自ら八都將と精銳なる三千  
 余人を選び、鴨緑江沿いに隊列をなして進んだ。

五里ほど進んで小甫里洞（上仇非）に出、大  
 小難、時哈洞を經由し、午候を出して警戒し  
 つつ進軍し、虞芮城<sup>⑦</sup>（平安北道慈城郡長土面  
 土城洞）に止宿した。

十一日。趙明干<sup>⑧</sup>（長上面長城洞）に至った。  
 来迎した童海陰（套カ）を招諭し隨行せしめ  
 た。

十二日。平安道軍はようやく閭延の下端に  
 至った。金巨大・巨志仇乃・時汝志哈等六七  
 人が騎馬で来謁した。諸酋を列坐せしめ、通

事を介し駆逐の趣旨を説き聞かせ、饋酒して  
 諸會の情をやわらがしめた。李之芳は炮手に  
 密令し、触天火（火薬）を陣中の四隅にうずめ  
 置き、時を見ても不意に爆發せしめた。諸會が  
 驚き立ち上ると、李之芳は明朝家屋を燒棄す  
 るので、炮声を聞けば一斉に自家に火を放つ  
 よう命じた。諸會長は自家は自ら焼くから放  
 炮せぬように告げま歸つた。

二の頃、虚空橋（慈城江口）に殘留せしめ  
 られた李菡の部隊は、女真軍に襲われ潰散し



ていた。すなわち十二日、虚空橋にいた左衛  
 将李菡は馬草採取のため上洞口へ上仇非付近  
 へに陣したところ、女真人百余人に包囲され、  
 乱戦となり李菡は流矢に負傷し、江界軍官金  
 南海は女真人に縛り去られ、甲士田富成・田  
 国宝等は戦死し、韓珪所領の兵四名も戦死し  
 た（日李朝中宗実録上卷五〇、十九年正月甲  
 甲）。後に李之芳の報告によれば、このとき  
 遠方にいた右衛将柳泓は、李菡交戦の報を聞  
 き吹角して進み来たため賊はようやく退き

た。李菡軍の死傷者は五十人を下らず、軍馬の死傷も六七十であったという。この日、李菡敗戦の報は主將李之芳のもとにまだ伝達されていらい。

十三日。閩延下端にいた主將李之芳は、軍官に令し村落の焼棄状況を視察せしめた。女真人が焼棄せず放置した家屋は、家財を移させた後、ことごとく焼却した。李公檣は「詐者、只撤其屋上盖草焚燒、使有煙氣、若乃尽焚之狀。我軍知之、以次尽火而來矣」と所見

を記しているから、家屋はオロチヨン風の移  
 動天幕ではなく、兀狄哈風の固定的家屋であ  
 ったと思われる。沈海套屯の某家には出産直  
 後の母子がいたので、焼くには忍びず見のがさ  
 れた。閭延の位置は、李仁榮氏はいまの下長  
 洞に比定されているが、李之芳がこの地にま  
 で到達したかどうか、確かな証拠はない。李  
 之芳等は閭延下端にいたと言っているが、閭  
 延下端とは恐らく下無路堡すなわち湖下洞付  
 近であろう。湖下洞から下長洞までを一日で

往復するニとは無理があるから、李之芳軍は湖下洞の対岸の村落を焼棄して歸つたと察せられる。

「閭阡」の燒棄を終え、軍は歸途についた。巴山洞に来ると李菡軍の敗報がとどいたので、歩度を早め趙明干（長城洞）に止宿した。李之芳は後日の書啓で、十三日と記すべきところを初十日と記し、「初十日、日氣やや暖、巴山洞に到る。虚空橋の賊變を聞く。これは必ず近処の彼人（女真人）の所為なり。故

に今所帯の閻延の金羅松哈、波湯洞の朴阿郎  
 可等、および趙明干以下の童諧豆等十一名を  
 捕捉し來れりしと記してゐる（曰李朝中宗実  
 録四卷五〇、十九年二月丁酉）。李之芳は陣  
 中に伴つていた女真人を、敗報の到着とともに  
 に拘束したのである。

十四日。李公樞の書啓には、二の日の記録  
 がない。

十五日。越辺の末燒棄家屋を燒く。軍二十  
 名を以て趙明干下端の二家を燒き、周辺を嚴

戒し、虚空橋（慈城江口）近所に来る。李薊  
 乱戦の地に血染の跡あり。小難、時哈洞に至  
 る。野人はすでに移居し煙気あり。日おそく  
 虚空橋に入る。城により伏兵し戦死者の屍を  
 乍候の軍卒を以て集めしむ。慈城に到り、内  
 に兵を伏し止宿す。

十七日。往路に通つた道を離れ、慈城江に  
 沿つて行き三歧伊を經由し南下す。

十九日。上土（従浦鎮）に到る。

二十日。結陣点考す。李薊軍の馬の死傷は

六七十。軍人の死傷者は五十人以上にのぼった。女真人の捕えられた者は、也郎介・羅松介等十四人。交戦中捕えた女真人は三人であつたという。以上が李公樞の書啓にもとづく閔延出兵の概略である。<sup>⑨</sup>

中宗十九年四月、平安道敬差官金安鼎が閔延出兵による朝鮮軍人の死傷者数を報告した。これによれば出兵参加人員は寧辺等二十九官騎歩合計二四七四人で、この中死亡および捕えられた者五一名。女真に捕えられた後送

還されたり逃還した者一六名、凍傷をうけ帰  
 還した者四十余名。点關時に未帰還者四一名。  
 逃還者十五名。閻延駢逐以前物故者一七名。  
 馬ニ九九五匹中、死亡三五七匹、棄置せる馬  
 四八匹、となつてゐる（日李朝中宗實錄曰為  
 五〇、十九年四月乙卯）。一かゝ閻延出兵參  
 加人員は、日李朝中宗實錄曰為五〇、十九年  
 正月壬辰の條の李公樞の書啓によれば、虚空  
 橋殘留の李菡の軍のみでも二千余人、李之芳  
 の軍が三千余人、合計五千余人にのぼるから、



金安鼎の報告はおかしく被害の数字もあや  
 い。この「閭延駆逐」のさいの艱難と死者の  
 多かつたことについて、史臣は「天は寒冽、  
 士馬は飢寒、死者は殆ど半ばす」と曰。李朝中  
 宗実録曰卷五〇、十九年四月甲子の條で次の  
 ように言っている。

史臣曰、李誠彦、以尚氣喜事之人、与節度  
 使李之芳唱議上疏、以爲駆逐不可得已。及  
 出師、之芳等皆不經大事、計慮不遠、節度  
 乖方、天又寒冽、士馬飢凍、死者殆半。且

聞虚空橋賊變畏恟、徑由間道、冒夜馳還、  
 沿江上下、僵尸相屬、委棄資糧器仗、狼籍  
 無算、虜人見之、侮笑曰、朝鮮驅逐、甚利  
 於我。之芳等懼罪、令軍士穿江冰、投屍匿  
 之、尽掩其迹、物故之數、不以實聞。辺民  
 怨此二人入骨、胡人亦以爲侵擾。(中略)  
 又曰、驅逐之拳、南裒在內而主其議。李之  
 芳李誠彦在外而獻其說、才入部落初面。  
 後日また史臣は「当初間延驅逐の時、滿浦  
 僉使李誠彦が上書し驅逐を請いせし也。その

とき士卒の死亡者は千を以て計る（曰李朝中  
 宗實録五卷五六、二十一年二月戊午）といひ  
 中宗二十六年、大司諫黃士祐もて驅逐の時、  
 人馬の凍死者は相枕籍す。ここを以て平安一  
 道は今に至るも殘弊す。驅逐の時、李之芳が  
 大將となり、行師は律を失ひ、士卒は死亡し  
 殆ど尽きたるも實を以て聞せず（曰李朝中宗  
 實録五卷七一、二十六年八月己丑）といつ  
 てゐるから、出兵軍士の半ばが死亡したことは  
 事實と思われ。

中宗十九年二月、李齒・韓珪・柳泓は敗軍  
 の責を問われ（曰李朝中宗実録口卷五〇、十  
 九年二月己亥）、李齒は熊川に、韓珪は順天  
 に流配された（曰李朝中宗実録口卷五〇、十  
 九年三月辛巳）。しかし平安道兵使李之芳は  
 丁従征士馬は積雪酷寒に多日露宿し、困疲莫  
 甚たり。人馬の糧料はすでに尽き、糧なく食  
 を闕く者も亦多し（曰李朝中宗実録口卷五〇、  
 十九年二月丁酉）と述べている。朝鮮国政  
 府が国家の意志として酷寒期の出兵を決定し

李之芳とては

あくまて江迎

から人煙を絶つ

方針であつたと

察せられる。  
そいて

たのであるから、李之芳等にはのみ責を帰すのは酷と思われれる。

李之芳は中宗十九年二月、野人が留任して  
いることを理由に滿浦に近い古道洞（平安北

道慈城郡古城洞付近）以下の各里を遣兵襲撃

するよう書啓し（曰李朝中宗実録四卷五〇、

十九年二月丁酉）二月十二日、虞候李長吉

に命じ、波湯洞、古道洞の女真人を駆逐せし

めた。李長吉は波湯洞に朴也郎介家を囲み、

二名を捕え、ついで古道洞を囲み、七名を斬

首、四名を生捕り家屋を焼棄した。また別に満浦僉使李誠彦は百五十名を領し、余屯洞より童他時哈屯に入り、童他時哈等二三名を斬り三名を捕え、家屋を焼棄して帰った（曰李朝中宗実録五卷五〇、十九年二月乙卯）。童他時哈屯は高子溝付近であらう。

李誠彦は二の所謂「三屯駆逐」のとき、野人の老弱男女三十余名を殺し、或は捕えたといふ罪状で推問のうえ罷職され、李寿童が満浦鎮兵馬僉節制使となつた（曰李朝中宗実録

凸卷五〇、十九年三月庚寅・四月壬戌・五月  
乙丑朔。また李之芳も閩延敗軍の責を問わ  
れ、義禁府に囚禁され、罷職されたへ曰李朝  
中宗実録凸卷五〇、十九年四月己亥・癸卯。

第三節補注

① 波湯洞は曰東国輿地勝覽凸卷五五、江界  
都護府、山川の系にて小甫里、古道洞、  
波湯洞、巴上慈城と記されるけれども  
位置は不明。或は松三波付近であろうか。

- ② 池寧性は今の慈城郡三興面雲峰洞へ旧城洞であること、瀨野馬熊氏の考証にくわしい。瀨野馬熊「前掲書」参照。
- ③ 虚空橋ロ子がいまの慈城江口に位置したこと、瀨野馬熊氏の考証がある。瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」日東洋学報五第十三巻、四〇―四三頁。
- ④ 小甫里の位置を、李仁榮氏はいまの上仇非に比定している。「鮮初廢四郡地理考」日青丘学叢四第二十九号、一一―八頁。



⑤ 大小難は所灘と関係があろう。所灘は可

李朝世宗實錄 卷一五四、平安道地理誌

慈城郡の系に、ソ烟台七、小甫里、東准

廣芮泰日、西准郡所灘。所灘、西准西解

シとあり、日李朝世宗實錄 卷六〇、十

五年五月己未に、ソ別潤德自所灘下、時

番洞口過江、駐師江辺、(中略)至魚虛

江辺、留軍士六百名、設木柵シと見える。

世宗十五年四月、女真に出兵した朝鮮軍

の中、崔潤德の一隊は所灘を経て魚虛江

に向かった。所灘の位置は不明であるが、恐らく下仇非付近であろう。

⑥ 時哈洞は時番洞口を指し、時番江と関係がある。時番江は今の慈城江であるから、時番洞口は慈城江の河口付近に所在したと思われる。

⑦ 虔芮は日東國輿地勝覽口卷五五、江界都護府の系に、

本閭延府虔芮堡。初置万戸。世宗二十五年、以堡距本府遙隔。割本府榆坡、趙明

干、小虞芮及慈城郡秦日等地民戶、置郡  
 爲江界府所管。世祖元年、空其地、移其  
 民于府。

と記される。李仁榮氏は虞芮郡治を今の  
 土城洞に比定された。李仁榮「前掲論文  
 し日青丘学叢書第三十号、一四六一—一五  
 六頁、参照。

⑧

趙明干口子が今の慈城郡長土面長城洞に  
 当るとは、瀨野馬熊氏の研究にくわ  
 い。瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」日東洋学

報四第十三卷一號、四六一—五一頁、參照。  
 ⑨ 第一次閩延出兵にツリマシテ政事撮要四上、  
 嘉靖二年癸未の条に「中宗大王十八年○  
 野人等來居于閩延茂昌、漸成部落。命兩  
 界節度使、領兵驅逐」と記される。

第四節 第二次閩延出兵と寇氣所感

李之芳に代り、茂昌出兵で戦功をたてた曹  
 閩孫が平安道兵使に任ぜられた。彼は十九年

六月、閩延地方を調査させ、女真人が閩延地  
 方で造家耕田している実情を政府に書啓した  
 (日李朝中宗実録四卷五一、十九年六月戊午  
 )。書啓にもとづき備辺司は、野人の農作の  
 成熟を待ち兵を送つて蹂躞するよう兵使に行  
 移した。兵使曹閔孫は折返し書啓を送り、驍  
 勇なる軍士をえらび慈城に送り野人の耕耘を  
 さまたげるよう要請した。廟議において中宗  
 は「抄單狙撃の策は奉行し難し。一二年を待  
 ち拳兵せば可也」との見解を示し、ただ辺將

を以て時々巡察せしめ、野人に安住するを得  
 ざりしめよと指示してゐる（曰李朝中宗実録  
 卍卷五一、十九年六月戊午・七月辛未）。

中宗十九年八月十九日、平安道廣候李長吉  
 は左突撃將平允文、右突撃將李增壽等の軍四  
 百名を率い旗幟を盛んにし、放火炮動し鼓角  
 を鳴りしめて閔延坪に入り未刈の穀物を踏損し  
 積置の穀類を燒棄し、女真人五十余名と交戦  
 し三名を斬首し、朝鮮軍は一名が矢傷を負つ  
 たのみで全員帰還した（曰李朝中宗実録卍卷

五一、十九年八月戊午。平安道兵使曹閏孫  
 も援軍二百を率い、八月二十一日、上土鎮（  
 從浦鎮）を發し、水注巖、獐項、三川岐を經  
 る池寧性洞に付近まで行き、變に備えた（曰李  
 朝中宗實錄五卷五一、十九年八月己未）。  
 以上が第二次閔延出兵の経過であるが、二  
 の報は朝鮮国政府には歓迎さへなかつた。備  
 辺司堂上安潤徳は、この挙は辺將が自らの意  
 志でなしたものではない。前に廟算が定まり、  
 故に兵曹が催促して入送せしめたものである

として女真人の報復を憂慮し（日李朝中宗実  
 録四卷五一、十九年八月己未）、侍講官沈思  
 遜もまた「連年入征は南方の安居耕食の民に  
 非ざれば、その飢渴は他道に倍せん」といひ、  
 平安道居民への同情を示した。二次にわたる  
 閔延出兵は平安道居民の犠牲の上に遂行され  
 たが、十九年十月には、女真人が早くも閔延  
 ・茂昌に還居したといふから（日李朝中宗実  
 録四卷五二、十九年十月己亥）、その成果に  
 見るべきものはなかつたといふべきであらう。



閏延出兵により多くの死者を出した平安道  
 地方には、戦後疫病が流行し人々の苦しみを  
 増した。疫病はまず中宗十九年七月、平安道  
 竜川地方に発生し、六百七十余名が死した  
 (日李朝中宗実録 乙卷五一、十九年七月庚午  
 ・辛未・丙子・己卯)。七月二十四日、平安  
 道監司金克成が疫病による平安道内の死者数  
 を書啓した。そして最も多くの死者の出た義  
 州の牧使申玉衡、鉄山の郡守鄭環は罷職され  
 た(日李朝中宗実録 乙卷五一、十九年七月癸

未・丁亥・戊子・己丑・庚寅・八月癸巳・己  
 亥・辛丑・甲辰・庚戌。八月、災傷御史と  
 して平安道に遣られた李芄は、九月、復命し  
 祥原地方の凋殘のさまを報告した（曰李朝中  
 宗実録 卷五一、十九年八月戊午・九月丙子  
 ）。中宗十九年の平安道内の疫病による死者  
 は、通計三八八〇名にのぼった。疫病は黃海  
 道にもひろがったので政府は兩道の各官に命  
 じ、厲祭を挙げさせた（曰李朝中宗実録 卷  
 五二、十九年十二月乙卯）。

中宗二十年正月に入り、三日に三百六十人、  
 十三日に八百八十余人、二十日に七百八十人、  
 三十日に千五百余人が死亡したと、平安道監  
 司金克成が馳啓した（可李朝中宗實録 四卷五  
 二、二十年正月壬戌・乙巳・壬申・乙卯・壬  
 午・己丑）。そして中宗二十年七月までに平  
 安道内の死者は通計二二、三四九名の多きに上  
 り（可李朝中宗實録 四卷五四、二十年七月丁  
 亥）、翌中宗二十一年、疫病は咸鏡道地方に  
 までひろがった（可李朝中宗實録 四卷五六、

二十一年二月丙子。平安道の有能な軍人も多くこの疫病におかされて死亡し、辺境防備に支障を生じたため、中宗は補充の軍官を派遣するよう指示し（日李朝中宗実録四卷五二、二十年正月癸酉・二月庚子）、御史南世準を遣り、平安道内の徒以下の罪人を疏放し、積屍を埋葬し、飢饉者を救恤せしめた（日李朝中宗実録四卷五三、二十年二月癸卯・甲辰・乙巳・丙午）。この疫病を時人は曰く冤氣所感<sup>（一）</sup>と呼んだ。女真人の冤魂が人々の骨體<sup>（二）</sup>に入

リ、朝鮮国人民の怨恨も極まつたからである  
 というへ日李朝中宗實録四卷七一、二十六年  
 八月己丑。

第五節 茂昌驅逐

これより先、中宗十八年十二月、咸鏡南道  
 三水に赴むいた巡辺使曹閏孫は、平安道軍の  
 閔延出兵と呼応し、茂昌の女真部落を驅逐す  
 るため、中宗十九年正月六日、千八百の兵を  
 率い、三水郡<sup>①</sup>へ咸鏡南道三水郡江鎮面新加乙

波鎮)を出発し、加乙波知(旧加乙波)を過  
 ぎ、古末坪<sup>②</sup>(平安北道厚昌郡東興面蓮坪洞上  
 蓮坪对岸の三聖屯)に着いた。ここで告變の  
 ため出向いた朴阿陽哈の子羅陽に女真文の榜  
 文を示した後、陣中に拘束し先導せしめ、厚  
 州<sup>③</sup>(東興面古邑洞厚州古邑)に到った。  
 八日、曹閏孫の軍は於目仇非(東興面蘿竹  
 洞中仇非)に到った。

九日、奉浦洞<sup>④</sup>(金昌仇俳)に着き、朴阿陽  
 哈・金倉知・金伊郎哈等に榜文を示し開諭し

た。

十日、董頭坪<sup>⑤</sup>（厚昌面章興洞）に到り結陣した。童尚時の叱に榜文を示して開諭し家屋と家財を焼いた。童尚時は満浦に出向いて不在であり、年老いて無気力な者が六七名、残るのみであった。

十一日、奉浦洞に帰着した。十二日、古末坪に帰着した。十三日、三水郡に帰着した。

以上が中宗十九年正月、工曹正郎金世漸が北道巡辺使曹閔孫の軍中より帰還しての報告

の概略である（可李朝中宗実録四卷五〇、十  
 九年正月甲午）。右にひきつづく金世漸の報  
 告によれば、この方面の女真人の戸数は三四  
 十家で、屯内には家財もなく、ただ皮穀およ  
 び汚毀の木槽と瓢があるのみ。三水郡より董  
 頭坪まで常時急行すれば五息ばかりであつた  
 という。平安道軍が酷寒の中で多くの犠牲者  
 を出したのに較ぶれば、咸鏡道軍の損傷は軽  
 微で兵士に凍傷者はなく、馬八匹が死傷した  
 に過ぎなかつた。恐らくこの方面の女真人が



意外にすくなく、且は作戦日数も少なかったため損傷が軽微に留まったものと思われ。

翌中宗二十年三月十七日、岐州衛の首長王山赤下とその余党三百余戸が惠山鎮越辺の雲井坪<sup>④</sup>地方に移住した。雲井坪は疆外の地し（日李朝中宗実録日卷五四、二十年四月甲午）ではあつたが、この地に女真人が来住したことは、朝鮮国政府にとり前年の出兵の効果を疑わせるに充分な事件であつたと察せられる。王山赤下の岐州衛は建州衛の一支族で、

燕山君時代には新開河下流域から富爾江下流  
 域一帯に散住したが、「梨山旧住の賦」へ曰  
 李朝中宗實錄正卷五四、二十年四月辛亥と  
 も稱されるから、中宗時代に入り梨山地方に  
 移住したのち雲井坪地方に移動したのである  
 う。岐州衛人は国辺の他の女真人とは異なり、  
 狩獵のみを生業とした人びとであったし、惠  
 山鎮地方は麋・鹿・貂などの毛皮動物を多産  
 したから、この地に久しく来獵するうち、定  
 住するようになったと察せられる。王山赤下

は岐州衛首長として中宗十八九年頃朝鮮國に  
 來朝し、ニ品官たる中樞府同知に任ぜられ厚  
 遇を受けながら、朝鮮國の重臣の中には安潤徳  
 のように、王山赤下が燕山君五六年頃梨山に  
 來寇した賊であると主張する者もあつた（可  
 李朝中宗實錄卷五四、二十年四月壬寅）。  
 王山赤下の雲井坪來住が伝えられると、中  
 宗は二十年四月、兵曹および備辺司の所啓に  
 従い舍人沈思遜を御史と稱し咸鏡南道に遣り、  
 王山赤下を捕囚し処罰するよう兵使崔漢洪に

伝えさせた。崔漢洪は惠山僉使洪熙に令し王  
 山赤下を招かしめ、甲山府に囚禁し（曰李朝  
 中宗實録口卷五四、二十年四月甲午・壬寅・  
 丁未）、惠山鎮を距つ三四里の江辺に朴加遷<sup>⑦</sup>  
 ・厚温・東良北等<sup>⑧</sup>に居住する女真人を集め、  
 その面前で王山赤下を斬首し路傍に梟首した  
 （曰李朝中宗實録口卷五四、二十年五月戊辰  
 ）。王山赤下の子沙乙奉可等は、その後八十  
 名の部下をとり建州女直地方に帰つたといふ。  
 以上が茂昌出兵の経過である。この方面で

は激しい戦闘もなく、軍の損傷は軽微で出兵  
 の実効はなかつた如くであるが、しかし王山  
 赤下を捕殺したことに示されるように、中宗  
 政權の武断的側面がこの方面にも現われてい  
 る。この出兵によつて辺境の安寧は確保され  
 たが、過剰防衛とも言える武断主義は、次に  
 説く如き紛争の原因となつた。

「疆外の地に住む」

## 第五節補注

① 三水郡については、曰東國輿地勝覽凸卷

四九、三水郡の系に

本甲山郡三水堡。本朝世宗二十三年、置万戸、以扼賊路。二十八年、置三水郡。魯山

二年、罷郡復置万戸。世祖七年、還為郡。

八年陞都護府。十年復降為郡。

とあり、曰李朝世宗實錄凸卷一五五、咸吉

道地理誌の系に

三水郡、知郡事一人、兼咸興道右翼兵馬。

本甲山郡三水堡。初置万戸防戍。世宗二十八年、以堡爲賊路要害、置郡爲咸興府所領。と見える如く、三水郡はもと三水堡、三水岐と呼はれ甲山郡に所屬していたが、世宗二十八年に三水郡が設置された。三水郡治の位置が今の新加乙坡鎮であることは、津田左右吉氏の考証がある。津田左右吉『朝鮮歴史地理』第二巻、あるいは『津田左右吉全集』第十一巻、四六七頁。

② 古未坪は平安北道厚昌郡東興面蓮坪洞上

蓮坪対岸の、中国の十二道溝三聖屯に当ることは、瀨野馬熊氏の考証がある。瀨野馬熊「朝鮮廢四郡考」日東洋学報四第十三卷一・三・四號、大正十二年刊、参照。

③ 厚州は世宗二十二年茂昌郡に編入された。日東国輿地勝覽口卷五五、江界都護府、古跡の条に「厚州堡、在古茂昌東一百三十三里」とあり、日李朝世宗實録口平安道地理誌、茂昌郡の条に「烟台十一、厚州東峯、西准西峯、西峯、西准甫山南峯」と記され



る。厚州が今の厚州古邑に当ることは、津田左右吉、瀬野馬熊、李仁栄氏等の「前掲書」に考証がある。

④ 奉浦洞は「東国輿地勝覽」巻五五、江界都護府、古跡の系に「奉浦堡、在古茂昌面三十八里」とあり、「李朝世宗実録」巻一五四、平安道地理誌、茂昌郡の系に「邑城西峯、西准奉浦、奉浦、西准宋元仇非」と見える。李仁栄氏は奉堡堡を今の金昌仇非の西北二門を有する石城址に比定する。李

仁榮「鮮初廢四郡地理考」曰青丘学叢四第  
三十号、一四一頁。

⑤

薰頭坪については曰東国輿地勝覽四卷五

五、江界都護府、古跡の条に「薰豆堡、在

古閭延東四十里」と記され、曰李朝世宗實

録四卷一、二、三、三十一年三月戊子所收の平

安咸吉道都体察使皇甫仁の啓に「閭延府下

無路薰頭等堡、拒本府一息。每歲十月、水

雪險路、扶老携幼、入保邑城、寓接他家、

艱苦經冬、至翌年三月、方許出城」と見え

る。薰頭堡の位置は、瀬野馬熊氏は今の上長洞に比定されたが、李仁榮氏は厚昌郡厚昌面章興洞（梨坪）に比定された。わたくしは李仁榮説を採りたい。瀬野馬熊「前掲書」曰東洋学報口第十三卷、三七〇―三七一頁。李仁榮「前掲書」曰青丘学叢口第二九号、一一〇―一一一頁。

⑥ 雲井坪は曰李朝中宗実録口卷五三、二十年三月癸未に、「咸鏡南道兵使崔漢洪馳啓曰、建州衛彼人王山赤下、率其類三百余戸

今月十七日間、來屯惠山鎮越辺雲井坪等処  
と見え、如く惠山鎮の対岸に存したが、  
その位置は不明。

⑦ 朴加遷については、李朝中宗實錄卷五

四、二十年四月甲午に、

咸鏡北道兵使李苞啓本曰、惠山鎮水上西距

五息許、有虛水羅水洞。此地居野人三百余

戸、由水洞西距三息許、有儉天。此地居野

人四十余戸。由儉天西距二息許、有朴加遷

此地居野人二百余戸。

と記されるから、豆満江上流の延面水の一  
支流の朴河川の流域に在る朴川洞付近に当  
る。

⑧ 東良北は日李朝文宗實録正卷七、元年五  
月壬寅に「自言州西北口、指東良北、賊徒  
通行、自古成路」とあり、また日魯山君日  
記正卷八、元年十月庚戌に「會寧府任中樞  
童速魯帖木兒、江外東良北都万戸浪李兒罕  
」と記されるように吉州の西北に位置し、  
魯山君・世祖時代には浪李兒罕が東良北の

都万戸であつた。浪亭兎竿の住地は下東良すなわち現在の茂山郡永北面西湖洞付近に存した。また当時中東良といわれた土地は現在の茂山地方に当るから、東良北は茂山地方から西湖洞に至る豆満江流域一帯を指す地名と思われる。

## 第六節 沈思遜の遭難

直提学沈思遜は中宗二十年十二月、堂上官に陞せられ、徐寿千にかわつて滿浦僉使に任ぜられた。同日李朝中宗實錄四卷五六、二十年十二月庚寅。沈思遜は文臣であつたが、辺事に諳練せしめ、他日有事のさい辺事にかかわる廟議に参与せしめようとの配慮からこの任用となつたのである。

沈思遜が赴任した頃、滿浦鎮周辺における朝鮮国人と女真人との関係は險惡であつた。

たから、平安道の居民は建州女真人と交流が  
 あり、神事があれば往来飲食するニともあり  
 (日李朝成宗實録正卷一五二、十四年三月己  
 酉)、また彼我の人民が相互に越江し漁獵に従  
 事しても強いて咎める者もなく、満浦・高山  
 里地方にあつても、女真人は夏は妻子を伴い  
 江辺に結幕し往来するのが長い間の慣行とな  
 っていた。朝鮮国人も女真人の誰彼を面識熟  
 知しており、誰某・誰某と呼びあい、女真人  
 も朝鮮国人と見れば談笑して来るといつた関  
 係が続いた(日李朝中宗實録正卷五五、二十  
 年九月丁己、卷五六、二十一年正月己酉)。



一かゝるに朝鮮軍の閔延・茂昌出兵以後は、女真人  
 は朝鮮国人を疑い、朝鮮国人と見れば、殺す  
 るに至り、時ならず小紛争も發生し（曰李朝  
 中宗實録口卷五五、二十年九月丁巳朔）、碧  
 潼の乍候軍金善孫が女真人を送古を捕斬する  
 ような事件も發生した（曰李朝中宗實録口卷  
 五六、二十一年正月乙酉・二月戊午）。  
 政府官僚の中にも特進官韓亨允の如きは、  
 もし朝鮮軍人が女真人を斬殺し事を構えれば、  
 やがて朝鮮軍人が孤軍を以て女真に進入した

さりに害を受けるとがあるやもいれぬと事  
 件発生を予知し、辺將に下諭し、辺功を尚とほ  
 ず自重せしめるよう要請した。韓亨允はまた、  
 日本人は朝鮮人と見れば無言で斬り殺すが、  
 女真人は尋常に往来しやかも悖戾なし。我國  
 の六鎮軍民の柴炭はみな越辺一息程の女真の  
 地において取用しているから、辺將に令し野  
 人と和好し、辺鬻を生せしめざるようにせよと  
 請うている（日李朝中宗実録四卷五六、二十  
 一年正月乙酉）。事変発生を予感した人士も

存したのである。

中宗二十三年正月二十三日、沈思遜は七十  
 余名の軍人を率い、車加大烟台（平安北道江  
 界郡文玉面車哥坪、満浦鎮北方一料）の対岸  
 の金屯洞に行き、軍士全員を散開せしめ燃料  
 用薪木を伐採していたところを女真騎馬軍百  
 余に襲われた。女真人との遭遇は江岸より四  
 五十歩、胡墳から五十歩<sup>①</sup>の地であったが、沈  
 思遜の傍には満浦助防将で熙川郡守の宋仁剛  
 と軍官二名が付添うのみであった。沈思遜は

乱戦中に落馬し斬撃を加えられ死亡した(2)曰  
 李朝中宗實録四卷六〇、二十三年正月辛丑・  
 壬寅、二月癸卯朔・乙巳・庚午)。宋仁剛は  
 ようやく脱出することはできたが、沈思遠を  
 救援しなかつた罪を以て八個月間刑訊され、  
 死を減せられ、のち滿浦において軍に充てら  
 れた(曰李朝中宗實録四卷六三、二十三年九  
 月乙未、閏十月辛未)。

当時、咸鏡道および平安道地方にあつては  
 辺鎮屯所の近くに適當な柴木伐採地がなく、

朝鮮の守備軍人は越江して伐木するのが慣例  
 となつていた（曰李朝中宗實録正卷六〇、二  
 十三年二月丙午）。中宗二十三年三月、特進  
 官李之芳は、兩界は冬節は極寒なり。專ら  
 燎火を以て事となす。故に一息程の境内の柴  
 木はすでに絶ゆ。故にやむを得ず越境し取木  
 して用うしと言つてゐる（曰李朝中宗實録正  
 卷六〇、二十三年三月壬辰）。沈思遠も慣行  
 に従い、やむを得ず越江して採木に従事して  
 たのである。

沈思遜は何故殺されたのであろうか。

沈思遜を殺害した賊は李如弄巨を首領とし、李莫只・李里心仇知といった無名の女真人からなる七八十名の一隊であったことが、のちに判明した（曰李朝中宗実録四卷六一、二十三年四月己巳）。李如弄巨は童多（他）時哈の族党であつて、先に中宗十九年二月、三屯駆逐のさい、童多時哈の村民が李誠彦に殺され、或は捕囚されたニとに對する怨恨から來襲したものであるといふ（曰李朝中宗実録四卷六五、二十四年三月癸丑）。沈思遜は童多

時哈殺害に責任はないが、先に王山赤下を捕  
 殺したさい、沈思遠は朝鮮国政府の命を威鏡  
 南道に伝え、かつ刑の執行に立ちあつたため、  
 王山赤下一族の怨をかい、菡浦の禍に至つたと、  
 のちに同知事尹殷輔が語つてゐる（曰李朝中  
 宗実録 卷七一、二十六年八月己丑）。しか  
 一先の「三屯駆逐」のさい、家人を殺さぬ家  
 屋家財を焼かれ、嚴寒の中に放置された女真人  
 等の、前滿浦僉使李誠彦に対する怨恨は極め  
 て強烈で、菡浦鎮に来る女真人はみな李誠彦

は今尚生存するかと問うたというから、沈思  
 遜は李誠彦と見誤られ襲殺されたのであろう。  
 口李朝中宗實録正卷八一、三十一年正月壬戌  
 には警辺使沈彦光の言葉が記されるが、それ  
 には  
 且山丹居野人及伐湯洞等処野人、李誠彦爲  
 滿浦僉使時、嘗驅逐之矣。昔有一人、居于  
 山丹許渾、以滿浦僉使要功而斬之。其子它  
 時哈仍居于其地、死於李誠彦之驅逐。它時  
 哈之子、今又仍居焉。其祖其父、皆死于其



地、而猶居者、意其無歸處而然也。且胡人、  
 之風、分山而守之、利其山之產焉。若棄旧、  
 守之山、則無可依居處。故若令入居深處、則  
 乃曰無所往也。

と示される。土地を追われ父祖を殺された童  
 多時哈一族の遺恨の深かったことが察せられ  
 る。

沈思遜遭難の報が王京に到ると、中宗は元  
 繼蔡を推考敬差官と一李亨順を滿浦僉使に任  
 じ北辺に發遣し、兵曹・備辺司・知辺事宰相

を召集し善後策を合議した。知事李沆や特進  
 官李思鈞等は問罪擧兵すべしと論じたが（曰  
 李朝中宗実録四卷六〇、二十三年二月甲辰）、  
 中宗は禍根はみな我よりなせしものと内省的  
 態度を示し、丁闇延・茂昌駆逐のことはただ  
 に無益なるのみならず、吾民を死地に駆り野  
 人の怨を受けた。この故に我より開釁せりと  
 をすしと論じ、既往にさかのほり開釁の人を  
 追論するよう指圖し、平安道兵使李基を更迭  
 せしめ曹閏孫をこれに代えた（曰李朝中宗実

録四卷六〇、二十三年二月甲辰。

しかし中宗は問罪拳兵を否定したのではない。二十三年七月、巡辺使許碗を北辺に遣り、年内に拳兵すべきや否やは許碗の報告により決すことと定めている（曰李朝中宗実録四卷六二、二十三年七月壬午）。許碗は中宗二十三年九月、一たん帰京し平安道の兵力や敵情にツいて報告し、年内の問罪拳兵は無理であり来年四月には征討も可能であろうとの見解を述べた（曰李朝中宗実録四卷六三、二十三

年九月甲午)。許琬は申公濟に代って平安道  
 觀察使に任ぜられ、十月四日、再び任地に発  
 った(曰李朝中宗實錄正卷六三、二十三年十  
 月壬寅)。

許琬の報告にもかかわらず中宗の意志は変  
 更されなかった。中宗は二十三年十月、台諫  
 の所論、弘文館の上疏、收議の議事等まとり  
 まとめて一書として許琬に送った(曰李朝中宗  
 實錄正卷六三、二十三年十月庚申)。内容は  
 詳記されていないが、出兵停止を最終的に示

唆したものと推察される。これにこたえて許  
 碓は、出兵にかえ賊の首領李里応仇致・汝弄  
 巨を滿浦に誘致し捕らえることの許可を求め  
 た。しかる政府の重臣、台諫、弘文館等がみ  
 な反対したので、この議もおこなわれなかつ  
 た（四）李朝中宗実録正卷六四、二十三年十一  
 月乙丑）。その後中宗末年に至るまで平安道  
 北辺に大規模な紛争は発生していない。中宗  
 も「ば」ば「辺將に伝旨し、一、要功生事しせぬ  
 よう自戒をうながしている。

しかしその後の

の情況をみると、その数は

鴨緑江上流地方への女真人入居者は毎年増  
 加してゐる。中宗三十四年四月、咸鏡南道節  
 度使禹孟善は「閭延等地に來居する女真人は  
 八百余戸に上り、部落はますます繁榮す。勢  
 とつて必らず、惠山・厚州等地に連居せん」と  
 啓し、派兵して探候処置しするよう請うた（日  
 本朝中宗實録口卷九〇、三十四年四月丙寅）。

また中宗三十六年十二月、平安道兵使禹孟善  
 は「趙明干以下、池寧恠・林投等地に越邊來  
 居の女真人は日ごとく繁盛し、我境に漁獵し

縦恣出入し、江界以北はその淵藪となる。へ  
 中略）閩延・茂昌等地に居る胡は癸未年（中  
 宗十八年）に駆逐し、そのち滋蔓をなし、一に  
 ニニに至るしといひ（曰李朝中宗實録四卷九  
 七、三十六年十二月己卯）、中宗三十九年四  
 月、特進官禹孟善は三水より閩延・茂昌の  
 間に至るまで野人の來居者は四五千に至る。  
 朔州より滿浦近郊に至る來居野人も亦三四千  
 人を下らず。古くは溪洞の間に胡人の或は六  
 七家が屯聚していたが、今は則ち滋蔓するニ

とかくの如し。へ朝鮮のへ土兵は単弱にして、  
 何を以てこれを為すやを知らずしと報告して  
 いる（日李朝中宗実録正卷一〇二、三十九年  
 四月甲申）。この報告によつてみても、中宗  
 十九年の閔延・茂昌出兵には何の効果もなか  
 ったことが理解されると思う。

しかしながら以上の出兵が、いずれも明国  
 の意向を考慮することなく、朝鮮国の国家の  
 意志として単独で決定されてゐることは、朝  
 鮮国が自主独立の国家であることを示すもの



である。また国境の安寧確保の爲、開延・茂昌にまで大規模の本格的遠征軍を送つたのは史上最初の壮挙であつて、これによつて鴨緑江以南の地を確保しようとする國家の強意志を、後世に示すこととなつた。

### 第六節補注

① 日李朝太宗實錄卷三〇、十五年十二月

丁丑に、

兵曹上各馭里數啓目、啓曰、今准中朝里數、  
以周尺六尺爲一步。每三百六十步爲一里、  
以此打量。

と記される。朝鮮の一里は約四二〇米と公  
称され、日本里の約三町五一間に当り、朝  
鮮の十里は日本の三八・五町に当る。朝鮮  
の一步は約一・一六米であるから、五十歩  
は五十八米余となる。因みに一息は三十里  
である。

② 曰故事撮要曰上、嘉靖七年戊子の条に、

「中宗大王二十三年〇蒲浦僉使沈思謙、偶  
 涉虜境、被野人所殺」と記される。

第七節 中宗時代の朝鮮と建州女直との関係  
 ニニで建州方面に目を転ずるに、中宗・明  
 宗年間を通じ、建州諸衛と朝鮮国との間に、  
 新しい外交的展開は示されていない。いま兩  
 国の関係を年代的に記すと、

(一) 中宗二年三月、建州衛の首長達罕が朝  
 鮮国に書契を送り、王山赤下を伴い朝鮮国に  
 来朝したとの意向を示した(曰李朝中宗実

録曰卷二、二年三月戊申・己酉。朝鮮国王は遼軍の來朝に備え、兵威を陳べ酒架を設けるよう指圖したが、遼軍は來朝しなかつた。また中宗三年十一月、かつて遼州衛に旅した童清礼が凌遲処死に処せられた。

(二) 中宗十一年五月および八月、獐子千余名が靈陽堡・新安堡・清河堡等を攻圍し、中国軍民を殺傷した。翌中宗十二年四月、獐子が沈古河辺に屯聚したとの報を得た中宗は、平安道節度使に実体調査を下命したところ、中

宗十二年五月二十一日、建州衛の首長李達罕  
 が部下二名を連れ、満浦鎮に現われ、此聚者  
 は獐子ではなく、建州女真であり、場所は沈古  
 河ではなく、東齊川辺であると伝えた（曰李朝  
 中宗実録五卷二八、十二年六月丁巳）。

(3) 中宗二十一年九月、建州右衛の首長童斜  
 吾章が部下四名を伴い、満浦鎮に現れ、昨年朝  
 鮮国に殺された者の遺族が報復をはかつてい  
 ると伝えた。このことは満浦僉使沈思遜によ  
 り朝鮮国政府に報告された（曰李朝中宗実録

凸卷五七、二十一年九月壬寅。

(4) 中宗二十三年四月、建州衛都督同知散喇都が滿浦僉使に書信を送り、朝鮮國が拘留したと思われれる建州衛人の返還を求めた。書信は女真文で記されたりたらしいが、次のように翻訳されてゐる(曰李朝中宗實錄凸卷六一、二十三年四月庚戌)。

建州衛所通文書、令李和宗翻譯(中略)其翻譯建州衛文書内、建州衛都督同知散喇都上告。滿浦鎮守宰相大人知有、我百姓人、

到汝城中欲買売。而遇有賊人、汝地方上作  
 賊。故將我好人拘留、未知有無。(中略)  
 今去人之還、我人拘留名數、具書回送、則  
 汝地方擄來生存人亦当買還而送云。

朝鮮國政府は右への返書に被虜人の返還を  
 要求している。それ以上が中宗・明宗時代  
 の朝鮮・建州兩國国交の概略である。以上の  
 四例を通観するに、建州諸衛では朝鮮國と正  
 式の外交関係は開かず、交渉は必要最小限に  
 とどめる方針であつたと解される。しかし問

題はそれ程単純ではない。嘉靖年間の建州諸  
 衛内部にあつては、一衛一都督となす明代初  
 期以来の原則は崩壊し、建州左衛のみでも古  
 魯哥・柳尚・方中・木力哈という四名の都督  
 が同時に補任されてゐる。彼等の出自はもは  
 や明白ではない。そしてそこには明国の女真  
 統治方針の改訂によつて女真村落の統治者の  
 政廢がおこなわれ、新しい事体に即応し得る  
 如き新たな統治者の成長が内部において進行  
 し、数多くの埋もれた内訌を經過し、新旧勢



力の交代がなされようとしていた。中宗・明宗時代の建州諸衛の朝鮮國に對する外交的沈黙は、内部の歴史的變革を反映したものである。

### 第八節 咸鏡道地方の疲弊

中宗十八年十一月、特進官韓亨允は「咸鏡道、本非我地。而於前朝、避役之民、皆歸其地矣。至我世宗朝、始設六鎮、而野人願托以生焉。」(日李朝中宗實錄卷四九、十八年十一月庚午)と述べ、中宗三十年十月、特進官

尹熙平もまた「今者、雖退設六鎮、咸鏡道本  
 非我國地也。所謂南沃沮者、即今之烏道里也。  
 所謂穢貊者、即今江原道之境也。於春川、得  
 貊國之印云。蓋其地也。○日李朝中宗實錄、  
 卷八〇、三十年十月丁酉、<sup>ていさ</sup>と指摘<sup>し</sup>咸鏡道  
 は李朝初期に至るまで朝鮮國の領土ではな  
 かつた。しかし李朝太宗年間、十知地面が朝鮮  
 國の主權の範圍内に在ることを朝鮮國が強く  
 主張し、明國が二の要請に従つてより以後、  
 朝鮮國の主權が二の地方に及ぶこととなり、

時には過剰防衛とも思われる軍事行動をとも  
 ないつつ、豆満江沿辺に至るまでの勢力扶植  
 のための努力が継続された。太宗によって始  
 められ世宗によって受継がれた国勢伸張の運  
 動は、国内における民族主義的運動の高まり  
 と呼応して歴代の国王により国家の基本方針  
 として受けつがれて来たが、燕山君時代の失  
 政の後を受けた中宗の時代に至り、この方面  
 の朝鮮人戸が<sup>減少</sup>りちじる<sup>過疎</sup>化し、勢力は  
 後退していった。

過疎化の主な理由は咸鏡道地方の軍糧が枯  
 渴し朝鮮人民が疲弊していったためと思われ  
 中宗四年三月、咸鏡道体察使宋軼によれば、  
 茂山堡の人戸は初設時の八十七戸が三十八戸  
 に、豊山堡のそれも五十戸から十七戸に減  
 少し、人に衣服なく室は懸磬の如き有様であ  
 ったというへ可李朝中宗実録正卷八、四年三  
 月戊申。五鎮の巨府会寧も会寧府使全五倫  
 の報告によれば比來殘弊、人民流散（可李  
 朝中宗実録正卷八、四年七月丙午）して

（家中に何もないうさま）

たし、中宗八年四月、鄭光弼は「咸鏡道六鎮  
 の諸鎮軍士は一樣に殘弊す。会寧・高嶺はも  
 っともはなはだし（曰李朝中宗實錄四卷一八  
 八年四月庚子）といつてゐる。そして中宗  
 十七年六月、咸鏡道御史魚泳濬は五鎮地方の  
 凋落のさまを次のように描写した。曰李朝中  
 宗實錄四卷四五、十七年六月庚子に曰く、  
 咸鏡道御史魚泳濬來復命（中略）又啓曰、  
 臣歷觀五鎮、自会寧至慶興、彼人沿江列居、  
 聚落聯比、吾民之居、百里之間、僅有四五

家、困在城中者、尽括為兵、而身無衣甲、手不控弦者過半、万一边將撫禦失道、变起倉卒、其能以此敵彼乎。

また中宗三年、右議政柳順汀は「臣聞、咸鏡道比年失農、民多流亡。存者亦皆無食。

今年水損、亦無秋成之望。軍資數少、辺費亦多、無他轉移也。野人漸強盛、吾民漸衰耗、誠為可慮（日李朝中宗實錄 上卷六、三年六月庚寅）と述べており、中宗七年、

兵曹判書平允武も女真人の寇掠を防ぐため

丁別助防軍を多入せんと欲すも兵糧乏渴すへ  
 曰李朝中宗実録乙卷一六、七年六月癸亥し  
 と嘆じ、柳順汀も丁北道軍需の匱竭は果して  
 辛允武の所啓の如しへ曰李朝中宗実録乙卷一  
 六、七年六月丙寅しと稱し、枯渴した食糧  
 の補給のため、成希顔等とともに丁北道賊変  
 日甚、軍民飢困。当今急務、不過運糧益兵而  
 已へ曰李朝中宗実録乙卷一六、七年六月丁巳  
 しと主張した。こゝに陳上にながされ、  
 政府は江原道觀察使高荆山を轉運使に任じ、

江原道および慶尚道の穀物を咸鏡道に陸運せしめたが（日李朝中宗實録四卷一六、七年六月己巳、七月癸酉・丁亥）、食糧輸送がひまづがきかになつた形跡はないから、一時の効果しか現れなかつたと察せられる。

咸鏡北道では節度使と觀察使とがそれぞれ毎年二度、合計四度、五鎮城底の女真人を招き酒席を設ける慣例であつた。これは日燕山君日記四卷四八、九年二月庚戌の條に、

受輸對刑曹正郎朴永文曰、咸鏡道五鎮城底



因みに饋餉の

穀量は、中宗

七年頃會寧は

一年に九十石、鐘

城は五十石であ

った(日本朝中宗

實錄五卷一五、七

年二月己亥)。

野人、毎年節度使觀察使各二度饋餉、以爲恒例。一鎮所饋數至千餘。一饋所費雞犬豕三百餘口、大口魚千餘尾、燒酒四百餘瓶、鹽百餘碩。皆取辦於軍民。節度使觀察使每饋、務欲豐肥。守令雖知弊甚、亦不欲被譴、臨時督納、迫於星火、鷄豚狗彘、境內掃如、以轉買於彼人。

と記される如くである。ところが中宗七年六

月の節度使招宴には、盛装して参集した女真人莽哈等六百人のためにわすか犬十余口と酒十余

益が饋餉されたに過ぎず、折悪しく雨となり  
 女真人の衣服をことごとく濡らし朝鮮の国力  
 の虚弱さを女真人に知らしめることとなった  
 と、左議政柳順汀が啓している（日李朝中宗  
 実録 丑卷一六、七年六月辛未）。

咸鏡道の朝鮮人民が疲弊していたとき、こ  
 の地方の女真人は年とともに繁栄していた。  
 彼等の繁栄が毛皮貿易によりもたらされたこ  
 とは第七章で論じたのでここでは詳述しない  
 が、このことにつりて咸鏡北道節度使尹熙平

は次のように述べたと曰李朝中宗實錄口卷一  
六、七年六月丙辰に記される。

我國軍民、自經廢朝、困弊未蘇。加之、以  
連年失農、彼賊則其時皮物放売牛馬布物、  
累年儲蓄、因此有桀驁之心。

毛皮貿易によつて繁栄した六鎮城底野人<sup>①</sup>に  
ついて、甲山府使黃琛も「六鎮軍卒、貧窶莫  
甚、器械不完、有馬者蓋寡。而城底野人、日  
益蕃富、皆有戰馬者。多者至於作屯放牧。不  
幸事起、倉卒何以禦之」(曰李朝中宗實錄口卷

二一、九年十月壬寅ノシと描写し、咸鏡道親  
 察使曹繼商も今年、失稔はもつとも甚だし  
 く、癘疫もまた發し軍民は困を加う。而して  
 胡種の部落は日ごとく漸く繁盛し五鎮の虛實  
 を周知せざるなり（曰李朝中宗實錄世卷五八  
 二十一年十二月乙卯ノシといつてゐる。

右に述べたように咸鏡道地方の過疎化が進  
 んでいたが、これは朝鮮國飢民が女真に流入  
 するにともなふて起きた現象であるらしい。  
 女真地方（に）は貂皮貿易によるうるおいがあつた

し、賦役の課せられないのが流入の主な動機であつたと察せられる。そして女真人自身も朝鮮国人民の流入を歓迎し、衣をぬいで流入する朝鮮国人に着せ食を与えて養つたと、中宗七年、特進官崔漢洪が語つてゐる。曰李朝中宗實錄曰卷一五、七年二月己亥の条に次のように記される。

由是窮者棄兒於道路。我土之民、收養而轉売於彼人者有之。或自流入彼人者、尤不可勝數、而彼人解衣衣之、与食養之。故投

接者日多。且彼人善於儲蓄、性且少食、而  
 因獵得肉以資朝夕、又無償債之苦。由是彼  
 人漸強而我民漸弱。慶源儲穀、幾於一蕩。

また訓練院都正權勝は、勞役を避けて女真  
 に潜入する朝鮮国人は、あたかも父の家には  
 くが如き有様であつたと、書啓中に次のよう  
 に記してゐる。

曰李朝中宗實錄四卷二一、九年十月壬寅（  
 中略）且有潜売人物者。見其無所依賴飢寒  
 切身之人、則巧言誘掖、幼弱不能自步者、

携負潜克、稍長者、聽其巧言、而潜徙彼地、  
 如子趨其父家。年壯懶惰者、避勞就佚、潜  
 徙虜里、辺將未即知覺、後日刷還、鞫問其  
 情、始知其由。

朝鮮國人の女真流入は、賦役を避ける目的  
 のほかに、辺將の誅求をのがれるためであつ  
 たニどが、副護軍孔瑞麟（次の）の奏言によつてうか  
 がられる。

日李朝中宗實錄口卷五八、二十一年十二月  
 壬申、副護軍孔瑞麟上疏略曰（中略）臣每

聞、北辺事情、民貧軍弱、其來已久。加以  
 辺將無心撫恤、專事貪虐、貧者傭役於虜、  
 以資衣食、黠者賂賣幼弱、傳通機事、以回  
 軀命、或躲役投彼、以爲槃土、相誘以歸。  
 (中路)是以辺民日就減耗、軍馬日就單弱。  
 虜視吾軍如庸奴、視辺將如仇敵。

中宗二十三年四月、中宗は咸鏡道・平安道  
 の人民の女真流入を憂慮して、兩界辺民、流  
 入彼地、必有其由。若辺方守令尽心恤民、則  
 何有如此之弊乎。常時不務恤民、故至於如此



也（可）李朝中宗實錄正卷六一、二十三年四月  
 壬戌（シ）と述べ、法司を以て守令を糾察せし  
 むるよう示唆しているが、効果はなかつたと  
 思われる。かように中宗時代の咸鏡道地方で  
 は、貧窮した朝鮮人民の自由意志による女真  
 流入が恒常化し過疎化が進行していった。

一方、毛皮貿易の発展にもない富裕化し  
 た女真人も現われ、彼等に雇傭される朝鮮国  
 人も生まれていった。前掲の孔瑞麟の発言に「  
 貧者傭役於虜、以資衣食」とあり、中宗二十

三年、李之芳が「ただに西界の民が流入するのみに非ず。彼人は皆城底に居る。故に我國の民は年歉飢寒により、おおむね多くは胡家に傭役せらる。朝夕の供は専ら胡人に頼る。公小の物と雖も必ず往來買賣すへ日李朝中宗實錄 卷六一、二十三年四月壬戌」と述べてゐる如くである。

そもそも女真人が朝鮮国人の流入を歓迎したのは、家事や農耕労働に従事せしめるためであつたらう。清朝の方式清は日竜沙紀略 卷②

風俗の系に女真地方の有様をのべて、「一夫力  
 作、数口仰食而有余」と記しているが、貂皮  
 貿易の発展により富裕化した女真人は牛・馬  
 ・鉄器を輸入して農業化を進める一方、農耕  
 労働者としての朝鮮国人の流入を歓迎した。  
 また朝鮮国人を買入れた。中宗四年七月、柳  
 順汀は「北道人が人物を城底野人に潜売する  
 ことはすでに風習となる。前に各鎮城内居民  
 を五統となし、統に長あり、毎月末に点閱す。  
 近ごろ守令はこの法をおこなわず。故に売人

は尤も恣行をなすへ日李朝中宗実録四卷八、四年七月庚戌しと述べている如くである。しかしその数からこれを見れば、女真人の買入朝鮮国人よりは、自由意志により女真に流入する朝鮮国人の方がはるかに多かつたと思われろ。

### 第八節補注

① 城底野人とは各鎮城内の女真人を指すのではなく、城外の傍近の処に居住する女真

人をいう。曰李朝明宗實錄四卷二六、十五年十二月癸丑の咸鏡道觀察使丁応斗の書狀に「胡人來居我國六鎮城外旁近處者、謂之城底野人」と記される。

② 「竜沙紀略」曰滿蒙叢書四五、滿蒙叢書刊行会刊、大正十年。

## 第九節 莽哈

中宗時代の咸鏡道地方は、おこなべて窮乏  
 していたが、ことにその初期には水害のため  
 食糧が枯渴していた。このことは中宗三年、  
 右議政柳順汀がその啓に「咸鏡道は比年失農  
 し民は多く流亡す。存する者は皆食なし。今  
 年水損し、亦秋成の望なし。軍資は数少なく  
 辺費はまた多く、他に転移する処なし」と述べて  
 朝中宗実録正卷六、三年六月庚寅しと述べ  
 ている如くである。そしてこうした旱水害は

女真地方でも同様であつたため、北辺の治安  
 が悪化し、中宗七年四月、朝鮮国人が女真人  
 に掠去され（曰李朝中宗實錄四卷一五、七年  
 四月乙未・丁酉）、また同じ頃、女真人百余  
 名が茂山鎮に侵入し候望人の馬匹と軍装とを  
 掠奪するといつた事件が発生した（曰李朝中  
 宗實錄四卷一五、七年五月丁巳）。しかし朝  
 鮮軍は連年の飢饉により出兵も困難な事情に  
 あつたので、咸鏡北道節度使柳湄は五鎮城底  
 の女真人に令し、侵入者の頭目と目される毎

下とその子の速古乃等を討伐せしめることと  
 した（曰李朝中宗実録卷一五、七年五月庚  
 申）。朝鮮国の要請により四月二十九日、城  
 底の女真人劉吾未等は速古乃等を攻伐し、五  
 月五日、速古乃の一味の林好澄可および南蒙  
 介を捕え帰還した（曰李朝中宗実録卷一五、  
 七年五月庚申）。劉吾未はのちに速古乃入  
 征の功を以て上系したが、堂下官を授けられ  
 たのに憤り、官教を擲うつて帰ったという（  
 曰李朝中宗実録卷一七、八年正月甲申・二



月壬子。また舎地<sup>①</sup>の加忽・忽非哈および何  
 伊乱<sup>②</sup>の莽哈といふ者は、この地方の女真族の  
 有力者であつたが、病を稱して速古乃征伐に  
 参加せず、二十日後にようやく来謁した（日  
 李朝中宗実録 五卷一六、七年六月丙午）。こ  
 のため兵曹判書辛允武は「詐譎悖慢」と稱し、  
 左議政柳順汀は、莽哈が速古乃等をそのか  
 し先發せしめたといひ、鎮將に令し莽哈を詰  
 責せしめた（日李朝中宗実録 五卷一六、七年  
 六月丙午・辛未）。莽哈の住地何伊乱は現在

の海蘭河の流域に存した。ここは豆満江以北  
 の地で、現在の中国領土内に存する。莽哈は  
 成宗二十二（弘治四）年の北征に  
 のあった人物で（曰李朝成宗實錄 卷二六七、  
 二十三年七月甲午）、産寮と並んで女真中最  
 強の酋長と唱えられ、諸部の推服するところ  
 であった（曰燕山君日記 卷五〇、九年六月  
 壬寅）。燕山君九年十一月には朝鮮に來朝し  
 嘉善<sup>③</sup>を授けられている（曰燕山君日記 卷五  
 一、九年十一月戊辰）。三の授職にどのよう

功勞

な意味があつたかについては、次を示す 曰李朝中宗実録 卷一五、七年四月壬寅の條の左議政柳順汀等の議にあきらかである。

又招諭莽哈、國家以爾爲會長、待之甚厚、爵位亦不次以授。爾宜戒戢管下、捍外衛內、以報國恩。今爾管下速古乃、聚兵作寇。爾豈不知而無意禁戢。此豈國家待爾之意耶。且曰速古乃入寇之謀、初不相知入寇之後、爾宜捉捕來獻、以置於罪、而縱管下寇掠、任其所爲、茫然不知其所犯者、爾心亦不可

知。其速提致、以聽國家処分。不爾則國家待爾亦不小饒。〔申略〕佗曰依議施行。

すなわち朝鮮國は莽哈に授職する事により彼を女眞の酋長に―たのであつて、この恩に報ずるためには部下と衛内へ管轄する村落と、この意であらうの秩序を保つ義務があると考えたのである。莽哈がこれに、ついでこのように考え、つたかは別として、朝鮮國としては莽哈との間に君臣關係が成立したものと理解してゐたことがわかる。

国初以来

そもそも朝鮮国辺將の女真人に對する態度は傳大であつて、女真人を犬豚の如く蔑視し、些細な事にことよせて女真人に屈辱感を与ふることも多かつた。中宗十年三月、鄭光弼等は丁近聞、五鎮守令等、托以威制、有罪野人、或打殺、或打傷臂脚、如此成風、其來久矣（李朝中宗實錄正卷二一、十年三月己卯）と稱してゐるが、朝鮮国辺將等の女真人蔑視の風は、明一代を通じて変更されてゐない。

中宗八年十一月、咸鏡北道節度使曹閔孫は

巡辺のさい莽哈が約束の期を違えたことに立  
 腹し、莽哈の首に鎖をかけ国威を示したが、  
 このことは莽哈に深い屈辱感を抱かせた（曰  
 李朝中宗実録 四卷一九、八年十一月己巳）。  
 また同年十二月、曹閏孫はにわかに関兵をお  
 こない、莽哈の弟を殴打し莽哈一族の屈辱感  
 を深めた。不穏な情勢を察知し、本土に帰る  
 城底野人もあった（曰李朝中宗実録 四卷一九、  
 八年十二月甲寅）。

中宗十年正月、莽哈は子息の阿叱豆之と朝

鮮に東朝した。このとき莽哈は阿叱豆之が堂  
 上官を授けられなかつたことを不満とし、不  
 遜の語を發し通事を毆打したとして（曰李朝  
 中宗實錄乙卷二一、十年正月己卯・二月壬子  
 ・癸丑）、歸途、吉州において義禁府の役人  
 に逮捕された。莽哈は「その日の飲酒は十六  
 爵。人事不省のなすところ。専ら記憶せずし  
 と抗弁したがゆるされず、十年四月頃、金羅  
 道の珍島に流配された（曰李朝中宗實錄乙卷  
 二一、十年三月乙丑・庚午・四月丙申）。莽

朝鮮国が

外國人である莽哈を拘留し流配するとは随分ひ

どいことであるか、朝鮮国は莽哈は自国の臣下であるから当然の処置と

考へて置いたのである。

哈は阿比豆之の流配をあわれみ、阿比豆之を  
 京師に留め、侍朝せしめ、また妻子や奴婢と  
 の同居を願つたが許されなかつた。莽哈には  
 奴婢、田地、家屋が与えられ、良女が娶わさ  
 れたが、彼は本土への帰還を切望した。

翌中宗十一年正月、莽哈の妻から莽哈のも  
 とえ衣服等が送られ、莽哈は断髪、木  
 標、馬勒等を妻に送ろうとしたが、鄭光弼等  
 はこれらの物を密約の信票とみなし返送を許  
 さなかつた。曰李朝中宗実録四卷二三、十一



年正月乙巳・丙午)。中宗十一年六月、全羅  
 道節度使崔漢洪が珍島を訪れたとき、莽哈父  
 子はわが身の解放を上聞するよう依頼した(。  
 日李朝中宗実録四卷二五、十一年六月乙未)。  
 中宗十四年六月、国王は全羅道觀察使金安国  
 に諭し、珍島流配の莽哈父子が逃亡せぬよう  
 に防護せよといましめている(日李朝中宗実  
 録四卷三六、十四年六月戊子)。その後の莽  
 哈父子の消息は記録に留められていないが、  
 流配地で生涯を終えたものと察せられる。

莽哈の事件は浪李見罕事件と同様な経過を  
 たどつたが女真人の復讐が誘発されなかつた  
 ことが浪李見罕事件と異なる。中宗十一年四  
 月、莽哈の弟任張哈は莽哈の流配を聞くと家  
 財を遠所に移したか（口李朝中宗實錄四卷二  
 四、十一年四月戊辰）、同年十月、新任の咸  
 鏡道觀察使李長坤が金寧府に恒例の招宴を設  
 けると、任張哈も来會し莽哈の存歿をたずね  
 ている。掌令柳沃は「莽哈の弟任長哈は凡庸  
 な父兄の讎を報ずるを知らざる者であつて、

大抵の野人は城底に居るを喜こび私憤なきが  
 如し。住長哈の言を聞き起兵犯辺せざらんし  
 と言つてい<sup>る</sup>が、日李朝中宗実録四卷三二、十  
 三年二月己卯、咸鏡北道地方は平静であり、  
 兄莽哈の拘留により、にわかには部族の首長の  
 立場に立たされた住長哈は、一方では兄の復  
 讎を声明し（日李朝中宗実録四卷三三、十三  
 年六月丙戌）、また莽哈とともに朝鮮に入朝  
 し幸に生還した同族の巨耳・南羅に憤怒を向  
 け、襲殺しながら（日李朝中宗実録四卷三九、

十五年六月戊寅、實際には復讐もおこなわ  
ず自己の勢力の扶植に専念していた。朝鮮国  
政府は任張哈等による「自中の耶羅」(内乱  
)の鎮定には出勤せず、鎮將に令し動静を觀  
察せしめることとていっている(「李朝中宗實錄  
」卷三九、十五年六月辛巳)。

先に述べたように莽哈は何伊訖の住民であ  
つて朝鮮國領土内の住民ではない。日大明實  
錄に莽哈の名は記されていないが、これ程の豪  
族であるから明國から受職してりたことが考

えられる。<sup>④</sup> かような人物を朝鮮国はどのよう  
 な根拠にもとづいて拘留したのであろうか。  
 それは彼が朝鮮国から嘉善大夫の爵位を与う  
 れた者であり、その故に朝鮮国の臣下であっ  
 て、<sup>①</sup> 国恩に報しいるために辺將の指圖を受  
 け治安の維持に任ずる責任を有するにかかわ  
 らず、責を果さなかつたと判断したからであ  
 る。莽哈の事件に示されるような女真に對す  
 る朝鮮国の干渉は、朝鮮国における民族主義  
 的勢力拡大の運動の一環と見ることもでき、

が、他面におりて一民族の民主主義の伸張は、  
 弱少民族に茨の道を強要することのあること  
 も示している。此の地方の女真人間も、貿易上の問  
 題のみならず外交上の問題におりても不安定  
 な地位を克服し、女真人の為に諸問題を解決  
 してゆくは女真族の国家の出現が待望され始  
 めたと察せられる。

### 第九節補注

① 舎地は斜地であろう。斜地は今の茂山郡

豊溪面上社池・下社池（溪下洞）付近で

あると思われる。

②

何伊乱は海蘭河の流域に存したと思われる。莽哈の住地は、「燕山君日記」卷五一、九年十一月甲辰に「産察会寧等処酋長。莽哈鍾城等処酋長。而莽哈尤雄悍猾虜也」と見え、鍾城に住んだように見えるが、「李朝中宗實錄」卷一六、七年六月丙辰に「舍地加忽忽非哈及何伊亂莽哈等、並不從命」と見え、恐らく莽哈は何伊乱の住人であり、朝鮮來朝のさいは鍾城都護府の手續を要す。

たのであろう。

③ 嘉善大夫は可経国大典口卷一、吏典、京官職の項によれば從二品の文官である。

④ その居住地からみて莽哈は毛憐人であらう。毛憐衛人莽哈については、口大明英

宗史録口卷一二四、正統九年十二月甲寅。

卷一三八、正統十一年二月壬寅。卷二四三

景泰五年秋七月辛亥。卷二六二、景泰七年

春正月丙申。卷二八七、天順二年二月乙巳等に記事があるが、同一人物かどうかは不明。



### 第三項 朝鮮の草串出兵

— 明宗時代以後の朝鮮北境 —

#### 第一節 平安道地方

明宗時代の平安道地方では、時に小規模の紛争が発生したのみで、後金国の奴兒哈赤の登場に到るまで国際的事件は発生せず、その萌芽すら見られなかった。いま明宗時代に発生した事件を時の経過に——たがい列挙すると次のようになる。

明宗三年六月十三日、滿浦鎮に野人が侵入

し守護庁を焼き、長城の門の鎖鑰を抜き取つて去つた(曰李朝明宗實録四卷七、三年六月乙丑)。同年九月、上土鎮軍官趙績等の偵察兵と女真人とが遭遇し、女真人二名が殺された(曰李朝明宗實録四卷八、三年九月丙戌)。梨坡<sup>①</sup>地方には女真人が多く來住し村落を形成して来たが、明宗五年八月、朝鮮辺將の退去勸告に応じ、自發的に家屋を撤去し本土に歸つた(曰李朝明宗實録四卷一〇、五年八月丁丑・戊寅)。平安道兵使方好義と監司曹光

遠とは、女真人を説得し遠処に移住せしめた  
 功により賞賜を受けたが、女真人金多弄哥等  
 五十二戸は本土に帰つたのではなく、茂昌に  
 移住したに過ぎないことが判明し、方好義・  
 曹光遠は推考された（曰李朝明宗実録四卷一  
 二、六年十二月甲寅朔、卷一三、七年二月甲  
 子）。

明宗十二年九月、西海坪（平安北道慈城郡  
 慈下面慈城江口付近）に女真人が來耕したの  
 で、退去を勸告した（曰李朝明宗実録四卷二

三、十二年九月戊辰。その後ニの地方に來  
 住者が増加したのてへ日李朝明宗實録四卷三  
 〇、十九年五月丙午、明宗二十年八月、平  
 安道兵使金德竜が虞候奉昕に命じ、精兵三百  
 を三隊に分け、探察のため西海坪に入り女真  
 人と交戦し、奉昕の軍馬百余が死亡し奉昕は  
 逃還したへ日李朝明宗實録四卷三一、二十年  
 十一月壬寅。明宗二十一年正月、平安道兵  
 使李思曾は、同年八九月頃西海坪に出兵する  
 よう請うたが、副提学尹毅中等が西征の停止

明宗時代にあつても

を上疏し、遂に西征はおこなわれなかつた。  
 曰李朝明宗實錄 卷三二、二十一年正月癸巳  
 朔。以上のように鴨綠江上流地方の境域の  
 確保のための努力は継続されていた。

### 第一節補注

① 梨坡は申忠一の曰建州紀程回記に、滿  
 浦の対岸で皇城の東を通り皇帝墓の西を經、  
 巨柴項古介の峠を越えて行く道路を圖示し、  
 そこに「梨坡、胡人帰順時、由此路往來。」

自滿浦距梨坡三十余里、部落十座、酋長童  
 汝乙古しと記してゐる。今の羅家營付近に  
 當ると思われぬ。

### 第二節 咸鏡道地方

明宗時代の咸鏡道地方における朝鮮と女真  
 との関係には、中宗時代のそれと基本的變化  
 は示されてゐない。この地方は中宗時代にハ  
 きつづき窮乏してあり、明宗三年の咸鏡北道

軍人の絶戸者は九百余名にのぼり、辺境防備  
 に支障を生じたので、咸鏡南道の七番の軍士  
 の中、一番を北道にさいて防禦に当らたし、  
 日李朝明宗実録曰卷八、三年九月己丑、ま  
 た明宗十八年八月、特進官俞絳は「咸鏡道六  
 鎮は近来疲弊が極まり人民は凋殘した。苟も  
 農作を失うなれば、かえつて胡地を以て聚土  
 となり、これに投じたへ日李朝明宗実録曰卷  
 二九、十八年八月癸丑、しと言つており、明  
 宗二十一年十月、明宗の命により咸鏡南北道

を旅し、各官各鎮堡の土兵を試才し、軍士を点  
 考して歸つた咸鏡道衲衣敬差官鄭澈の書啓へ  
 曰李朝明宗實錄四卷三三、二十一年十月辛巳  
 所收)に、

今日の六鎮の勢は、たとえば火の消えん  
 とし膏の將に尽くるを覺らざるが如し。土  
 兵の元額は隨歲隨減す。庚申に六千、今は  
 只五千。漸く銷縮を至すニと此を推して知  
 るべし。今現存する者を以てこれを言えは、  
 大官の巨鎮と雖も射を能くし敵を禦ぐ者は



いくはくもなし。そのいりゆる操子の杜健  
 なる者も亦多くは疲簞殘弱にして駆使すべ  
 からず。飢寒困苦は面目にいちぢるし。甚  
 だしきは単衣破裂し肌膚は赤露す。その生  
 利を問うに糠を貯えて糧となり、草を煮て  
 醬となす。不幸老弱は無衣無食。惨惻の状  
 は見るに忍び難き所なり。

と記されるように、朝鮮人民の飢困と、それ  
 にもなう飢民の逃亡は明宗一代を通じまつ  
 づいた。ただ前代と異なり明宗時代には、飢

民の逃亡は辺將が「貪汚殘虐にして軍卒を剥  
 割したし」とよるとして、辺將が処罰され  
 るようになった。明宗二年六月には咸鏡南道  
 兵使池世芳が「曰李朝明宗實錄」卷五、二年  
 六月辛卯、明宗三年五月には咸鏡北道兵使  
 李夢麟、鏡城判官王希傑等が、このために罷  
 職された（曰李朝明宗實錄」卷七、三年五月  
 戊寅）。

五鎮辺將等による女真人蔑視の風も前代と  
 同様に改められていない。明宗四年、領議政

李芑が議啓し、五鎮守令が女真人を撫禦せず、  
 罪を犯せば朝鮮人民の例により刑罰に処した  
 ため、女真人はみな深処に移住したとして、  
 智略と恩威に富み女真人の情偽を熟知した者  
 を派遣するよう進言し、おりに李朝明宗実  
 録正卷九、四年十月癸丑、明宗五年八月、  
 安辺府使崔終浩は先に慶源府使に任ぜられた  
 時、苛酷な施政をおこなったため民心を失い、  
 府民を女真の地に逃入せしめたが、なおも改  
 心せず、かえつて怒を増し、(女真の)一部落

民をことごとく撲殺した。このためその遺族が怨恨を抱き、弓矢を張つて崔終浩を待ち、耕種の時に到るも兵を解散しなかつたとして、司憲府はつその妄縦慘酷に上つて虜情を驚動するは、これより甚だしきはなし。崔終浩の職を罷め、縦暴喜殺の習を懲らさんことを請うしと啓してゐる（日李朝明宗實録四卷一〇、五年八月壬申）。

こうして辺將等は苛酷な民政を執行し、各地で女真人との無用の衝突を生じ罷職される

二ともあつたが、豆満江に至るまでの国権伸  
 長運動は朝鮮国政府の国初以来の国是であつ  
 たから、辺將は国是を忠実に執行したまでで  
 あるともいえる。次に記す西水羅事件も、こ  
 うした国権伸長の民族主義的運動を背景とし、  
 その延長線上に起きた事件であつた。

### 第三節 西水羅事件

① 西水羅事件は、明宗七年七月、慶興府（慶

興郡慶興面古邑洞ノ地方が水災に遇い、朝鮮  
 国人民のための耕地が不足したため、府使金  
 秀文が咸鏡道兵使金舜臯と同議し、豆滿江外  
 の伊応巨島（古邑洞対岸）に鎮を設け、伊応  
 巨島の女真人を放逐し、その地を耕作せしめ  
 たことに起因する。伊応巨島は日魯山君日記  
 正三年三月己巳の條に「伊応巨住元良哈伊時  
 乃しと見える如く、以前から女真人の住地であ  
 った。放逐された仇信浦の六七家、鶴鷓巖  
 の十五六家の女真人は泣きながらその地を去

ったが、土地を盗りれた女真人等は慶興の西  
 水羅（咸鏡北道慶興郡蘆西面西水羅洞）に突  
 入し、朝鮮の人畜四十余を殺掠した（曰李朝  
 明宗實錄四卷一三、七年七月丁未、七年十月  
 壬戌）。骨着兀狄哈の一酋長は「朝鮮既以豆  
 滿江爲界。今者無端設鎮於胡地、不知何故乎  
 し」と稱した（曰李朝明宗實錄四卷一三、七  
 年十月壬戌）。長年の慣行によつて、豆滿江  
 を以て兩國の境界と諒解して来た女真人には、  
 理解を越えた事態の進展であつたろう。

明宗八年十二月、朝鮮国政府は北道兵使李  
 思曾の啓により、草串に帰還した女真人十七  
 戸を襲撃する計画を議した（曰李朝明宗実録  
 凶卷一五、八年十二月辛巳）。草串は曰魯山  
 君日記凶卷一三、三年三月己巳の條に「慶興  
 鎮（中略）東指一日程、江外草串位骨着副万  
 戸李阿時応可、族類強盛、二等」と見え、曰  
 東国輿地勝覽凶卷五十、慶興都護府の条に「  
 草串山。在府東六十里」と見え、ポシ  
 エツト湾西岸の千エートワ山付近に当たろう。



が、現在はロシア領土内であり、当時にあつても女真の地に属した。

るに廟議は敢て出兵を決断し、決定にもとづき咸鏡北道兵使李思曾は、明宗九年正月三日、軍を率ひ豆滿江を越え、四日、草串に骨着元狄哈を襲撃した。女真人等は海岸の窟穴に逃亡した。朝鮮軍は穴口に薪草を積み火を放ち、火にまかれて出て来る女真人五九名を斬獲した。朝鮮軍人李応芳等三人も戦死した。

② 李

朝実録の編者は、この事件の経過を記し論評を加えてゐるが、そこには國家の意志として女眞の地に出兵したことの反省が示されてゐる。曰李朝明宗実録の卷一六、九年正月戊午の條に次のように記される。

史臣曰（中略）草莽之胡、雖曰負罪。然讐乃自我起。所當自反。其復旧居、亦如魚歸其淵、鳥返其巢。非奪我所有者類也。而辺將必請討之、廟堂建議許之。竭一方士馬之力、僅獲驕虜四五十之級、而我患益深。國家多虞

始此日矣

文中に「わが有する所のものを奪うたぐいに非ず」と稱してゐる。すなわち女真人は本来朝鮮の領土を奪つて居住しようとしたものではなく、鳥が自分の巢に帰る如きものであり、ニの地に出兵したために我患が深くなつたと反省してゐる。ニれによつてみれば、豆満江以北に領土を擴張しようという意図は、当時の朝鮮國にはなかつたものと判断される。従つて出兵は自衛の爲であるが、女真住地内への出兵であつたから、過剰防衛と言ふべきである。

明宗九年五月二十二日寅時、骨着兀狄哈の  
 歩騎約四五百が復讐の念に燃え造山堡に來襲  
 し、層梯により城に登り乱戦となり、城堡は  
 まさに陥ろうとしたが、女真軍はようやく退  
 いた（日本李朝明宗実録乙巻一六、九年六月甲  
 戌）。その後、明宗末年に至るまで女真人と  
 の衝突は記録に留められていない。しかし次  
 代の宣祖十六（万曆十一）年二月には慶源府  
 の女真尼湯介の一党が慶源・阿山堡・訓我鎮

(日本朝宣祖実  
録四卷一七、十六  
年五月甲午)。

を圍み安辺堡を陥れた。このことは豆満江周  
辺地域をめぐる暗闘が、明宗・宣祖兩代を通  
じて繰り返っていたことを示唆する(日本朝宣祖  
実録四卷一七、十六年二月庚寅)。そして宣  
祖十六年五月には、二万余騎の女真軍が鍾城  
および潼関を圍み鉄砲を乱射する事件が發生  
した。長年にわたる富の蓄積により武装を強  
化し、組織力を増した女真人等が、新銳の兵  
器をも導き朝鮮辺防軍と対決する姿勢を示  
したのである。女真は万を数うれば敵すべから

らずと古語にいう。宣祖時代に入り、にわか  
に活動期を迎えた女真は、新たな外交的姿勢  
を以て中国および朝鮮に姿を現わすに到つた。

### 第三節補注

① 西水羅は曰東國輿地勝覽曰卷五〇、慶興  
都護府の条に「西水羅串、在府南六十六里  
」と見える。

② 曰政事撮要曰嘉靖三十三年甲寅の条に、  
明宗大王九年〇草串胡人生聚漸多。時潜抄

辺民。令北道節度使李思曾、將兵討之、焚其巢穴。

と記される。

## 第十一章 建州女直の衰頹

この章では天順八年（朝鮮世祖十年、一四六四）から弘治十年へ朝鮮燕山君三年（一四九七）に到る三十数年間の建州女直の消息を考察した。

この間、建州女直は成化三年および十五年の兩度にわたる、明國と朝鮮の出兵を受け、村落を焼かれ人々が殺され、女真人の生活にはかりきれない災厄を受けた。そして戦乱の後には「領兵人に非ざる微者しが主体となり、衛の首長の制止もきかず、朝鮮北辺や遼東地方で横暴を恣にするようになった。一方建州三衛の支配者層の統制力は衰え、部下の逸脱に



討しても断呼たる指導をおこなう權威を失なつて来た。この章では成化三年、十五年役の生起した課程とその影響、および建州諸衛の支配力の弛緩、在地の武装集団の招頭を述べ、内訌發生の前提の生れつつあつたことを説いた。

### 第一節 成化三年の役

宣徳八（世宗十五・一四三三）年および正統二（世宗十九）年の二回にわたる朝鮮軍の

建州出兵の後、成化元(世祖十一・一四六五)年  
 年に到る約三十年間、建州女直と朝鮮との  
 間には平穏な外交関係が維持されたが、多郎  
 哈の暴動がおこったため明国が女真問題に介  
 入し、三国の国際関係の均衡が破れた。成化  
 三年役を導いた多郎哈の暴動ほどによりて発生  
 したのであろうか。

天順八年七月、明国は撫順關を撫順千戸所  
 東方二十華里の地に新設し、<sup>①</sup>「建州等衛」女  
 直は撫順關口より明国に入り、撫順城におい  
 て交易せしめることとした。①「建州等衛」には

建州三衛のほか、毛憐衛も含まれたのであろ  
 う。成化元年五月、巡撫遼東副都御史滕昭は  
 「撫順千戸所、乃建州諸夷人入京朝貢之路、  
 其來多或五六百人、少亦二百余人、俱于城中  
 軍民家總宿、間有覬知邊情虛實、或內應為奸  
 者」(曰大明憲宗實錄口卷一七、成化元年五  
 月乙卯)と述べて、繁榮を示し始めた新興都  
 市の面目を伝えている。

ところか

天順八(世祖十)年十月、明國は吏部尚書王翱

等の議により女真朝貢人員に制限を加え、建州・毛憐等衛は毎衛百名、海西諸衛は毎衛三五人と定めた（曰大明憲宗實錄正卷七、天順八年冬十月乙巳）。朝貢人員が毎年増加して中國勞費實多しといふのが制限の理由であった。女真朝貢人員に定数はなかつたが、天順末年頃の朝貢者は毎年千人にも上り、賜宴賜物の費用も莫大を額に昇つたので、このように改めたのであろう。

二の新定例によれば、建州毛憐衛人は毎衛

百名が入國を許されたから、全体として四  
 百名が入關を許されることとなる。そして建  
 州三衛および毛憐衛人の一部は遼東近境に在  
 住してゐたので、新定例の報の傳わるのも早  
 く、はやばやと入明し定員の額を満たしてし  
 まつた。このため朝鮮東北境在住毛憐衛人が  
 遼東に到着したときは、毛憐衛人の入明する  
 余地はなかつた。遼東總督李秉が「近日供費  
 浩繁、減限人数。而建州三衛、多冒毛憐衛人、  
 以規賞賜。及毛憐人至、而守關者、以數足不

客入、致毛憐人怨、恐生邊釁、(曰大明憲宗  
實錄卷三八、成化三年春正月辛未)と稱し  
て、る如くである。

毛憐衛人の明國朝貢は、毎年十月に始まり  
翌年三月末日に帰國する。曰李朝世祖實錄  
卷三一、九年十二月丁酉の條に次のように記  
される。

咸吉道都節制使康純馳啓。臣聞上中東良及  
朴加別羅等処兀良哈光應時大等百余人、十  
月十六日發程。無兒界兀良哈好心波等十四

人、十一月初發程。毛里安則汝羅頭林大阿  
 下、伐引則愁靈大、甫伊下則時時哈等、率  
 其徒三百餘名。十月初十日發程。又各里兀  
 良哈三百餘名及火刺源兀狄哈四百名、歸遼  
 東。遼東並送北京。蒲州野人壯者、並歸中  
 朝。兀良哈等每年十月十二月間、往中朝。  
 翌年二月二十日間、還到遼東、三月晦時、  
 各還其家。

毛憐衛人の朝貢人員は、康純によれば東北  
 境部落のサで四百數十名、各地住民を加え以

ば七百餘名となる。彼等が天順八年十月頃東  
 良北を出て遼東に着いた頃、朝貢定員はすべ  
 に満たさめていたから朝貢できなかつたと察  
 せられる。翌成化元（世祖十一年）、毛憐衛  
 人は予定をくりあげ十月に遼東に着いたが、  
 入朝を許されなかつた。建州三衛人の中には、  
 毛憐衛人を入朝させまいと、樸頭箭を射て  
 威嚇し、通行を妨害する者もあつた（曰李朝  
 世祖實錄口卷四〇、十二年十月丁未）。建州  
 三衛人と毛憐衛人との間にも利害にからむ対



立が生じていたが、毛憐衛人集団は不満をたかめ遼東掠奪に暴走した。多郎哈はその指導者の一人である。

多郎哈は成化二（世祖十二）年九・十月頃、百余の一味とともに東良北を出て遼東に向い、十月二十四日、玉湖口（通遠堡・鳳凰城付近）に侵入し、夫乙厚里・深浦雙嶺に分屯し、明軍と衝突し、指揮劉英を戦死せしめた（司李朝世祖實録正卷四〇、十二年十月丁未、十一月辛未・丙戌・庚寅、十二月己酉。司大明

憲宗實錄卷三六、成化二年十一月丁酉、十  
 二月癸丑。建州衛の李古納哈は多郎哈等の  
 乱暴につひて威吉道兀良哈百餘兵、入寇遼  
 東而回、誇之曰、盡掠遼東人畜而去。曰李  
 朝世祖實錄卷四〇、十二年十一月甲午。と  
 來告し、去家西二日程廻隅住管下先波右言、  
 毛憐衛兀良哈多良哈・阿色可・伊波、領軍入  
 遼東、擄人畜并一千餘。遼東總兵管追來接戰。  
 兀良哈指揮伐伊應哥、中流矢死、其餘中箭者  
 二十四人。

(曰李朝世祖實錄卷四

○、十二年十二月己酉）とも言っている。

翌成化三年正月、彼等は鹹場堡、鴉鵲山屯、  
梁家台等に入り（曰大明憲宗實錄正卷三八、  
成化三年春正月庚辰）、二月、鴉鵲關に入り  
都指揮鄧佐等を戦死せしめ（曰大明憲宗實錄  
正卷三九、成化三年二月己亥、曰全遼志正卷  
四、鄧佐傳）、三月、通遠堡を攻圍し、四月、  
義州西南の烏暮亭島<sup>②</sup>の木柵を圍み（曰李朝世  
祖實錄正卷四二、十三年五月丙寅・辛未）、  
他の一隊は同四月、饅頭山・雪裏站から明國

に侵入し、また他の女真人は威遠堡金家寨也  
 小尖山墩・靖遠堡等からも侵入し人畜を掠奪  
 した（曰大明憲宗實錄卷四一、成化三年四  
 月丁巳）。成化三年七月、禮部主事高岡は備  
 邊討賊事宜を上陳し「今乃背恩義、恃強為惡、  
 自開原以及遼陽、六百餘里數萬餘家、率被殘  
 破、近遣都督武忠、往彼招撫、已及數月而虜  
 之來貢者、略無忌憚」と被害の實體を描写し  
 てゐる（曰大明憲宗實錄卷四四、成化三年  
 秋七月甲子朔）。

毛憐衛人による騷擾事件がおこると、明國  
 は錦衣衛帶俸署都指揮使武忠を建州左衛の首  
 長董山（童倉）のもとに遣り、董山の叛逆を  
 訓戒し、帰順をうながした（曰大明憲宗實錄  
 正卷三八、成化三年春正月庚午）。明國の爲  
 政者は、建州三衛の首長は部下の侵犯に責任  
 を負うべきであり、首長を控制すれば秩序は  
 確保できると考えましたのであろう。武忠の  
 招撫に應じ、成化三年四月二十八日、建州左  
 衛都督童倉は、建州衛都督李古納哈、建州右

衛都督童納郎哈等とともに北京に朝貢した。  
 成化帝は童倉等を闕下に召集し、毛憐衛人の  
 邊境侵犯につき童倉等を叱責し、帰還後は部  
 落を統制し掠奪明國人を返還するよう下命し  
 た（曰大明憲宗實錄正卷四一、成化三年四月  
 癸亥）。

童倉は五月末頃、帰途に着いたが、六月、  
 廣寧の客館に着いたとき拘留され、童納郎哈  
 および部下百餘名と共に身分拘束月餘の後、  
 七月二十七日、廣寧城下で勅諭の宣讀を受け

た。童倉等に刑を宣告するものであったと察せられる（可大明憲宗實錄四卷四五、成化三年八月庚子）。童倉は北京に移されたのち成化三年十一月、刑死した。童納郎哈は錦衣衛の獄に送られ、成化六年八月頃までに刑死もしくは獄死した。李古納哈は廣寧での拘留を免かれ故郷に帰ったが、その後數月の生命を長らえたにすぎない。

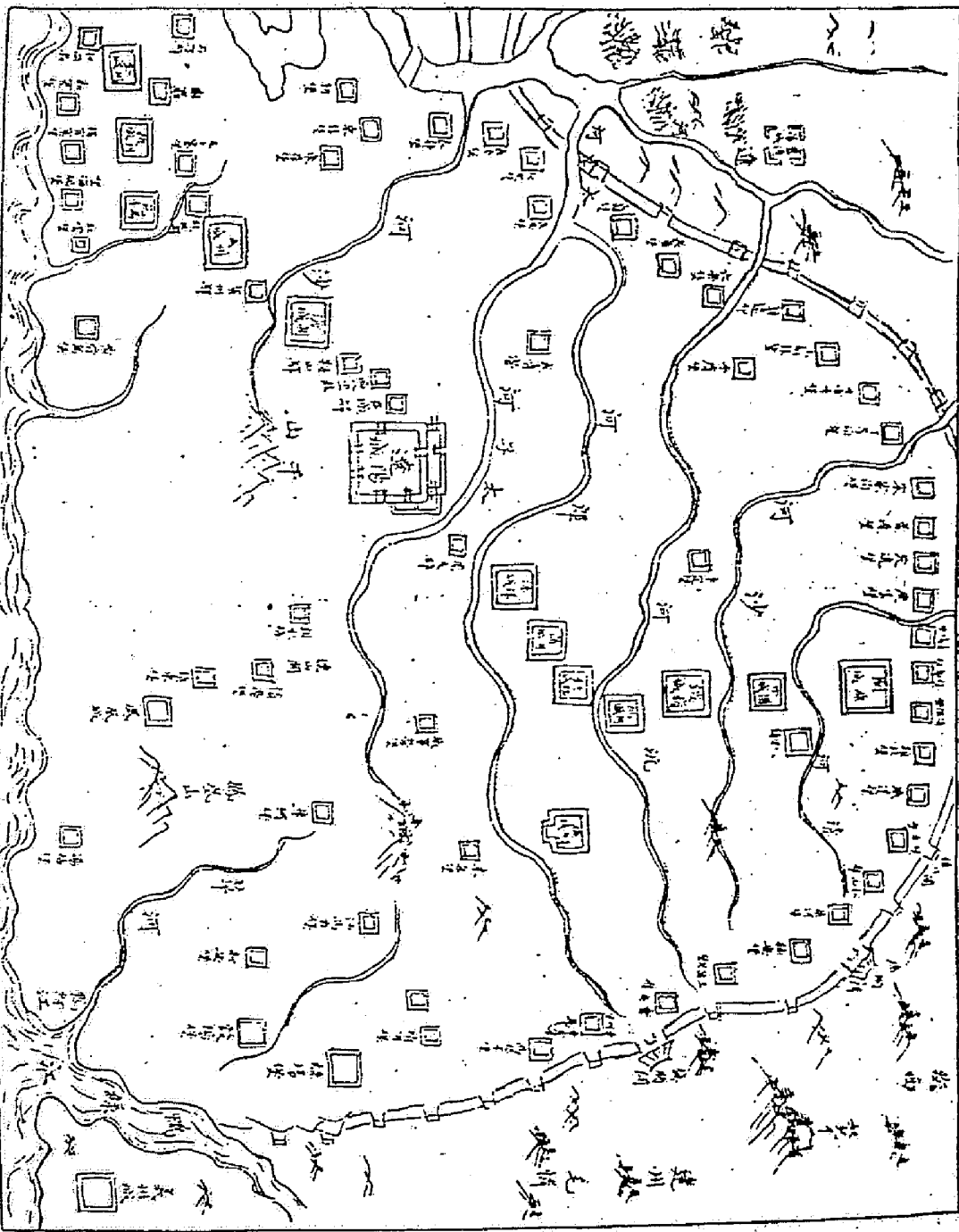
建州衛の都督等はどのような理由で責任を

問われたのであろうか。口大明憲宗実録四卷  
 四二、成化三年五月癸巳所載の童倉に降した  
 成化帝の勅諭に「爾等正宜盡心竭力、存我藩  
 屏、以報大恩。乃敢悖逆天道、糾率外表、寇  
 我邊境、掠我人畜」と記されるが、(1)糾率外  
 表、(2)寇我邊境、(3)掠我人畜、が主な罪状で  
 あった。すなわち表狄が明国の邊境に寇し、  
 明国の人畜を掠すことが誅滅にあたりする罪  
 とされてきたことがわかる。この場合に童倉等は  
 毛憐衛人の暴動に直接の関わり合いがない





遼東河東地方總圖



統八年に王翺が廣寧に着任して以後、着工さ  
 れた。それは山海関を起点として東北行して鎮  
 辺関に至り、それより西南行して三岔関付近  
 に至る「遼西辺牆」と三岔関から東北行して  
 開原西方に至る「遼東辺牆」とから成った。  
 る。その完工年次はあきらかではない。また  
 このほかに開原・威遠堡等を圍繞して東南行  
 し鴨緑江岸に至る「東部辺牆」がある。稻葉  
 氏の研究によれば、これは成化四年頃、李秉  
 ・韓斌等により構築されたものである。さき

に記した毛憐征人の暴動は、これらの辺牆の内部で發生  
 している。

成化三年五月、明國の廟議は建州女直の征討に  
 決し、九月、錦州、義州地方に後援軍七

千を配置し、後顧の憂を絶つたのち、成化三年  
 九月二十四日、總兵官趙輔の率いる五萬の軍  
 は、五路に分れ建州三衛にむかい、建州左衛、  
 戴咬納寨、建州衛、建州右衛の村落を襲ひ、  
 六百數十名の女真人を殺し、食糧財産を奪ひ、  
 家屋を焼きはらい、生き残つた女真人の生活  
 と心に深い傷跡を残して去つた。

一方朝鮮國において、世祖十三（成化三  
 年九月十四日、明國皇帝の勅諭がとどき、  
 朝鮮國王に建州女直への出兵が要請してあつ

たので、世祖は一萬の軍を建州女直に送つた。康純・南怡の率いる右廂軍は九月二十四日渡江し、建州衛の村落を襲ひ、李滿住、古納哈、豆里の子甫羅亮等二十四名を斬り、滿住・古納哈の妻子および婦女二十四人を捕え、百七十五人を射殺し家屋を焼き、明軍の消息不明のまま帰還した。魚有沼の率いる左廂軍は元彌府に入り人畜を殺掠して歸つた。

朝鮮國政府は十月三十一日、行副護軍高台弼を明國に遣り、建州衛出兵の勝利を奏聞し

馘を献じ、また別に司譯院正朴枝に下命し、  
 捕獲人畜を遼東都司に護送せしめた（曰李朝  
 世祖實錄 正卷四四、十三年十月癸丑）。のち  
 成化帝は朝鮮國王に勅諭を送り、朝鮮の一連  
 の軍事行動を「良由王世篤忠貞」と稱賛し、  
 綵段・白金錦綺等を送った（曰大明憲宗實錄  
 正卷五〇、成化四年春正月戊辰。曰李朝世祖  
 實錄 正卷四六、十四年四月戊戌）。

明國と朝鮮は戦勝を祝しあったが、李滿住  
 一族がどんな悪事を働らいたかというのであろ

う。

彼等が朝鮮軍と激戦を交えた形跡はない。彼等は、朝鮮軍の目標は遼東に侵入した多郎哈の一党であると信じていたから、逃げることもなく出て来たところを捕殺されたのであろう。女真軍が明國軍・朝鮮軍に破れたのは、装備や士気の欠落によるのではない。全女真の村落を結集し、一箇の有機的軍團に組織するところの政府が当時は成立していかつたから、民衆は村落単位に個々

の判断で外敵に当るほかなかつた。女真民衆の中に、國家の運命を自らのそれとして、共に責任を分担し、あう政府が存在しなかつたことが、女真人に災害をもたらして来た。

### 第一節補注

- ① 日大明憲宗実録正卷七、天順八年秋七月乙未の條参照。明代女真の朝貢貿易について、江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」、『日史淵』正第七七輯、昭和三十三年十二月。



一一二五頁、参照。

② 烏暮亭島にフイマは曰東國輿地勝覽正卷五三、義州牧、山川の系にフ烏没亭島、在州西七里、周二十里とあり、曰李朝世祖實録正卷三五、十一年三月辛未にフ改義州招募亭名、為烏暮亭。亭在中國境、上慮恐中國聞之而起嫌也と記される。

③ 明代の辺牆にフイマは、稻葉岩吉フ明代遼東の辺牆にフ滿洲歴史地理正二、一九一三年。園田一亀フ遼東辺牆の構築にフ

明代建州女直史研究 頁一八七—一九〇頁。  
青木富太郎曰萬里の長城 頁一九七—二〇二年。  
近藤出版社、等参照。

## 第二節 成化十五年の役

成化三年の役はばかりいれないう災厄を女真人に殘した。世祖十四年四月二十三日、被虜唐人也時應可の來言によれば、女真人は朝鮮國の再征を恐れ山谷に伏し牛畜は半ば凍死した。朝鮮國の來路三處に壯男各十人が把截（見張）し、昼夜登山し偵察し秋の入寇を擬してゐるといふ（日李朝世祖實錄卷四六、十四年五月壬戌）。食うに糧なく悲しみに満ちた女真人が村落にあふれていた。かような

中で幸に生残つた建州三衛の指導者、建州衛  
 の李豆里の子李完者禿、左衛の童倉の子脱羅  
 等は、成化四年三月、指揮阿魯力哈等を北京  
 に遣り、修交関係の復活と捕虜の返還を要請した。  
 彼等とて村落民の生活苦を救う道は貿易の再開  
 以外にはなく、そのためにはまず明國との友  
 好関係の恢復が急務であると判断したのであ  
 る（『大明憲宗實錄』卷五二、成化四年三月戊寅）。  
 翌年明國は、李完者禿を建州衛都指揮僉事  
 に、脱羅を建州左衛都指揮同知に任じ、定期

朝貢を命じたので、兩衛は公<sup>的</sup>に再建された（  
 日大明憲宗寶錄卷六九、成化五年秋七月乙  
 巳）。兩衛とも翌成化六年正月に三百餘人を  
 北京に送り、修文の路が開かれた（日大明憲  
 宗寶錄卷七五、成化六年春正月辛卯）。建  
 州右衛は童納郎哈の没後、繼嗣がなかったが、  
 成化六年八月、童凡察の第三子ト花秃が右衛  
 の都指揮同知に任ぜられ、印を賜われるに及ん  
 ぶようやく再建された（日大明憲宗寶錄卷  
 八一、成化六年八月戊申）。三衛とも村落は

荒廢し、人々には復讐の念が強く、仇敵との  
 妥協は本意でなかつたであらうが、生活の爲  
 には已むを得ぬことであつたと察せられる。

李完者尙は朝鮮國とも修交を求めてゐるが、  
 婉曲に拒絶されてゐる（日李朝成宗實録正卷  
 五、元年五月甲申）。

一か一建州女直には、右のよ様な修交派の  
 ほかに、明國および朝鮮への怨念から、同志  
 を糾合して武力行動をはかる復讐派もあり、  
 李滿任の第四子李甫兒加大を中心として勢力

を結集し、成化十（成宗五）年十二月、彼等  
 は朝鮮國理山城（今の楚山）に來寇し（曰李  
 朝成宗實錄卷五〇、五年十二月戊申）、翌  
 成化十一（成宗六）年正月、昌洲鎮（理山の  
 下流）を包圍し（曰李朝成宗實錄卷五一、  
 六年正月戊寅）、同月、碧團鎮に侵入し、碧  
 潼郡城を攻めた（曰李朝成宗實錄卷五二、  
 六年二月朔庚辰、乙酉、丁亥）。女真集團の  
 人數にツリマ成宗は「或曰三千餘騎、或曰四  
 千餘騎、或曰八千餘騎、以此觀之、雖不至八

千、亦不下三四千、實非小賊也（曰李朝成宗  
實錄 正卷五二、六年二月壬午）と言つてゐる  
から、建州衛のみならず建州左右衛の人民が、  
首長層の統制も無視して行動したものと察せ  
られる。

朝鮮國は明國に窮狀を訴え、邊將に下令し  
出兵追討するよう要求したが（曰李朝成宗實錄  
正卷五二、六年二月丁亥）、明國は遼東總兵  
官を通じて建州女直の首長等に、朝鮮侵入を停  
止するよう戒告せしめた（曰李朝成宗實錄 正

にすぎない



卷六四、七年二月乙未。女真人の攻撃が直  
 接明國に加えられたものではなかつたから、  
 明國としては建州に出兵する理由は見出せな  
 かつたのであろう。そしてこの場合遼東總兵  
 官が建州衛の首長李完者禿に侵入の停止と人  
 畜の返還とを勸告したのは、李完者禿に部下  
 統率の責任と實力があると判断したからである。  
 しかるに成化十三年十月、建州女直の一部  
 は遼東の清河、鐵陽二堡に來寇した（曰大明  
 憲宗實錄卷一七二、成化十三年十一月壬午、

日李朝成宗實錄四卷八五、八年十月乙卯。  
 副總兵韓斌は一萬の兵を率いて東州堡に出陣  
 し、指揮劉聰は兵一千を率いて發陽堡を出、  
 酒馬吉夾山に至ったが、女真人と遭遇して戦  
 死した。このため成化十四年二月、巡撫遼東  
 右副都御史陳鉞の建州女直出兵となり、五十  
 三の村落を攻め、家屋二百餘を焼いて帰った。  
 これによつて建州女直の勢力は一層弱まった  
 (日大明憲宗實錄四卷一七五、成化十四年二  
 月壬寅)。明國はなお建州および海西女直に

遼東侵入を停止させるため招諭の使節を送る  
 こととなり、兵部左侍郎馬文升が任に選ばれ  
 た。彼は成化十四年四月五日、撫順所に到着  
 すると、建州左衛都指揮脱羅、右衛都指揮卜花  
 秃等百九十五人および建州衛都指揮完者秃等  
 を招集し、所掠人口を返還し入貢するよう下  
 命した勅諭を傳え、撫慰し、帰還させた。口  
 大明憲宗實錄 卷一七六、成化十四年三月辛  
 未、六月戊戌。馬文升曰撫安東夷記 口。馬  
 文升はついで開原に赴き、海西女直三百七十

五人を招き、勅諭を傳え、慰撫してゐる。

二の頃、明國朝廷で憲宗の殊遇を受けた太監汪直は、功名心にかられ、成化十四年六月、采蘋三衛招撫のため開原に赴いたが、さしたる成果もなく帰還した（曰大明憲宗實錄正卷一七九、成化十四年六月癸卯、馬文升曰撫安東夷記正）。三のとき馬文升は汪直・陳鉞と不和を生じ、成化十五年五月、重慶に左遷された（曰大明憲宗實錄正卷一九〇、成化十五年五月壬戌）。

成化十五年春頃、虜賊レが遼陽、開原、  
 鬩陽堡等地方に來寇した（日大明憲宗實録  
 卷一八九、成化十五年夏四月辛卯）。虜賊が  
 誰であつたかは不明であつたが、かねて建州  
 女直に出兵し功を立てようと志していた巡撫  
 遼東右副都御史陳鉞は、太監汪直に出兵を求  
 めた。このため汪直は監督軍務を命ぜられ、  
 撫寧侯朱永を總兵官とし、建州左衛の伏當加  
 の征討を名として出兵することとなつた（日

大明憲宗實録卷一九五、成化十五年冬十月丁亥己酉

伏當加は建州左衛都指揮使保能の弟で、當時  
 明國邊境を掠奪したとされていた人物である①  
 朱永等の報告によれば、彼等は撫順関を出、  
 半月にして建州地方に到り、六百九十五級を  
 斬り、四百八十六人を捕え、四百五十餘寨を  
 破つて歸つたという（曰大明憲宗實錄四卷  
 一九七、成化十五年十一月丁未）。朝鮮國通  
 事張自孝の言によれば、明國軍は同年閏十月  
 二十五日、壽縣祭を行ひ先鋒軍が出發し、同二  
 十八日、將帥等が出發した（曰李朝成宗實錄

凸卷一一一、十年十一月辛卯。兵力は、朝鮮への明國使節、指揮高濂の言には、  
 「朝廷赴戰軍馬總計一十五萬」  
 「軍兵共計一十五萬分五道入攻」  
 「日李朝成宗實錄凸卷一一〇、十年閏十月癸亥・甲子」と見えるけれども、  
 もとより誇張された數びあろう。戦況はあまり  
 明らかではないが、高濂の傳えるところによれば、明國軍  
 が到着すると、女真村落の被擄明國人は争つ  
 て來迎した。明國軍は彼等を殺して恩賞を得

たとい)(日李朝成宗實錄凸卷一一三、成宗十一年

正月乙酉、また日大明憲宗實録卷二四三、  
 成化十九年八月壬申の條には、撫寧侯朱永は  
 遼東に出兵したが敵にまみえず、無辜を殺し  
 死人の髑髏を掘りおこして歸還し勝を報じた  
 と述べてゐる。これらによれば出兵軍と女真  
 人との間に實際には戦闘はなく、彼等が女真  
 村落に到達したか否かも疑わしく、汚辱に満  
 ちた出兵であつたことが察せられる。



二此より先、成化十五年閏十月、明國は遼東指揮高清を朝鮮に遣り、國王に勅諭して建州への出兵を下命した（曰李朝成宗實錄 卷一一〇、十年閏十月癸亥。曰大明憲宗實錄 卷一九五、成化十五年冬十月丁亥）。朝鮮國はやむを得ず命に應じ、右贊成魚有沼を三道體察使に任じ、一萬の兵を率い、同年閏十月甲子、京城を出發せしめた。魚有沼はしかながら滿浦鎮に到着後も河川の未凍結を理由に渡江せず、旬日程後に全軍を率いて歸國し

運留した

(日李朝成宗實錄四卷一一、十年十一月壬辰)。

たしかし参戦は明國の勅命であるから、出兵して形式だけほととのえねばならない。この爲に朝鮮國は左議政尹弼商を都元帥とし、平安道節度使金嶠を副元帥とし、兵四千を率いて建州地方に出兵するよう下命した(日李朝成宗實錄四卷一一、十年十一月己亥)。尹弼商は成化十五年十二月九日、兵約一千を以て豆蔲江を渡り、十三日、一女真人村落に入り、不意を襲われ、驚き逃げまどう女真人十五人を殺し、十五人の女真人を捕え、家屋を焼いて引揚げた(日李朝成

宗寶錄 卷一一二、十年十二月辛未。朝鮮  
 國政府は吏曹參判魚世謙を明國に遣り、戦勝  
 を報告した（曰李朝成宗寶錄 卷一一三、十  
 一年正月戊子）。明國は太監鄭同、姜玉を朝  
 鮮に派遣し、發兵來助しを嘉賞し、國王、  
 尹弼商、金嶠等に銀、紵絲等物を賜わった（曰  
 大明憲宗寶錄 卷二〇〇、成化十六年二月己  
 卯、曰李朝成宗寶錄 卷一一七、十一年五月  
 朔庚辰）。

第二節補注

① 伏當加は建州左衛都指揮使保能の弟で、後に密告され、明國に捕えられた（曰大明孝宗實錄正卷八六、弘治七年三月壬寅）。保能は買禿の子で、曰大明實錄正統六年七月甲辰、正統十一年二月壬寅、成化五年七月乙巳、に記事がある。買禿は丹保奴の子で正統六年七月甲辰、正統七年正月戊寅に記事が見える。

### 第三節 朝鮮との修交と來寇事變の發生

成化十六年九月四日、朝鮮國の定州牧使許熙が鳳凰山地方の開州付近で女真人二千餘騎に襲われ、朝鮮國の從者三十餘人、馬二百三十餘匹等が奪われた（曰李朝成宗實錄四卷一二一、十一年九月乙酉・丁亥・十月辛酉）。恐らく成化十五年役で被害を受けた女真人の報復行爲であつたろう。朝鮮國はただちに明國に訴えて征討を求めたが、明國は要請に應ぜず、且朝鮮の遼州出兵も禁止した。ただし

明國は遼東の通事を建州衛に派し詰問せしめ  
 たので、建州衛の首長完者禿は明國に遣使し  
 謝罪した。この時明國は完者禿に定期朝貢を  
 命じたので（曰大明憲宗實錄 卷二一八、成  
 化十七年八月戊辰）、明國と建州衛との友好  
 關係が復活した。完者禿は鳳凰山事件に必ら  
 ずしも關係があつたと思われながら、明國と  
 の通商關係の恢復の爲に、まず政治關係の修  
 復が先決と考へ遣使謝罪したのである。

完者禿はまた成化十八（成宗十三）年六月

朝鮮國に遣使し、平安道よりの入朝と邊邑す  
 ちゆち鴨綠江周辺での互市を求めた（曰李朝  
 成宗實錄四卷一四二、十三年六月癸亥）。朝  
 鮮國は定期互市の許可は與えなかつたが、女  
 真良馬と朝鮮鹽醬布物との交易は許可した。

完者禿は成化十九（成宗十四）年三月、李臣  
 右等を建州衛の正式代表として朝鮮國に送り、  
 朝鮮國も使節を歓迎したから、兩者の友好関  
 係は復活した（曰李朝成宗實錄四卷一五二、  
 十四年三月乙未・甲辰・乙巳・丙午）。李完

者禿はまた成宗十四年七月、次子の多之哈を  
 朝鮮國に送り、修交關係恢復の実績をあげる  
 よう務めた（曰李朝成宗實録卷一五八、十  
 四年九月甲午・戊戌・辛丑・壬寅・壬子）。  
 建州左・右衛も成宗十四年十月、李木長哈・  
 趙伊時哈等を代表として朝鮮國に送ったので、  
 兩者の修交關係が復活した（曰李朝成宗實録  
 卷一五九、十四年十月庚午・戊寅）。また  
 成宗十五年十二月には完者禿長子の包羅多が  
 朝鮮に來朝して土宜を獻じ（曰李朝成宗實録



正卷一七三、十五年十二月辛酉。成宗十六  
 年十二月には完者禿の第三子沙乙豆、李滿住  
 の第七子李柳時哈等が朝鮮に來朝した（曰  
 李朝成宗實錄正卷一八六、十六年十二月壬午）  
 建州右衛の羅下は童巨右を、南花土は王沙里  
 等を、建州左衛の土老は童羅稱可を朝鮮に派  
 遣して土直を遣じた（曰李朝成宗實錄正卷一  
 八六、十六年十二月癸未・癸巳・己亥）。こ  
 のように建州女直の酋長等が兩大國との修交  
 を求めたのは、当地の飢饉と關係があらう。

すなわち、李朝成宗實錄四卷一五七、十四年  
 八月壬申所記の成宗の言に「然平安一路、不  
 可開也。野人欲得食物、托報事變、頻頻往來、  
 不可一一接待」とあり、李朝成宗實錄四卷  
 一六八、十五年七月辛丑所記の平安道節度使  
 鄭蘭宗の啓に「彼人童巨處等四人、來滿浦鎮  
 言、本土饑饉、欲移接江邊、冀蒙賑濟」とあ  
 り、同書成宗十五年八月壬申所記の鄭蘭宗の  
 啓に「建州衛野人沈汝弄介等、因飢饉、率妻  
 子而來、欲蒙存恤」とあり、同書成宗十五年

十一月乙未所記の鄭蘭宗の啓に「野人等因飢饉、出来滿浦、請以其馬質穀」と見える如く、建州女直地方は飢饉が蔓延しており、窮状を脱すためには交易に道を求めるほかなかつた。交易関係を維持するためには兩大國との通交関係の修復をはかるほかなかつたと察せられる。

以上のように成化十九（成宗十四）年、建州衛・並に左・右衛はそれぞれ使節を朝鮮に送り、ここに新たな修交時代が生じたのであ

るが、この頃から建州衛の統率力にツリては  
 今達罕新附、雖待之以誠、其他部落初無統  
 令、往還之間、恐有他変し（曰李朝成宗實錄  
 匹羗一五八、十四年九月丁巳）と稱されるよ  
 うな莫然とした不安が、朝鮮の廟堂でささや  
 かれるようになった。建州三衛の政治的支配  
 力の不安定な一面を指摘した人物に、曰東國  
 輿地勝覽匹の編者の一人、盧思慎がある。彼  
 は朝鮮女真兩民族争鬪の來歴を述べた後、  
 「彼雖有酋長、豈有禁令能戢麾下乎。小小作耗

不可一一責之也（日李朝成宗實錄卷二一  
 五、十九年四月己酉）と稱し、些細な侵入事  
 件の責任が、衛の首長に存しないことを説い  
 た。彼はまた「前此作耗、虜掠一二人而去。  
 彼雖有君長、本無法制禁令、安能責之一一如  
 法乎（日李朝成宗實錄卷二一七、十九年  
 六月壬寅）とも述べ、女眞に君長は存しな  
 かり、法による禁令が部下に及び難いことを  
 説き、更に「近年絶不叩關者、以麾下人作耗  
 我邊而不能禁有所畏懼而然也。豈有輕我大國

之心乎」と述べ、管下人の來寇を禁じ得な  
 かつた惧れが、建州衛人の來朝の足の遠のく  
 所以であることも指摘した。

こゝうした建州衛の統制力の弛緩を示唆する  
 事件が成宗二十二年（弘治三）年に發生してこ  
 る。すなわち成宗二十一年九月、滿浦僉節制  
 使許混等數十名の朝鮮兵が越江し、狩獵中の  
 女真人七人を理由もなりに殺害した。

二の事件に報復の爲、建州女直一千五百人は  
 成宗二十二年一月十五日、朝鮮國の昌洲鎮を  
 攻撃し、他の一隊は昌城を襲い、相方に被害  
 があつた（曰李朝成宗實録卷二四九、二十  
 二年正月丙申・辛丑）。女真人は六月にも理  
 山の阿耳堡を襲い、朝鮮の人畜を掠奪し（曰  
 李朝成宗實録卷二五四、二十二年六月甲子）、  
 七月、昌城、高山里、渭原に入り（曰李朝成  
 宗實録卷二五五、二十二年七月丁亥・八月  
 丁未・己酉）、八月、碧潼鎮、理山の狄洞、

昌洲瓦房洞を攻め、同月二十一日、高山里城  
 を攻圍した（曰李朝成宗實錄四卷二五六、二  
 十二年八月丁未・己酉・癸丑・丙辰・癸亥）。  
 翌二十三年正月、建州女直一千餘騎は碧潼・  
 碧圍を攻圍した。高山里の戦闘状況にリマ  
 は西北面都元帥李克均の報告に「初吹大角、  
 次吹小角、三人着水銀甲水銀兜鍪懸象毛、高  
 聲揮手、仰則諸賊退數步、俯則諸賊進數步。  
 或拔劔揮杖、若為擊刺之狀、或抽矢弄弓、若  
 為舍括之形、於是六十餘人為先鋒、三百餘人



為後援、作鶴翼陣。擁盾長駟而入、到銅納浦  
 留駐。皆步軍、無一騎馬者。前鋒六十餘人、  
 一人持盾、並敵二人而進。至坑塹、射矢城中、  
 矢發如雨、或矢及城中家舍、或矢着城堞、着  
 甲一人、勒身至城底、二人攀梯二隨至し（八）  
 李朝成宗實錄心卷二五七、二十二年九月丁丑  
 と見える。幾人かの指揮者に率いられた集團  
 は、單に兵器のみを擁した群眾の域を脱し、  
 既に高度に組織化された軍團に成長してあり、  
 小規模であり且未熟であるにせよ、梯を攀りけ

楯を手にて行く攻城法は、後年のヌルハチ軍團の戦法を彷彿せしめるものがある。

女真人の行動は次第に沈静化するが、彼等の行動が建州女直の首長の指導したものであったかどうか疑問と思われれる。曰李朝成宗實

録 正卷ニ七ニ、二十三年十二月癸丑の條に

建州右衛の童巨舌同、左衛の童伊里哈等に託して酋長の言と一マツ逆頃貴國に怨を持つ者が貴國の邊境に寇せるも、我等は禁制す能はず。此に因り效順するを得ざるや夕しと見えむほか、温下衛の酋長金主成可に右衛副

會羅下已死。左衛會長土老衰死。建州會長達  
 罕稍有知識。餘皆迷劣。不能禁戢麾下以致作  
 耗しへ可李朝成宗實錄正卷二八二、二十四年  
 九月丁未との發言があり、ことに後者は建  
 州女直の内部事情に通じた者の發言として注  
 目すべきと思う。これらによれば女真人の朝  
 鮮侵入は彼等の間に自然に發生した復讐行為  
 であつて、~~衛~~の首長と雖も彼等の行動を抑制するこ  
 とは

でまなかつたのであろう。換言すればすでに  
 この頃、衛の首長の統制にも服しない、武装  
 した在地村落が発生して来たことになる。

こうした武装した村落は、如何様にしても發  
 生したのであろうか。もと碧潼人で建州衛に  
 十年間拘執生活を送つた苾芘同の言に、

建州衛或與火刺溫結援作賊於中原、若不得  
 利、則火刺溫侵掠建州衛中最單弱者以歸、  
 故建州衛不輕請兵云（日李朝成宗實錄四卷

二七六、二十四年四月庚申）

と見える。廣い沃野に恵まれない自然の制約下  
 にあつては、村落の孤立化も餘儀ないことで  
 あるが、部落が孤弱であればあるほど外敵侵  
 入の可能性は大きかつたから、それ、その村  
 落が一個の戦闘単位として武装しなればな  
 らなかつた。武装した諸部落は有力な土豪の  
 呼びかけに應じて武力集團を形成することもあり、昌  
 城來寇の高甫乙赤が兵を四方に請うし（可  
 李朝成宗實録も卷二五三、二十二年五月庚子）  
 た如く、また李吐緝虫の子李哈刺兀哈が兵を

三衛に請ひ、軍馬を整齊し作耗せんと欲し  
 (曰李朝成宗實録四卷二九五、二十五年十月  
 朔丙辰)た如く、武力の結集には、村落民は  
 何等かの條件を示して他の村落民や土豪や衛  
 の首長に兵を請うこともあつた。

前述の高都乙赤の事跡は、古く溯り得ない  
 が、成化三年役に敗残した後、成化十年末の  
 理山の役にも關係ありと言われ、成化十五年  
 役に父と妹とを殺され(曰李朝成宗實録四卷  
 一六八、十五年七月癸巳)、妻と子女四人・

財産・指揮の印信等を奪り取ったが、その報復  
 のため成化二十（成宗十五）年以後――ば――ば  
 弟高甫乙赤と共に管下を糾合し、滿浦・理山  
 を掠奪し（曰李朝成宗實錄乙卷二〇八、十八  
 年十月壬午）、弘治四年正月、昌洲の役に死  
 亡したと伝えらる。彼が組織し得た人数は  
 成宗十五年（二百五十名であるが（曰李朝成  
 宗實錄乙卷一六八、十五年七月癸巳）、彼に  
 ついて朝鮮国の盧思愼は「高都乙赤は左衛中  
 の微者にして領兵人に非ざるなり」（曰李朝

成宗實録は卷一六八、十五年七月癸巳と論  
 評してあり、成化三年の役に從軍した尹弼商  
 は、高都乙赤の家で明國の賜與に係る都乙赤  
 の指揮の勅書を得て、いさからへ曰李朝成  
 宗實録四卷二〇六、十八年八月庚辰、彼は  
 本來連州左衛被管の有力ならざる土豪であつ  
 たと推定さしめる。成化十五年の役、こゝした  
 本來「領兵人に非ざる微者」と稱せられた者  
 が主軸となり、會長の制止にもかかわらず武  
 力を擁して朝鮮北邊や遼東地方で横暴を働い



ているが、既存の權威によらず、村落に芽生  
 えたかような有力ならざる土豪を中心として  
 人々が結集してゐることは、その後の女真人  
 の志回を示す指標的事件であると思う。しか  
 しながら彼等はまた政治的には孤立した状態  
 に置かれていたから、不安定性の克服の爲に  
 自ら依付すべき新たな權威を求め、探索して  
 つあつた。そしてこの自然發生的な地方勢力は、  
 弱体化した建州衛・同左右衛を内部から崩壊  
 に導く力を示し始めた。と推察される。

第四節 童清礼の第一次建州女直派遣

ここに視点を再度朝鮮國に移す。成宗は弘治七(一四九四)年に他界し、成宗の子子愷が即位し燕山君となつた。成宗末年から燕山君初年頃の平安道北辺にあつては、高山里から昌城地方にかけて狩獵の女真人が出没し不穩な様子があつたため、朝鮮農民は事變に備へ晩出早入し、耕稼も意のままにならぬ有様であつた(日燕山君日記四年七月戊申)。

こうした時、燕山君二年六月、平安道滑原

地方に金山赤下という女真人が侵入し朝鮮人  
 八十余名を掠奪した。金山赤下は四五十年前  
 に永安道から建州左右衛の間に移住した者で  
 八十余戸を以て一村を形成し、岐州衛と自  
 稱し、一年に十一名が明國に朝貢し、農業に  
 は従事せず、部落をあげて狩獵や人蔘採取を  
 生業とする者であつた。日燕山君日記正二年  
 七月丙寅。岐州衛という衛名も金山赤下の  
 名も日大明実録に現れぬ。岐州衛人の  
 系譜は不明の部分が多いが、李滿住を指して

「吾が祖上」と稱してゐるから、  
 支族と思われぬ。 連州衛の一

金山赤下の來寇の動機は、後に彼の父が童  
 清祿に語つたところでは、一は朝鮮國が吾が  
 祖上へ李滿住を襲殺したことに對する報復、  
 二は節度使楊可が吾が七寸の叔浪甫乙耆を誘  
 殺したことに對する復讐であると答えてゐる。  
 一か、連州衛ですら李滿住襲殺にかかわる怨  
 恨を忘れると稱してゐた折であるから、この  
 言は文字通りには受取れぬ。

渭原の事変をいち早く朝鮮國に報じたのは  
 建州衛指揮金弓唐可である。彼はまた渭原・  
 高山里・理山鎮から岐州衛へは四日程であり、  
 部落は貧寒にして兵馬も強からず、征討も無  
 難なり、と言つてゐる。この報を得た平安道  
 節度使卞宗仁は、各鎮の兵を召集し、夜陰に  
 まぎり分道入征するよう馳啓した。己亥、山君  
 日記 己亥二年七月丙寅・壬申。

一かゝ兵曹判書成俊は出兵に異議を唱え、  
 岐州衛人のような採蔘民は、農耕民とは異なる

リ一所に定住していなから、襲撃しても効  
 果は上らぬとて反対した。彼は襲撃に代え、  
 信賴すべき向化人一兩名と通事とをえらひ、  
 金主成可・朴古里等と同道のうえ女眞各衛に  
 派遣し國王の教旨を通諭せしめ、兼ねて山川  
 の形勢を偵察し、後日の出兵に備えるよう提  
 議し、任に当るべき歸化人とて童清礼と李  
 山玉とを推挙した。日燕山君日記四年七月  
 丁卯・戊辰。童清礼は童所老加茂の子、所  
 老加茂は於虛里の子、そして於虛里は童凡察

の同母兄弟に当るから、建州衛に童清礼の姻戚は多い。

童清礼の派遣は、盧思慎が反対したため一たんとりやめとなったが、燕山君二年八月、歧州衛の金山赤下等百余名が者皮船①を持ち、朝鮮入寇のため下流に向かったとの報告が、建州衛人李巨右等からもたらされたので（『燕山君日記』二年八月己卯）、廟議のすえ、先の成俊の提議がとりあげられ、童清礼を歧州衛と建州衛に派遣する二こととなり、また浪

好時介と高崇礼という婦人女真人が童清礼に  
 隨行せしめられることとなつた（曰燕山君日  
 記 正二年八月甲申）。三衛敬差官童清礼等は  
 建州三衛に對する朝鮮國王の教旨を所持し、  
 九月末頃滿浦鎮より越江し、女真人李加乙豆  
 に先導され女眞の地に赴いた。その教旨には  
 「先の金山赤下の來寇の事はなんどは知らず  
 と雖も、責は歸する所ありし記され、罪人を  
 捕捉し被虜人を送還するよう説諭してあつた  
 （曰燕山君日記 正二年八月丁亥）。



一行は第一日の夜、滿浦鎮から二息程（一  
 息は三十里、日本の三里弱）の三岐峴に宿泊  
 した。三岐峴は老嶺山脈の大板嶺、すなわち  
 申忠一図録にいう「蔓遮嶺」である。十月  
 一日、一行は弓知岫を越え、朴古伊地に宿り、  
 二日、加乙豆の言に従い白礮巖から迎道をと  
 り、婆猪江に出たという。弓知岫は双岔河、  
 朴古伊地は台上付近、白礮巖を清溝子嶺とす  
 れば、一行は新開河に沿って下り、黑膽子圈  
 付近で山路に入り、清溝子嶺南麓を越え、夾



皮溝を経て西北行し、婆猪江（渾江）に出たのであろう。建州衛の首長李達軍は、すでに四日前から白磻巖北長坪に出て使節の到着を待っていたが、一行が險阻な近道をとつたため会うことができなかった。しかし朝鮮使節の婆猪江到着を知ると、婆猪江を越えた三四里の地で迎命する旨を使節に伝え、來た。白磻巖北長坪とは大葦沙河と婆猪江との合流する平野あたりを指すと思われる。

十月三日、婆猪江を越えた一行は、三四里

先の李加乙豆家で達竿に封面し、高足を設け  
 床に香を焚き教旨奉安の儀をおこなひ、牛を  
 宰し猪を煮て宴会し觀光した。李加乙豆家は、  
 園田一島氏は今の富爾江口付近に比定された  
 が、<sup>②</sup>りたくしは老孤磊子山南麓の東江甸子付  
 近に在つたように思われる。女眞の老幼男女  
 は墻屋に登り、或は木梢に縁り、環視するも  
 の無慮二百余人であつた。左衛の裨將童甫堂  
 介、右衛の馬阿堂介等も部下を率ひて参列し  
 た(口燕山君日記四年十一月甲辰朔)。

十月四日、建州右衛の首長童甫花土は、す  
 でに七十三才の老齡であつたが、存命中に體  
 顏を拜<sup>し</sup>たいと使人に托<sup>し</sup>辭儀を送つて來た。  
 五日、達罕は童清礼と共に岐州衛の酋長王夫  
 里介の家に往き、王夫里介に封面<sup>し</sup>涓原作賊  
 人金山赤下を捕捉するよう伝えた。岐州衛は  
 建州衛達罕所居の南ニ息、建州左衛の東ニ息  
 の地に在り、右衛とは八九日程の距離に在つ  
 たという。そして後に示すように王夫里介家  
 は、<sup>一</sup>婆猪江から二十里程の地に在つたといふ。

から、王夫里介の家は今の干溝子付近に當るの<sup>ど</sup>ではあるまいか。従つて岐州衛は今の新開河下流域および富爾江口から干溝子付近に分布してゐたのではあるまいか。

十月六日、一行は金山赤下の父親等にあり、渭原來寇の理由をただし、捕虜の返還を命じた。七日、使臣一行は王夫里介家に留まり、八日、明春の再来を約し、達罕等と別れ、歸途に着いた。同日夜、金造堂介家に止宿。九日、弓知洞口に止宿。十日、嶺下に止宿。十月十一日、滿

浦鎮に歸着した。歸路も新開河をさかのぼり老嶺山脈の大板嶺を越えたと思われ。

#### 第四節補注

① 者皮船は明代の女真人が渡河に用いた簡単な構造の皮船または皮袋。收容人員は二三名。携帯に便利で岸辺に埋めておくこともできた。者皮船について李朝実録に次のような記録がある。

成宗二十二年七月壬午、彼賊乗者皮船潜涉。  
 (中略) 其船可乘三四、非如前時僅容一人

之船。○成宗二十二年八月癸酉、賊船窄狹、僅容二三人、而賊爭涉四五人同乘船、或沈或浮。○中宗二十四年九月丁酉、彼人各持者皮船。○燕山君三年五月己巳、仇郎浦洞內、新造者皮船五隻、具楫埋置、為我所發。

② 園田一龜曰明代建州女直史研究日誌續編、昭和二十八年三月、東洋文庫、一九六頁。



### 第五節 童清礼の第二次建州女直派遣

童清礼を建州に再遣する議が燕山君二年の暮、平安道觀察使李克均により發議された。

使節再遣の目的は、一は先の使節行により建州衛酋長には賜物を与えたが、このたびは改めて左右衛に賜物を與えるため、一は前回に調査できなかつた左右衛への道路情況および女真人住地の探察のためであるという（句燕山君日記、二年十二月庚辰）。燕山君三年五月、国王は童清礼を宣慰官とし、武臣李允儉

・李之芳・金碩亨・李宗仁等四人を選び、形  
 迹を現わさぬため軍官と稱して隨行させ、伝  
 語の向作人高崇礼および通事一名、賜物押去  
 者二人、吹角吹簫各一人を帶同させ、建州三  
 衛・歧州衛・温下衛の首長等に賜物を与え、  
 掠去人物の返還と朝鮮國への歸順を説諭せし  
 める目的で建州地方に派遣した（可燕山君日  
 記正三年五月己巳）。

燕山君三年八月二十三日、童禱礼は滿浦鎮  
 で右衛の首長甫下土に迎えらひ、二十五日、

船で出發、高山里に宿泊した。二十六日、鴨  
 綠江を渡河し、路を滿車路にとり、六十余里  
 を行き理山飛羅に宿泊した。滿車路は今の麻  
 線溝に添った道路、理山飛羅は麻線溝の上流  
 であらう。二十七日、三岐を經由し四十余里  
 を行き鬱地に出、十里行つて野宿した。三岐  
 は大板嶺北方の三道陽岔付近。鬱地は王八膝  
 子溝付近。彼等が野宿したのは黃崴子付近で  
 あらう。

八月二十八日、一行は三十里行き、滿車坪

に野宿した。今の頭道陽岔付近であらう。二十九日、十余里を進み、平野に出、更に四五里進み陣高介と称される嶺に出た。二二はさきの朝鮮軍出兵のさい援軍を留めた処であつた。また行くこと十五里程で歧州衛村落に出、一二里進み婆猪江に出た。陣高介の位置は比定し難いが、童清礼一行は新開河に添ひ西北行し、霸王槽付近に出たと思われらる。

九月一日、一行は童阿亡哈(童清礼の兄)および金山赤下等に会い、婆猪江を渡河し一

二里先の金山赤下家に行き、金山赤下とその父に渭原入寇の理由を詰問した。金山赤下家は富爾江口付近に在ったと思われ。

九月二日、二十里ほど進み岐州衛酋長王夫里哈の居所を經、三十里を進み阿羅可舍里に建州右衛都督羅下の子羅吾將の來迎を受けた。羅吾將は二十三歳。身長八尺ばかり、氣性俊偉の人物であつた。一行は建州衛の趙三波の子弟八人にもあひ、この地に留宿した。王夫里哈家は今の干溝子付近。阿羅は滿洲語の *Ala*

(岡)、可舎は *qasam* (村里) の音訳であるとすれば、阿羅可舎里は今の古城子であろう。

九月三日、一行は三十里を行き建州右衛の羅吾章の家に出、更に二十余里を進み建州衛の都督達罕の所居に出、達罕の來迎を受けた。羅吾將家は今の太川街、達罕家は大泉源付近に所在したと思われ。園田一亀氏は達罕家の位置を北古城子に比定されたが、達罕所居里、距此地(王夫里哈家)在北二息許。左衛、距此在面二息許。右衛、距此在八九日程。

(可燕山君日記四年十一月甲辰朔)と見え  
るので、私は右のように比定しておきたい。

童清礼一行は達罕等に宣醞を饋し、教旨の意  
を讀み聞かせ、酒宴となり相ともて酬酢し、  
琵琶を弾じ、奚琴に似た屎屎音という楽器を  
ひき、或は板を打ち鳴らし飲をつくりた。達  
罕は酔つて舞に興じたという。

九月四日、達罕の招宴がつづいた。達罕は  
自今もし朝鮮に作賊する者があれば、朝鮮國  
は大軍をおこさず部將を遣り、我輩に命じ搜

捕せしむれば、我も当に尽力して捕えんと語  
つた。

九月五日、一行は達罕の家から二十余里の  
右衛都督羅吾將の家へ今の太川街付近りに到  
り留宿した。

九月六日、一行は羅吾將家より六十余里の  
建州左衛都督土老の家に到った。土老は部下  
四十余人を連れ、紗帽を着け大紅袞龍団領を  
着用し小角を吹かせ來迎した。土老の妻も盛  
装し、婢五十七人を率い、童傭礼等を拜し設



宴した。土老の家は今の黒溝門付近に当ろう。  
 この地は「左衛はここ（富爾江口）をへだつ  
 こと西ニ息ばかり（曰燕山君日記四年十一  
 月甲辰朔）し」という童清礼の言とも一致する。  
 九月七日、一行は左衛に留まった。右衛の  
 首長甫下土が来り会った。童清礼は建州右衛  
 に行き賜物を与えようとしたが、甫下土は、  
 建州右衛は火刺温兀狄哈と紛争中であり、こ  
 のため甫下土等も右衛の本拠を離れ他所に仮  
 泊中であることを理由に、右衛への招待を拒

んだ。童清礼は左衛で賜物を与えた。甫下土は牛を宰し設宴している。

九月八日、童清礼等は帰途についた。建州三衛の女真人二百余人が護送した。その夜、阿羅可舎に宿泊。童清礼は馬可古大という女真人に託し、巧羅山城（今の五女山）の裨將青英哈・南大等に青紅緜布を送った。

九月九日、蒲州江上に宿泊。九月十日、鬱地洞口に宿泊。鬱地洞口は恐らく花甸子付近。花甸子付近から台上・王八脖子溝を経て三道

陽岔に至るまでが、滿洲語に所謂「ツノ」すなわちまばらな森林地帯であつたため、鬱地と呼ばれたのであろう。

九月十一日、一行は鬱地山麓に留宿し、十二日、鴨緑江を越え、十三日、滿浦に歸つた（ハ日燕山君日記ハ三年十月乙亥）。

燕山君四年十月、建州三衛の達罕・土老・甫花土・羅吾將等が朝鮮國に來朝の意向を伝えて來た。童清礼派遣に對する答禮であつたと察せられる。朝鮮國で接待の準備がすすむ

られたが來國のことはなかつた。女真首長群  
 の接待は實現しなかつたが、今後の女真人へ  
 の対応の参考に供するため、燕山君は李克均  
 ・李季全に命じ、日海東諸國記の例にならい、  
 女真の道路の遠近、風土、族系、接待の事な  
 どを記録し纂輯せしめ、日燕山君日記の五年  
 正月己卯、のち日西北諸蕃記の撰進とな  
 った（日燕山君日記七年閏七月甲申）。

## 第六節 結 語

李達罕の名は完者禿とも弓乙加茂とも記される。達罕とは *Ta han* すなわち大汗の謂であるとの説がある。成宗二十四年二月、達州三衛が朝鮮國に送った書中に「達罕都督大皇帝 何望し（曰李朝成宗實錄）卷二七四、二十四年二月己亥」と見えるから、彼は達州三衛人の間では *Ta han* と呼ばれていたのである。前掲であるば統治する國もあつたであろう。前掲文につづりて「羅何都督父雍車都督皇帝、皇

帝時時溫恭勤。金皇帝知道しと見え、可燕山  
 君日記と卷一九、二年十一月朔甲辰の條の金  
 山赤下父の言に「大金時、火刺溫兀狄哈嘗作  
 賊於大國。大國設以謂吾祖上所為しと見える  
 から、李滿住時代の建州女直は、彼等の間で  
 は *Aisin gurun* と呼ばれていたのであろう。  
 一かゝり名目は國家とあり皇帝であつたにせよ、  
 遼軍は女真人の間にどれ程の支配力をふるつ  
 ていたのであろうか。遼軍を中心とした支配  
 者と村落の成員とはどのような關係にあつた

のであろうか。

此の時期の建州女直支配層の勢力を如何に評價するかについては、すでに幾多の論考が存して、論議もまた多様な視野からなされてゐるが、それらに共通な論点は、建州女直支配層の権力を強大に評價した上、その状態が百年を経た又ルハ午政權に至るまで断絶することなく存続したとされることである。これは果して如何なるものであろうか。

ここに当時の建州女直首長層の支配力を示

す一文としては又問、常時謁見會長之礼  
 乎。答曰每朝濟往謁見、聽其指揮者或至百餘  
 人し（日李朝成宗實錄卷一五九、十四年十  
 月戊寅）なる連州右衛の趙伊時哈の言が著名  
 であるが、これに於いて安部健夫氏は「こゝ  
 に謁見の礼とは疑もなく、又ルハチが天命六  
 年に於いて舊慣の一ツとしてその保持を  
 強調したものの原型にあたる。」「彼の類、會  
 長と號すと雖も、その麾下は必しも一命を  
 聽かずしというような一面的な見方の存在に



も拘らず、ある一衛の會長がその麾下に對して相当權威ある統制力をもつていたことは疑うべくもない。しかも各衛會長は既に二三日程を以て分任してゐる。毎朝の謁見は当然各衛ごとに行われていたとみるべきであり、従つて諸衛の支配權は、この限りの意味に於いて分裂していたといわざるを得ない」と論じられた。<sup>①</sup>安部説では三衛相互の分裂は指摘されながら、支配力の衰微に於いては一面的な見方として作けられてゐる。わたくしは成化十

五年役以後の建州女直支配層の勢力を、かよ  
うに長大に評價する事には疑問が感ぜられ  
る。

先に説いた如く成化十五年役後、建州女直  
支配層の統治能力には不安が存し、君長は存  
しなから法による禁令が部下に及び難い状態  
にあったことを述べたが、こゝに傾向は成  
宗二十三年、建州女直の首長が右衛の童巨奇  
同、左衛の童伊里哈等に託した言に「近頃貴  
國に怨をもつ者が貴國辺境に寇したが、我等

は禁制するにとかができないし（曰李朝成宗實  
 錄曰卷ニ七ニ、二十三年十二月癸丑）とか、  
 暹下衛の金主成可の「右衛副會羅下已死、左  
 衛會長土老衰老。建州會長達罕稍有知識。餘  
 皆迷劣。不能禁戢麾下以致作耗」（曰李朝成  
 宗實錄曰卷ニ八ニ、二十四年九月丁未）とい  
 った發言にも察知することかできさる。

燕山君時代に入つても、たとえは知中樞府  
 事洪貴達が「國家欲遣童清礼・李山玉、往諭  
 三衛野人、且刷還虜口。臣等以謂、野人雖有

酋長、不相統屬、雖欲刷還、固不能也（ハ曰  
 燕山君日記ハ二年七月癸酉）といひ、李克墩  
 が「彼類雖號酋長、其麾下必不一聽令。達  
 罕既不能禁止白書老作賊、則豈能使白書老還  
 虜口乎」（ハ曰燕山君日記ハ四年五月己亥）と  
 稱してゐるように、建州女直支配層の不安定  
 な一面は、朝鮮國識者間に廣く傳聞されてい  
 たのである。

れたく、建州女直支配層の勢力の衰退を  
 説明するため、達罕の言動に注目したりと

思う。若くして父李豆里を失ひ、童所老加茂  
 の娘である母親に伴われ、朝鮮の門戸を叩き  
 款を通じ（可李朝世祖實録卷四三、十三年  
 九月甲子）、李滿任亡き後は李古納哈の後継  
 者として明國から都指檢僉事に任ぜられ（可  
 大明憲宗實録卷六九、成化五年秋七月乙巳）  
 後に都督に昇り、一族の者からは遠罕との稱  
 号であがめられた彼も、部族内には幾多の不  
 穩分子をかかえ、その権力は必ずしも強力  
 なものではなかつた。たとえは成宗二十五（

弘治七(一)年五月、建州右衛の馬吾罕が理山に於て朝鮮國人一名を掠去し同衛の李權投に売渡した事件が発生したが、このとき建州衛の達罕と李巨右とは李權豆家に行き、被擄人の返還を請い、許されなかつたので更に牛馬十四匹を以て交換を請うたがまた許されなかつたとの話がある(日、李朝成宗実録四卷二九〇、二十五年五月辛丑)。

そもそも建州衛の首長が左右衛に屬する人に直接下命する權力をそなえていたかどうか

は問題があるが、

達軍はこの場合、

右衛の首長を通じて説得することもある出来たであらう。達軍がその方法をとらず直接權豆に語りかけているのは、右衛の首長を通じても同じことと判断したからではあるまいか。そして右衛の權豆に対する達軍の態度が命令的ではなく懇請でなければならぬところに、達衛の首長の支配力の衰えがうかがわれる。達軍の懇請に、  
 対し、  
 權豆は「許さず」と稱し、  
 衛の首長と対等の立場に立つて酋長の介入を

拒絶してゐることも、下級成員の政治的成長を示す發言として注目すべきと思ふ。

達軍の支配力の限界は、燕山君二年十月三日、彼自身が朝鮮使節童清礼に語つた言葉によく現われてゐる。すなわち彼は「近ごろ中間の野人は――ば――ば辺境に寇せり。吾等は禁戢せんと欲すもただ法令なし。部下人に罪ありてこれを殺さんと欲せば、則ち其人は必ずらず吾を害せんと欲す。生殺の刑は吾これを用ふるを得ざる故、制す能はざる也。然れば當



に三衛酋長は心をあやせて禁戦し、これをし  
 て永くえに絶たしむべし。自今、部下に作賊  
 の人あらば、則ち吾は裨將、里將をして尋探  
 せしめ、金弓唐介・李加乙豆等をして馳報せ  
 しめ、ただちに兵を遣わして討つべし。兵は  
 多からずと雖も吾は當に助兵すべし（日燕  
山君日記二年十一月朔甲辰）と稱してゐる。  
 女真の旧慣では、生殺の權は恐らく部族の首  
 長に固有のものであつたろう。しかる達罕の  
 時代では復讐の恐怖なうにはその行施は不可

能であつたし、社会秩序を規制すべき法令も  
 現実にはもはや存在を失つていたと判断した  
 ければならない。達軍を圍繞する武人集団と  
 しては「毎朝往きて謁見し其の指揮を聽く者  
 十百餘名が存したことは先に述べた。これは  
 恐らく又ルハ午時代にバヤラと呼ばれた集団  
 と同じ性格のもので、侍衛軍団であろうが、  
 先に衛の首長の統制にも服せず高山里等に来  
 寇した女真人集団さえ、十六十餘人を先鋒と  
 し三百餘人を後援となしたものであつて、か

よるな申で、わずか百餘名の侍衛軍団によつてどれ程の權勢が保持されたか疑問である。

安全保證と秩序の維持には

個々の衛の実力を以ては不可能で、従つてそこには支配勢力相互の緊密な結束が要求されて来る。つされば三衛の酋長は心をあわせ禁戢ししとはこの事を示し、つ建州三衛は一心なりしと自らの結束の固さを確認した左衛の土老の發言も（日燕山君日記四年十月乙亥）、このよるな支配力の衰弱を背景と

ーてもつとも妥当な認識に到達し得ると思ふ。  
 建州女直の支配者等は、地方的な些細な問  
 題をすら自ら解決し得ないことによつて、政  
 治の能力のないことを示してゐる。先にも述  
 べたが金山赤下の父の所謂「大金時」、並に  
 童清礼の所謂「大金之後」はいずれも李滿住  
 時代を指して用いられた語であるが、<sup>②</sup>「日燕山  
 君日記」正二年十一月朔甲辰、それは嘗ての  
 光輝ある時代の回想を伴つて語られた言葉で  
 ある。一か「成化年間」に数次にわたり兵火

を受け、弘治年間を通じて社会秩序も混乱し、  
 建州女直首長層の政治力が徐々に衰退し、部  
 下の逸脱に対しても断呼たる彈圧をおこなう  
 權威をもちや具備していなくなったと考えられ  
 る。そこには嘗て數千の部下を統率した大  
 金士の權威は喪われ、無秩序な政治的事態が  
 存したにすぎない。建州女直支配勢力の倒壊  
 と内亂發生の前提は、こゝろで生みだされて  
 いったと考えられる。

## 第六節補注

① 安部健夫「八旗滿洲ニルの研究」日東亞人  
文學報 四才二卷才二号、六五頁、下段。

② 日燕山君日記 卷二八、三年十月乙亥の條  
に記される達罕の言に「大金乃我遠祖。其  
強莫盛、欲征兀狄哈、竟不得言」と見える  
が、ここにいう大金も李滿住の國を指す。

第十三章 建州三衛の消滅と新勢力の抬頭

はじめに

明代初期から中期にかけて活躍した女真族と明末頃に活躍した女真族とのいちじるしい相違の一は、前者の生活圏が遼東から遠い奥地であるのに、後者のそれは開原や撫順など明国国境にいちじるしく接近していることとであり、その二は前者の首長等と後者の首長等

とは必ずしも系譜的に連なるものではなく、かえつて葉赫・哈達の首長等や建州女直の王果・王兀堂・奴兒哈赤のよりに、嘗ては微賤であつた者が勢力者としての上つてゐるといふことである。こゝうした現象は如何なる原因によるのであろうか。本章ではそれら新興勢力の抬頭過程を、遼東貿易の發展との関連で考察したい。

### 第一節 建州三衛の消滅



成化三年および同十五年、明国および朝鮮  
 国の出兵を受け、建州三衛首長層の勢力が次  
 第に凋落したことは先に述べたが、日大明実  
録四による限り、彼等の足跡は嘉靖年間初期  
 以後はたどることはできな<sup>い</sup>。たとえ<sup>ば</sup>

「建州衛」建州衛にあつては李完

者禿は弘治十四年、正徳三年冬頃までに死亡  
 一、子の弗刺答も弘治十四年四月以前に死亡  
 一、日大明孝宗実録四卷一七三、弘治十四年  
 四月庚辰、弗刺答の子童子が正徳四年三月  
 へ丙午、都督僉事に任ぜられ建州衛の首長と

なり、李完者禿の子の沙乙豆（曰李朝成宗実  
 録乙卷一七三、十五年十二月乙丑）と同一人  
 物と思われれる撒魯都も正徳十五年閏八月（庚  
 寅）都督として明國に來朝してあり、以後童  
 子は正徳五年三月丁巳、六年三月甲寅、六年  
 十二月庚子、七年正月己巳、十六年四月甲辰、  
 嘉靖四年二月辛卯に來朝の記事が見え、撒魯  
 禿は嘉靖二年五月癸酉、二年八月丁未、八年  
 正月己酉に來朝の記事が見え、それ以後明確  
 に首長の家系と思われれる者の記事は見当らな

來朝の

（明史紀事本末）

「建州左衛」 建州左衛にあつては正徳元年  
 四月、脱羅（土老・都論）の子脱原保が明国  
 に來朝し、父親の原職を襲つて都督となり（  
 正徳元年夏四月癸亥）、以後曰大明実録にて  
 は正徳二年二月戊寅、三年二月己丑、四年三  
 月丁酉、五年四月甲寅、十年三月己未、十六  
 年三月甲子、嘉靖元年四月癸未、二年六月戊  
 申に記事が見えるが、それ以後、建州左衛の  
 首長の家系の者の消息は絶えてゐる。

「建州右衛」 建州右衛にあつてはト花禿が  
 成化二十年正月に入明して以後來朝のことは  
 なく、曰大明實錄に正徳二年夏四月甲申の條  
 に「賜故建州右衛都督ト花禿（中略）祭各一  
 壇。從其子乞しと見えるから、この頃死亡し  
 たと思われり。そしてあたかもト花禿に代る  
 かの如く弘治三年正月から尚哈が右衛都督と  
 して來朝し、以後弘治五年正月戊戌、七年正  
 月戊午、九年十二月甲申（賞哈と記さるる）、  
 十年十二月壬辰、十四年二月戊戌、十五年三

月丁丑、十七年二月辛丑、正徳三年三月辛亥、  
 六年正月辛未、九年二月庚申に來朝し、以後  
 消息が絶えてゐる。そのかわり正徳元年二月  
 庚午に牙秃哈が都指揮として來朝し、尚哈の  
 消息の絶えた翌正徳十年四月庚寅、都督とし  
 て來朝してゐるから、恐らく牙秃哈が尚哈の  
 後継者なのであらう。しかし牙秃哈の消息も  
 それ以後は伝わらない。以上のように建州三  
 衛では、正徳年内の末期から嘉靖初年に到る  
 までは、首長の系譜をたどることができな

それ以後は不明となる。

これに對して正徳末期頃から、必ずしも建州三衛の首長との家系上の系譜の明らかでない者が、三衛の都督として明國に來朝し、或は都督に昇進する者が現われる。次にその例を隆慶年間に来るまで示す。

「建州衛」

嘉靖七年二月己未、建州等衛女直都督阿都赤等、各來貢馬。

嘉靖九年三月乙卯、建州衛女直都督察哈等  
六十一人進馬朝貢。

嘉靖九年五月戊戌、建州女直都督兀乞納等  
百十九人入貢。

嘉靖九年八月癸亥、陞建州衛夷人都指揮同  
知卜刺答、為都督僉事。

嘉靖十二年二月癸未、建州衛女直都督張成  
等各進貢馬匹。

嘉靖十七年正月丙申、建州等衛女直都督也  
隆哥等（中略）入貢。

嘉靖十八年二月壬子、詔賞遼東建州等衛女直都督等官撒哈答（中略）金素衣服。

嘉靖十八年五月甲戌、賜建州衛女直都督納速（中略）各諭祭一壇。

嘉靖二十九年六月辛丑、建州等衛女直都督卜刺答等七十人（中略）入貢。

嘉靖四十二年六月戊午、建州女直夷人都督等官木力哈等入貢。

嘉靖四十三年六月己亥、建州女直都督等官木力哈等來朝貢馬。

六四女子之傳時局則



隆慶四年八月戊戌、建州等衛女直夷人都督  
納木章等入貢。

〔建州左衛〕

嘉靖八年二月丁亥、

(建力) 遼州等衛女直夷人都督

方中等來朝貢馬。

嘉靖九年四月甲子、

建州左等衛女直都督方

中等各來朝。

嘉靖十年五月己酉、

建州左等衛女直都督章

成等一百四十人來朝貢馬。

嘉靖十一年五月癸亥、

建州左衛都督方中、

以欽賞金帶、獨輕念志、（以下略）

嘉靖十二年三月壬子、建州女直都督方中等來朝貢馬。

嘉靖十三年三月乙酉、賜建州左衛都督僉事撒哈等祭。

嘉靖十五年三月戊辰、（上略）建州左衛都督方中、擒犯邊夷、捏松革來獻。

嘉靖十五年四月乙未、建州左衛都督僉事松中等、皆以授職滿三年、奏乞服色、大帽金帶。嘉靖十七年正月丙申、建州左等衛女直都督

方中（中略）入貢。

嘉靖二十七年二月庚申、建州左等衛女直都督幹思納等各來貢馬。

嘉靖三十一年六月戊辰、建州左等衛女直都督指揮頭目古魯哥等來朝貢馬。

嘉靖三十三年四月壬辰、建州并海西左等衛女直都督方中等（中略）各來朝貢馬。

嘉靖三十五年三月甲申、建州左等衛女直都督古魯哥等（中略）各來朝貢。

嘉靖三十五年五月戊寅、建州左等衛女直都

督伏答失（中略）等各來朝貢馬。

隆慶元年七月乙卯、建州左等衛女直夷人都督等官柳尚等朝貢。

隆慶元年八月己亥、建州左等衛女直夷人都督等官勝革力等官入貢。

隆慶四年六月己未、建州左衛女直都督王忽等入貢。

隆慶四年七月甲戌、建州左衛女直夷人都督等官頭目勝革力等入貢。

隆慶五年八月己酉、建州左等衛女直夷人都

督勝力革等二百二十二人來朝。

隆慶五年十月癸丑、建州左等衛都督等官安台、失等二百七十八人來朝。

隆慶五年十月丙辰、建州左等衛女直都督等官來留住等一百七十七人來朝。

「建州右衛」

正德十二年五月丁亥、建州右等衛女直都指揮僉事阿剌哈等來朝貢馬。

正德十五年三月辛丑、建州右等衛女直都指揮僉事阿剌哈等（中略）各來朝貢。

嘉靖元年三月乙卯、女直通事王臣言、（中略）一、速黑忒、牙令哈、阿剌哈等俱自稱有招撫夷功。宜覈實陞賞。

嘉靖二年四月己丑、建州右衛女直夷人牙令哈等八十餘人貢馬。

嘉靖二年五月辛卯、陞建州右衛都指揮僉事

牙、令、哈、為、都、督、僉、事。

嘉靖三年二月乙巳、建州右衛女直都督牙、令、哈、等二百十三人來朝貢馬。

嘉靖三年五月丙子、陞建州右衛都指揮僉事、阿、刺、哈、為、都、督、僉、事、以、授、任、後、屢、進、送、人、口、有、功、從、其、請、也。

嘉靖四年四月戊戌、賜建州右等衛女直都督、牙、令、哈、等、宴。

嘉靖七年三月壬申朔、建州右衛女直夷人都、督、察、哈、荅、等二百餘人來朝貢馬。

嘉靖十年五月乙巳、建州右等衛女直都督阿、  
刺哈等一百四十人來朝貢馬。

嘉靖十一年四月庚辰、建州海西女直夷人都  
督牙令哈等入貢。

嘉靖十五年三月丙寅、建州并毛憐海西等衛  
女直都督僉事阿刺哈等三百餘人來朝貢馬。

嘉靖十五年六月庚子、海西建州等衛女直夷  
人察哈荅等九百餘人來朝貢馬。

嘉靖二十二年正月己巳、建州右等衛都督阿、  
刺哈等（中略）各來朝貢馬。



嘉靖二十三年四月庚午、  
建州右等衛女直都督阿刺哈(中略)入貢。

嘉靖二十七年正月己亥、  
建州右等衛女直都

督阿刺哈等來貢馬。

嘉靖二十九年六月辛丑、  
建州右等衛女直都

督真哥等四十人入貢。

嘉靖三十三年五月丙午、  
建州右等衛女直都

督真哥等來朝貢馬。

隆慶四年十月乙未朔、  
建州(左九)右衛女直都督安

台、失等入貢。

以上に記した建州三衛の都督の出自を詳細に見ると、これまでの首長とは系譜上つらなるかどうか明らかでない者ばかりである。そして、こころみに建州衛の場合では、嘉靖初年

から隆慶末年に到る五十一年間に、阿都赤、

察哈、兀乞納、ト刺答、張成、也隆哥、撒哈

答、納速、木力哈、納木章など十人の都督が

出現しており、その中、察哈・兀乞納・ト刺

答の三人は嘉靖九年に現れ、也隆哥・撒哈

答・納速の三人は嘉靖十七・八の二年間に現

われてゐる。建州左衛でもこの五十一年間に  
 方中、章成、撒哈、松中、幹黑納、古魯哥、  
 伏答失、柳尚、勝華力、王忽、安台失、來留  
 住など十二人の都督が現われている。その中五人は  
 隆慶の六年間に現われている。建州右衛にあ  
 つては五十一年間に牙令哈、阿刺哈、察哈蒼、  
 真哥と四人の都督が出現し、他の二衛と較べ  
 れば少ないが、その中牙令哈と阿刺哈は、衛  
 の首長の奏保によらず、つ夷人を招撫して功  
 ありと自稱して陞賞を求めた人物であり、嘉

靖元年三月乙卯、ニとに牙令哈は「歷年效勞、在辺守法」の功を以て守臣に認められた者であり（嘉靖二年六月癸丑）、阿刺哈は「授任後」ば「人口を進送」したし功を以て都督に任ぜられた者であつて（嘉靖三年五月丙子）、家系上の理由や衛の首長に推挙を受け、都督になつた者ではない。

建州女直のみならず他の女真衛においても都督の数は増加してゐる。たとえば成化末年頃までの女真諸衛で、都督の在任したのは、

連州三衛・毛憐衛のほかには、海西女直の兀者衛・嘔罕河衛・肥河衛・益実左衛・弗提衛・成討温衛・考郎兀衛・亦迷河衛がある。とこそがこれまで都督の在任しなかつた衛で、弘治年間以後、都督が現われた衛は次の様に増えてゐる。

衛名	都督名	就任年月日
野兒定河衛	都督僉事加忽赤	弘治七年十二月辛巳
塔魯木衛	都督僉事竹孔革	正徳十四年五月己亥
塔山前衛	都督僉事速里忒	正徳十五年十二月庚戌

兀思哈里衛

都督僉事忽答木

正德十六年七月乙丑

撒刺兒衛

都督僉事都魯花

嘉靖二年二月辛巳三月戊申

法因河衛

都督土刺

嘉靖七年三月甲戌

者帖列山衛

都督僉事速納忽

嘉靖十六年正月戊申

默兒河衛

都督弗当哈

嘉靖十八年五月甲戌

朶林山衛

都督僉事額真哥

嘉靖十九年三月己未

可令河衛

都督僉事卜刺答

嘉靖二十一年五月辛卯

奴兒干衛

都督猛可

嘉靖二十二年正月己巳

雙城衛

都督撒苦答·禿塞格·幹昇革

嘉

靖二十二年五月己未

吉灘衛

都督僉事阿都赤

嘉靖三十四年正月辛亥

卜顏衛

都督僉事李羅

嘉靖四十二年二月庚申

かように弘治年間以後、都督が増加している。そして彼等は家系上の理由で昇任した者ではない。

これはそれ以前の都督への昇任の仕方と較べると異常（なありかた）あると言わねばならない。

都督僉事は正ニ品の大官であつて、開国以來、建州女直なら三衛や毛憐衛の首長に、海西女直なら兀者衛・肥河衛・嘔罕河衛といった巨大な衛の首長に授けられていた。そしてたとえ

ば建州左衛に例をとれば、凡察が都督になつたことを記す日大明宣宗實録曰宣德九年二月戊辰の條に「陞建州左衛都指揮僉事凡察、爲都督僉事、仍掌衛事」と見えるから、都督は巨大な衛の「掌衛事」を職掌とする者で、従つて本來は一衛につき一人というのが立前であつたようである。

その後、童倉が嫌真兀狄哈での捕囚の身を解かぬ阿木河に生還したので、明国は童倉を都督同知とし、旧印を收掌して建州左衛を管



(日大明英宗實錄正統七年二月甲辰)

掌せしめ、童凡察を都督同知とし新印を收掌  
 し、連州右衛を管掌せしめるとし、たこれ  
 を見ても都督は巨大な衛の衛事を掌する首長に  
 與えられる職で、もともとは一衛一都督とい  
 うのが五前であつたと思われる。従つて明末  
 に到つて、それまでは名もなき弱少衛に  
 數多くの都督が現われ、  
 連州三衛等  
 も一衛にして數名の都督が現われるのは異常  
 な現象であると言われぬはならない。

## 第二節 授官規程の改訂

このような異常な事態はどのようして起きたのであろうか。その原因は成化十四年明國が二十五年を以て陞職の率と定めたことによる、と考えられなくもない。すなわち司大  
 明實錄曰成化十四年十二月癸丑の條に  
 (上略)兵部言(中略)乞視天順間斟酌陞  
 襲年限事例、自天順四年至今及十八年者准  
 陞一級。雖無勅印而有招諭之功者、許襲舊  
 職。其自成化十五年以後非因撫安而來有所

求乞者、宜以二十五年為率方許之。命如議  
 と見え、天順四年以前に就職し現在に至るま  
 て十八年に及ぶ者は一級の陞任を許し、成化  
 十五年以後は、特に明國の撫安した者以外は  
 二十五年を以て陞職の率と定めた。この二十  
 五年陞職の例は、曰大明實録曰正徳八年八月  
 癸丑に、

准夷人雙城等衛指揮同知等官捨勒等六人各  
 陞一級。兵部奏、夷人授職率二十五年所部  
 無寇辺者、議擬陞職。捨勒等俱景泰天順成

佐間所授職、宜如例陞級、故有是命。

と記されるほか、成化二十年十二月壬午、弘治二年二月壬寅、正徳元年二月庚申、正徳元年三月壬辰、正徳二年二月辛巳、嘉靖十二年三月壬子等に記され、長年にわたる陞進の基準とされてきた。

しかし二十五年といえは人間のほぼ一世代に近く、壮年期に任官した者は老後に及んで始めて陞職が許されるのであつて、その間に死亡する者も多く、従つて上級職への増員は

實際にはおこなわれ難くなる。可大明実録に  
 成化二十年十二月壬午の條には、建州衛の陞  
 職請求者百五十四人中、二十五年の例を以て  
 陞職を許された者は二十五名であつたことが  
 記され、弘治二年二月壬寅の條には、建州左  
 衛都督脱羅の奏保した二百五十九名中、原職  
 の襲替の認められた者二名、二十五年の例に  
 より陞級を許された者十七名であつたことが  
 記される。これによれば女真人來朝者中、陞  
 進の希望を果した者はむしろすくなく、大部

分が指揮以下の下級職であつたと想像され、

この規定により都督にまで到る者はなかつたと察せられる。

明末に都督が増加した主要な理由は、弘治六年五月、明国が兵部の覆奏に従い女真人授官規程に变革を加えたことに由来すると思われ。すなわちこのとき大通事王英が都督の授官規程に言及し、「フニの頃へ都督の」各官が（部下を）約束（とりまり）し得ず辺方多警を致すので、今後、各衛掌印都督は、も

しこれまで過設がなく部下に犯辺者がない者

に（都督の）原職を襲うを許し、しからざる  
 場合はただ指揮使を襲わしめ、別に衆の信服  
 する者を選び都督に陞任せしめるようしにと  
 上言したことに始まる。もし王英の言の如く  
 するとすれば、これまで建州三衛の管下に犯  
 辺者のない者はなかつたのであるから、大部  
 分の都督が承襲の資格を失ない指揮使に格下  
 げされ、建州三衛の秩序は大混乱をきたすで  
 ありう。この上言に對し兵部は、下（都督）  
 各官の承襲はすでに久しく、一旦革去せば饜

端を啓かんし、て急激な改革には疑問を示  
 しながら、今後、海西、建州三衛、女直に  
 成化年間以後に陞任を請う者は、指揮以下は  
 旧によつて承襲し、都指揮以上、都督への陞任  
 を望む者は、必ずその部下に犯逆者がなく、  
 子孫の能く志を継ぐ者が否かを審査して承襲  
 を許し、一からざる場合は革去す。昇任を求  
 むる職は、左右都督以下、都指揮、僉事に至るま  
 で各一級を遞減し、かつ一度昇任を求めた  
 者は二度と昇任陳情を許さない。まゝ部族を



嚴しく治め、わが鹵掠を還し、犯逆の妻人を  
 捕え、漢人の逃亡者を歸す者は、具奏し陞賞  
 すしと覆奏し裁可されているへ曰大明孝宗実  
 録正弘治六年五月乙亥。右の兵部の覆奏に  
 よつても、都督への昇任の條件は、(一)部下に  
 犯逆者がなく、(二)子孫もよく志を継ぐ者であ  
 ること、であつて、そうでない場合は罷免し、  
 昇任を求め職は一級を遞減するといふので  
 あるから、嚴しさからいえば王英の榮言の趣  
 旨とかわりはない。これに反し、部落を治め

被虜人や掠奪品を返還し、犯辺夷人を捕え漢人逃亡者を返還するなど、明国に功勞のあつた者は陞賞すといふのであつて、都指揮階級の者でも功績さえ立てれば都督に昇任する道が開かれたのである。

王英は何故かような上言をおこなつたのであろうか。彼は大通事<sup>トウツウ</sup>で女真語に堪能であつたから女真人に知己も多く女真の事情もよくわきまえており、女真の都督等が侵犯事變の責任を回避しつづける事情に困り、明国边境

の安全確保のため旧い都督を格下ゲ、明国の  
の為に安寧を確保すふことを約束する者を新  
しい都督に任じ、多年にわたる辺境問題の解  
答を得ようとしたのであつて、嘗ては微賤で  
ありながら、今や旧支配層に匹敵する勢力を  
持つに到つた女真人が生れており、こゝした  
現実に対応した施策であつたと考えられる。  
そして右の措

置は最初は緩漫に、のち次第に頻度を増して嘉靖年間に入り、嘗て都督の家系になかった者が都督に昇る例が次第に増加し、新旧都督の交代がなされたのであろう。

右の都督昇任の規定は、嘉靖十二年三月、授職二十五年経過者の措置、勅書喪失者の措

置、勅書の眞偽の鑑別等の措置とともに再確認される。すなわち曰大明世宗実録正嘉靖十二年三月壬子の條に次の如く記されるのがそれである。

兵部議、上女直海西建州毛憐等衛夷人陞襲事例。一、女直夷人、自都指揮有功、討陞都督職事者、巡撫官譯審正身、及查勘功次、無搶冒等弊、例應陞授。然後具由連人咨報。否則就彼省諭阻回。毋濫送以滋糜費。

これによつて都指揮の者でも功績さえ認めら

此此は都督に昇進する機会の与えられよこ  
 が確定した。

それでは實際にどのような都指揮がどのよ  
 うな過程で都督に昇任したのであるか。た  
 とえば嘉靖三年五月、建州右衛の都指揮僉事  
 阿刺哈は、授職後一は一は中国被虜人を進送  
 した功により都督僉事に昇任させられ、  
 (日大明実録 嘉靖三年五月丙子) 嘉靖二  
 十二年、海西女直双城衛都指揮同知撒苦答等  
 は中国被虜人を送還した功により都督への昇

任を許さし（曰大明実録曰嘉靖二十二年五月  
 己未）、海西女直塔山前衛の夷人王中は、も  
 と海西夷元允住と者帖列山衛夷人禿郎中等と  
 殺し勅書三十五道を奪つた人物であつたが、  
 曰大明実録曰嘉靖十九年三月己未）、嘉靖二  
 十二年七月、虜情を明国に偵報した功により  
 都指揮僉事から都督僉事に昇進せしめられた  
 （曰大明実録曰嘉靖二十二年七月辛酉）。中  
 に建州衛の李哈哈尚の如く功をあげ、虜情  
 を偵報し、しきりに朝貢し忠順を致したか、


このことの爲にかえつて異謀を蓄える者と疑われ獄に入れられた者もいた（可大明実録正嘉靖二十三年五月辛亥）。しかしかように「ば」ば明国に入貢し、女真の情勢を明国に通報し、或は中国被虜人を明国に送還するなどの功により都督に昇任を許されたのである。

### 第三節 新興勢力の抬頭

しかし都督の地位は都督のみが厳格な權威をそなえ、部族成員が貧しく政治的地位も

低かつた旧い時代はこそあさむしい。しかし



嘗て  權威の象徴であつたこの地位は、部下

の犯辺行為を取締るなどの義務を明國に強いられるこ  
とによつて <sup>今や</sup> ~~かえ~~つマ行動の自由を奪われる  
桎梏と化した。新しい時代に即応した新しい  
集團の指導者には都督の地位すら必要ではな  
い。明代末期には南関哈達部の王台、北  
関葉赫部の逞加奴、仰加奴、建州女直の王杲、  
王兀堂、奴兒哈赤等が指導的であつたが、彼  
等の中には都督ですらなかつた者がいる。

## 〔葉赫部〕

葉赫部の

日滿洲実録

口の世系記によれば、始祖はモンゴル人で姓  
 は Tumet といい、Jang と名づける処にいた Hulun  
 の Nara 姓の部を滅ぼし、Nara 姓となり、Yehe  
 と名付ける河の岸に居住したのて Yehe といっ  
 たという。葉赫がモンゴル系だったとて、  
 何時頃フルンのナラ部を滅ぼしたのか。これ  
 を宣徳年間モンゴルの阿魯台が海西女直を討  
 った時期とする説もあるが、わたくしはもう

少し時代が降るのではないかと思う。明末の  
 葉赫で勢力のあつたのは逞加奴・仰加奴で、  
 はじめ哈達の王台の統制に甘んじていたが、  
 萬曆十一年八月、モンゴルの酋長と提携し、  
 哈達の猛骨孛羅を討ち破った。しかし萬曆十  
 一年十二月、李成梁にはかられ開原城外で戦  
 死した。彼等の曾祖父は**塔魯木衛**的兒哈你と  
 揮および都指揮の肩書で入明したかへ日大明  
 実録に成化十九年十二月庚辰・同二十年十一  
 月庚戌のち入寇の故を以て殺されたへ日

大明実録正徳八年八月乙亥。塔魯木衛は永樂四年二月庚寅に設置された衛で、首長は捏列哥の家系で占められている。捏列哥は兄弗刺出の駙を襲つて指揮同知となり（正統七年二月庚子）、翌正統八年正月丙子、指揮同知。正統十二年十一月乙巳指揮使、正統十四年二月丙寅都指揮僉事になつた。捏列哥の跡を継いだのは撒哈答で（景泰四年春正月丙寅）、都指揮僉事撒哈答の跡をついだのは子の童哈（成化十四年八月癸卯）、童哈と的兒

哈你との關係はあきらかでない。逞加奴等の  
 祖父は竹孔革（祝孔革）といひ、海西の老鼠  
 等と結んで犯辺し各夷の朝貢を阻んだが（正  
 徳八年春正月戊子）、招撫に依り入明し（正  
 徳八年六月辛亥）、一年の保留期間を付し父  
 の都指揮僉事を襲った。曰女真譯語に肅慎館  
 來文中に「海西塔木魯等衛都指揮僉事竹孔革  
 等一百一十六名、謹奏奴婢們今來叩頭進貢馬  
 匹貂鼠皮、至今多年了」と見えるのはこの頃  
 の來文である。その後日大明實錄には正

徳十四年五月己亥に都督僉事として來朝した  
 ことが記され、嘉靖三年二月庚子、同月己未、  
 同四年二月甲辰、同十年三月戊戌に來朝の記  
 事が見えるが、嘉靖二十四五年頃、哈達の王  
 忠に殺された。この蒙古族出身といわれる塔  
 魯木衛の家系には、旧くは都督の出たため  
 はない。恐らく的見哈爾の頃、モンゴルから  
 葉赫地方に移り住んだ一族が塔魯木衛の株を  
 奪い定住するようになったのであろう。竹孔革

は「各夷の朝貢を阻んだしといわれるが、葉赫は北関と稱される如く、東北アジアから開原に達するに不可避の要衝に移置しており、地の利を得て貨物を集散し、或は私兵を蓄え、掠奪に従事し、明末の繁栄を築いたと思われる。

「哈達部」哈達の王台の拠<sup>つた</sup>哈達城は、清河の上流の王杲城と稱される山城である。彼に「日東夷考略」に

當是時、台所轄、東盡、灰扒、兀喇等江、南盡





往往散居哈塔台柱・野黑・土木河・厦底鍋  
 兒間。(中略)詔授龍虎將軍視西虜。時乙  
 亥秋也。而台春秋於是乎高矣。台輿四、東  
 盡灰扒兀刺。南盡湯河建州。北盡仰逞二奴。  
 延袤幾千餘里

海西女直はことごとく王台に服屬し推戴して  
 君長と爲したといふが、君長といふ稱号は女  
 真にはないから、恐らくハンに推戴したので  
 ある。彼の威令は海西女直はもとより建州  
 女直の王杲・王兀堂から葉赫の逞加奴・仰加

奴にまで及び、遼東辺外隨一の勢力にまでの上った。

王台の世系は、遼表略に曰く山申聞見録に卷十一の一によれば塔山前衛左都督速黑忒の孫に於る。塔山前衛については大明実録に曰くは弘治十五年十一月壬辰に塔山前等衛女直指揮速黑忒と見えるのが初出で、成立年月もはつきりない。清史稿は速黑忒(克什納)の所屬衛を「克什納、嘉靖初掌塔山左衛」と記して「(同書)列伝十「萬伝」左衛

と前衛とは深い関係があつたのであろう。塔山衛は永樂四年二月己巳に設置され、頭目を弗刺出といつた。彼は正統元年九月辛亥、指揮同知に任ぜられ、正統五年冬十月庚午朔指揮使、正統十一年嘔罕河衛都督僉哈答の奏請を得て塔山衛から塔山左衛を独立させ、正統十一年冬十月丁巳（己卯）、正統十一年十一月己卯都指揮同知に、景泰元年春正月癸巳に都指揮使に昇任したが、その後來朝の事は存く、塔山前衛の速黑忒との関係も明らかでは

ない。——かき塔山左衛が塔山衛に出自した如く、塔山前衛も塔山左衛の兄弟衛で、本来海西の嘸罕河衛の被管であつて、都督の在任の事もなく嘸罕河衛や肥河衛に比肩し得べき勢力ではなかつた。

速黒忒につりては曰大明実録に嘉靖十年三月甲辰の條に次のように記される。

女直左都督速黒忒、自稱有殺猛克功、乞蟒衣玉帶金帶大帽等物。(中略)猛克者開原城外山賊也。常邀各夷歸路、奪其賞。速黒

忒殺之。速黒忒居松花江、距開原四百餘里。

為逸北江上諸夷入貢。必由之路。人馬強盛。諸部畏之。往年各夷疑阻。速黑忒獨至。

速黑忒もまた開原城外の山賊の一人であつて東北アジアの女真族の明國入朝にさいし、必ず經由しなければならぬ交通路の要衝に位置し、入明の人々の貨物を買ひ上げ、或は入明を阻止し貨物を掠奪し、他を排除し独占的に入明を果すなどして富力を蓄えたと察せられる。その子の王忠につりては日三朝遼事實

録口總略、

南北関の條に

嘉隆間、有王忠者、為塔山前衛夷酋、部衆強盛、凡建州・海西・毛憐等一百八十二衛二十所五十六站、皆畏其兵威。於是悉得國初所賜東夷一千四百九十八勅、因創寨于開原靖安堡。廣順關外住牧、以便互市入貢。即開原所謂南關也。當是時、東夷酋首之黠者、隸其部下、無一人敢為內地慮。自忠死無子。其姪王台、不能輯和部衆、遂各自為強、勅書亦皆分散。

と記されるよりに建州・海西・毛憐等女直が

皆その兵威を畏れる程の武力を蓄え、一千四百餘の勅書を驅使して朝貢の利を独占した。彼に付いては「隸其部下、無一人敢為内地患しとも詆ざれてゐるが、貿易の利を確保するにはは強力な武力を以て部下を統制し、明国の為に辺境の治安確保に専念した方が有利であつたのであろう。彼の姪王台も亦基本的にはこゝした封明協調策を受けつき、大をなすに到つたと察せられる。

〔建州女直・王果〕

王果は蘇子河畔の古勒

城を本拠とした建州女直である。彼の官位については  
 は日萬曆武功録には「王杲建州都指揮使也  
 しとあり、日東夷考略には「建州右衛都指  
 揮使也」と記す。しかし日大明実録には王  
 杲が都指揮使であつたことを示す記事はなく、  
 嘉靖四十一年五月庚寅の條に「遼東辺外屬夷  
 王杲等、導虜分衆入寇」と記される如く、明  
 国にその名の知れた時すでに無官の實力者であ  
 った。出自も系譜も不明である。彼は王姓であ  
 るから、童姓の建州左右衛の首長等と系譜



上のつながりがあったとは思われぬ。日萬曆武功録に王杲列傳に、

杲為人聰慧、有才辯、能解番漢語言字義。

尤精通日者術、舞智而慄悍、建州諸夷悉聽杲調度。

とあり、日東夷考略に建州の條に、

生而黠慧。解番漢語言字義、尤通日者術、

剽悍好亂、數盜辺、嘉靖三十六年十月、窺

撫順、殪備禦彭文洙。

と記されるから、恐らくモンゴル語、中国語

には通曉した実務家的指導者で、嘉靖三十六年頃までには建州女直に號令する程の勢力にのり上つて来た。彼がどのような過程で実力を備えるに到ったのか具体的に知ることはできない。ただ彼の住む古勒城は建州女直や輝發河流域の女真人が撫順に赴くさいに經由せざるを得ない要衝に位置している。多辯と稱された彼は才智にたけた商人であつて、葉赫の速黒忒がそうであつた如く、古勒に流入する貨物を集散し、或は掠奪するなどして富

を築き、私兵や畑作人を養い地歩を築いたの  
 であらう。彼は嘉靖四十一年土蠻罕（回們札  
 薩克回汗）が撫順、鳳凰城、湯站堡に侵入し  
 たさい、これと聯合して明軍を破り、副總兵  
 黑春を媳婦山（今の寧東堡）に敗死せしめた（  
 日大明実録正嘉靖四十一年五月壬子）。隆慶  
 六年、部下の哈哈納が明國に投降したことに  
 発端し、明國が返還に応じなかつたので王杲  
 は千餘騎を率い、汎河以南、清河に到る間を  
 侵掠し、以後明國との封立關係に入った。

この頃、撫順関において女真貢馬を受納する場合、明の備禦使は撫夷廳に坐し、女真人は官位に従い堂上に立ち、土物を奉獻したのち貢馬の驗査がなされる例であり、驗査は形式的で虚弱な病馬にも良馬の價を給する例であった（曰萬曆武功録四）。しかるに隆慶六年、賈汝翼が備禦使として就任すると、來貢の酋長十餘人を答うつなど、女真人の体面を損なう行為があった為、女真人は徒党を組み東州堡・撫順関地方から中國に侵入した。

王台の調停により一たん和議が成立したが  
 萬曆二年七月、王杲の部下の來力紅が投降女  
 真人の引渡しを要求したことから撫順関備禦  
 使裴承祖との争となり、裴承祖が殺された為  
 遼東總兵官李成梁の討伐を受け、古勒寨が陥  
 落した。王杲は哈達の王台を頼つて逃亡した  
 が、かえつて王台の爲に明國に引渡され、北  
 京に護送され、萬曆三年八月、藁街に殺され  
 ている。

王杲の子阿台は、その後哈達の王台の長子

(口萬曆武功録に王台列伝)

虎兇軍のもとに寄住して来たが、やがて亡父  
 の古城古勒寨に帰り、部族を糾合し、明国辺境  
 に侵入した。一か一萬曆十年九月および萬曆  
 十一年二月、李成梁軍の討伐を受け、古勒寨  
 は囲まれ、阿台は戦死している。後者の戦で  
 又ルハ千の祖父ギョーヤンカ、又タクシモ  
 乱戦の中に死亡したという。  
 「建州女直・王兀堂」 王兀堂にフリマ、萬  
 曆武功録、東三辺卷十一、二に「都督王兀堂  
 亦王台所部也。台最忠於漢。兀堂亦董德、與

它曾異しと記される。王台所部とは王兀堂が  
 哈達部であつたとの謂ではなく、明国との交  
 易の爲に王台に接近して来たことを言つたも  
 のであらう。都督王兀堂と記してあるが、彼  
 が都督に任ぜられた証拠はない。彼の本拠も  
 正確にはわからない。可東夷考略に建州の條  
 に「去豎陽二百五十里、爲王兀堂部」とあり、  
 曰萬曆武功録に王兀堂伝に「大將軍李成梁奏、  
 記長嶺・張其哈・刺佃子、東鄰兀堂、北旁王  
 杲、乃諸夷必爭之地」と記すから桓仁付近で

あつたろうか。

これより先萬曆元年、總兵官李成梁が、  
 此まで女真の狩獵場であつた遼東辺外の地方  
 を所轄地として取りこみ、寬奠等六堡を築設  
 し、この地方から女真人を追放した。狩獵地  
 を追われた王兀堂等數十人の酋長は巡撫都御  
 史張学顔に窮状を訴え、十岔口・寬奠等での  
 開市を要求した。のちに張学顔がこの事を明  
 国に上奏したので、萬曆四年、寬奠・永奠に  
 互市場が開かれることとなつた。この互市場



は馬市ではなく、明国の米布猪塩と女真の貨物とを易える市で、女真の主な商品は毛皮と人蔘であつたと思われる。

しかるに寛奠に市が開かれると、徐国臣と蒼頭軍劉佐とは市價を抑制し掠奪的価格で物資を買い上げ、また交易に来た女真人を死ぬほど殴打した。この事に憤つた女真人は自ら関市への貢路を絶ち、王兀堂は寛奠・靈陽諸堡攻撃を諸部と誓約した。しかしこのことは女真人胡凌狗によつて李成梁に報せられたの

で、萬曆八年三月、李成梁は女真に出兵し、王兀堂軍を追撃し鴨兒匱（鴨兒河付近）に到り山寨を攻め、女真人多數を殺掠した。その後の王兀堂の消息は明らかではない。

#### 第四節 貿易の發展と新興勢力

さてこれまで説いたように女真の指導的階層にかわつて、それまでは微賤であった者が抬頭するようになったのは、遼東における貿易の發展と深い関係があると思われ。

これより先、永樂三・四年、遼東互市の開

設が下令され馬價が定められ、永樂四年三月、開原・広寧に馬市が創建され、同年九月、遼東苑馬寺の設置となり、永寧等六監が設けられた。国初、馬匹の需要がたかまったので、取引に便利な国境付近に馬市が設置されたのである<sup>①</sup>。口大明実録に宣徳九年冬十月丁巳に、行在兵部奏、朝廷於廣寧開原等處、立馬市置官主之、以便外夷交易、無敢侵擾之者。凡馬到市、官買之、餘聽諸人為市。近聞小人或以酒食衣服等物、邀於中途、或詐張事勢、

巧為誘脅、甚沮遠人向化之心。請揭榜禁約、  
從之。

と見えるから、官貿易のほかに私貿易もおこ  
なわれていた。

女真の朝貢人員は、はじめ制限が加えられ  
なかつたので毎年増大し、江嶋壽雄氏の研究  
によれば宣徳年間には毎年ほぼ三四千人が朝  
貢した。このため正統年間に入り、二年十月  
四年八月、六年二月、主として海西女直を対  
象として朝貢制限が下令され、人員は一衛に

私的  
な

つき二三人から四五人、一年一貢または三年一貢、貢期は農隙に限ること定められた。女真人にとって朝貢はいつでもよかつたが、貿易が朝貢の際にのみ許される定めであつたから、朝貢の制限は死活の問題であつたが、朝貢制限とほぼ同時に正統四年八月、開原での互市貿易が許可され、女真人は北京に行かずとも開原南関市に赴き、付帯貨物の交易が許可されるようになった（曰大明実録正統四年八月乙未）。北京への朝貢および北京

市街での貿易は従来通り許されていたので、女真人は北京での貿易に加えて開原においても貿易の機会を与えられることとなり、朝貢人員制限による損益を差引いても、なお餘りある利益が約束されたと思われる。

開原の市場は定時に開かれたかどうか、全遼志 屯卷一、山川・関梁の條には、著名な馬市禁約が記されている。

開原、毎月初一日至初五日開一次。広寧、

每月初一日至初五日。十六日至二十日開一  
 次。聽巡撫官定委布按二司管糧官。分投親  
 臨監督。仍差撥官軍、用心防護、省諭各夷  
 不許身帶弓箭器械、止將馬匹并土產物貨赴  
 役處。委官驗放、入境開市。本處亦不許將  
 有違禁物貨之人與彼交易。市畢即日打發出  
 境、不許通事并交易人等專一、與夷欺侮出  
 入、貧多馬匹、及偷盜貨物。亦不許撥置夷  
 人、指以貨物為由、符同詐騙、取財分用、  
 敢有擅放夷人入境、及縱容官軍人等無貨者、

任意入市、有貨者在內過宿、窺取小利、透  
 漏辺情者、許審問、明白俱発兩云煙瘴地面  
 充軍、過赦並不原宥、或本処通事俱不許有  
 所求索、或因而受害。就彼査処。其鎮守總  
 兵等官尤専心体察。并一応勢豪之家。俱不  
 許私將貨物仮充家人伴当、時常在市、出名  
 買売、俾所司畏勢縱容、無法関防。如有  
 聽彼処巡按御史緝訪拏問、具招發遣、罪不  
 輕貸、敢有容情、一体治罪、不許故違。

右は成化十四年十一月初四日の禁約であるが



正統四年に開かれた南原南関市の互市場も、常時開かれるといふのではなく、月に一回か二回、定期的に開かれたのではあまいか。

天順八年に到るまで建州女直に朝貢人員の制限はなかつたが、同年七月、撫順にも馬市が開設され建州・毛憐の女直は撫順經由で朝貢するよう定められて後（日大明実録に天順八年七月乙未）、同年十月、朝貢制限令が出され、建州・毛憐衛人は毎衛百名となつた（日大明実録に天順八年十月乙巳）。撫順馬市

の位置については中山八郎氏の研究もあるが<sup>②</sup>江嶋壽雄氏の研究によれば撫順城内か或は城東門外に設けられた<sup>③</sup>。この馬市は私市的なる市場であり、勅書公文の審驗や貢獻馬の驗査は撫順関外でおこなわれたろうという。

撫順馬市は何故開かれたのであろうか。馬市開設後三か月に一々天順八年十月には建州・毛憐・海西女直を対象として朝貢人員の制限が發令されており、建州、毛憐は毎衛百名と定められた。二の下令による女真人の不满

を避けるため撫順馬市が開かれたとも考えら  
 れるが、実は明国の方でも女真との貿易の松  
 木を望んでおり、建州女直に對しては、より  
 便利な撫順に市場を開き、物資の集散を容易  
 にしようとしたのであろう。恐らくこの頃か  
 ら貂皮および人蔘の需要が増大し、貿易拡大  
 の機運が醸成されつつあったと察せられる。

撫順馬市の開催時期が定期的であったか或  
 は常時開かれたものか記録はないが、恐らく  
 開原馬市に準じて月に一回か二回、定期的に

開かれたのではあるまいか。ただし定期的とはいうまでも禁約に定められた市期は間もなく崩れて正しくは守られず、兀良哈や女直は開市を要求する時は、何日が前に使者を派遣し市期を約して交易を通じたいという<sup>④</sup>。さてこれまで説いた如く、明代初期においては女真人は部族あるいは部落の長者に率いられ、<sup>南京について</sup>北京に朝貢し身分に応じて定められた撫賞を興えられ、附帯貨物は朝貢時のみ私市あるいは街市におりて貿易が許されるのみで

あつて、従つて利益にも限界があつた。しか  
 るに正統四年以後は開原で、天順八年以後は  
 撫順において私的な互市場が開かれ、女真人  
 はわざわざ朝貢せずとも、貨物を開原または  
 撫順に持参するのみで貿易が許可されるよう  
 になつた。天順八年の撫順馬市開催の時期が  
 鞆皮貿易の盛況の開始期に當つてゐること  
 も注目したい。人蔘貿易も同時に盛んとなつ  
 たであらう。成化年間以後、女真と明国・朝  
 鮮との間に活潑となつた貿易は、馬文升等に

毛皮

よる制限によつて一時衰へる事態も生じた  
 が、官私にわたつておおむね順調な展開を示  
 した。貿易路の沿線には多くの富裕な女真商  
 人が発生したが、最大の致富をなした者は原  
 産地の狩獵民や商人ではなく、消費地に最も  
 接近し巨額の金銭と商品を左右する問屋的乃  
 至は卸売的商人であつたと思ふ。彼等の或者  
 は組織力を利して活躍し強盜的商人団に変わ  
 つて行つた。葉赫部の祖竹孔革について曰大  
 明実録正徳八年春正月戊子の條に、

時海西賊首老鼠・乃留等及都督加哈叉・竹  
孔革等屢犯辺、阻各夷朝貢。

と記し、曰東夷考略曰山中聞見録曰もほ  
ほ同様の趣旨が見え、また開原城外の山賊猛  
克を滅ぼして賞を受けた哈達部の祖速黒忒も、  
各族の朝貢に必ず通過すべき要衝に位置し、  
商品を手右に富力の基礎を築き、朝貢を妨害  
し強盗的手段によって行旅の商品を奪い、次  
第に勢力を得たのであつて、後全国成立前夜  
において、有力な土豪が女真の奥地には發生

せず、明国辺関に最も近接した地域に發生してゐること。商品流通の構造を考慮するとき、明末の女真新興勢力は右のような事情により抬頭したと考えた方がよいと思う。

富力を蓄積した商人等は、財富の一部で耕牛や農具を買い、土地を畑作人に耕作させて生産力を向上させ、一方では自衛の為に私兵を蓄え、私兵を養う為に耕地を拡大させるといふようにして、次第に土着的政商にのり上つて行つたと思う。彼等はまた買締め或は強



奪によつて勅書の兼併をおこなひ、一方では  
 中国にめざましい貢納品を送り被擄人を送還  
 するなごして恩顧を得、嘗ては微賤の者であ  
 りながら遂には遼東辺外の雄にまでの上つた。

建州女直にあつてもこゝろした事情は同様で  
 あつたと思われぬ。一衛に一都督が存した明  
 代初期の慣行は崩壊し、嘉靖隆慶年間に建州  
 衛に十人、固左衛に十二人、固右衛に四人の  
 都督が出現してあり、彼等の出自はもはや明  
 白ではない。そこには明国の統治方針の改訂

によつて村落の統治者の政廳がおこなわれ、  
 新しい事體に即応し得る如き新たな統治者の  
 成長が内部に於て進行し、史料にも載らぬ數  
 多くの埋もれた内訌を経過し、新旧勢力の交  
 代がなされたのであらう。新興勢力の中心は、  
 世襲的身分によらず、貿易による獲得した経済力  
 によつて優位を確保した、嘗ての微賤な下級  
 成員であつた。明國との貿易によつて勢力を  
 得た彼等は、従つて或時期には事大主義的性  
 格を強く持つていたことはやむを得ない。

ーかーながらわれわれは、建州女直の歴史にはもう一つの流れのある事を忘れることができない。先に説いた如く成化年間以後建州衛治下の女真人等が武力的集団をなし、相互に連繫を保ちながら鴨緑江下流域に猛威をふるい、且これを建州等衛の支配者が鎮圧し得ず、衛の中央集権的組織の脆弱性を暴露した。かような在地に芽生えた運動の流れが、王杲・王兀堂・阿台・奴兒哈赤のそれに連なるものではあるまいか。相当の武力を持ちながら、

彼等にはほぼ共通——た性格は、中国の官位を持つ  
 たぬこと、官職の受領に執着を示さぬこと、  
 不遜とも言える誇り高い態度に示される如く、  
 強い民族主義的意識に支えられてゐることである。  
 武力を擁して辺陔への侵入をくりかえした彼等  
 の間では、部族間の葛藤<sup>を治め</sup>、秩序<sup>を与え</sup>、国際貿易上  
 の不安定性を克服するといった諸問題を合理的  
 に解決すため、問題に対応し得る政権を組  
 織することがおのずから共通の輿望となつ  
 て来たと思う。又ルハ千の登場はこのように

一々時代の期待に応えたものであった。

#### 第四節補注

① 江嶋壽雄「明代女直朝貢貿易の概観」一〇一—一頁

② 中山八郎「明代滿洲に於ける馬市開催地に就いて」日人文研究 七才七卷八号、一九五六年。

③ 江嶋壽雄「前掲書」一四—一五頁。

④ 江嶋壽雄「続遼東馬市管見」日史淵 七才八三輯、昭和三十五年十二月、七七頁。

